

寛政元年九月幕府諸候をして豫備倉を置かしめ萬石毎に粟五十石とせる旨太平年表に見えたり

鳥取藩も亦これらの制度を用ひて非常に備へたり

伯耆誌に依るに我日野郡内の倉庫左の如し

社倉義倉官倉調 義倉社倉下ニ數量ノ記入ナキハ原本ニ欠ケタルニ依ル

月瀬村	義倉	一	社倉	一
湯谷村	社倉	一		
中園村	社倉	一		
畑中村	官倉	一		
楢原村	官倉	一	義倉	一
大宮村	官倉	一	義倉	一
下阿毘縁村	官倉			
狩場村	義倉			
矢原村	官倉	一	義倉	一
上萩山村	義倉			
生山村	官倉			
矢戸村	官倉			
西上村	義倉			
川上村	義倉			
萩原村	社倉			

多里村 社倉 義倉 二
新屋村 官倉

註 官信は地蔵と稱し年貢米を納入し義倉社倉は凶荒豫備倉庫なり

明治五年六月の本郡奥構に於ける調査左の如にして以つて一般を知るに足らむ

明治五年壬申六月調

郡長兼戸長 入澤格治構

(第百六區) 御地蔵 糶藏數地調

一糶藏	日野郡上阿毘縁村四十四字ハゲノ前
一地蔵	同郡下阿毘縁村二十字宮ノ前道下タ
一地蔵	同郡矢原村六十七字御藏屋敷
一地蔵	同郡小瀬村八字御藏之元
一地蔵	同郡二部村貳字鍵原
一地蔵	日野郡日谷村一字荒神前

御地蔵と稱するは所謂官倉にして、糶倉と稱するは義倉若しくは社倉の謂にて、俗に五分糶藏と稱したり。本郡日野村大字本郷に糶藏の棟札を保存す左の如し

日野村大字本郷御糶藏之事

舊本村御園糶藏は本郷村字横畑にあり、明治十二年七月頃本郷小學校の校舍に充用し、二十五年十月渡尋常小學校改築の用材となす、現存せる棟札左の如し

安政三年	御普請奉行 岡本儀三郎	根雨宿 梅林喜平治	大工棟梁根雨宿 房吉助
御園籾藏御新造	同 下奉行 藤三郎	月瀨村 西村吉左衛門	木挽棟梁渡村 萬藏
御銀井三諸入用共出精人	大庄屋 飛田惣左衛門	渡甚右衛門	庄屋金藏材木引受 下作舞利右衛門
手代 彌一右衛門	平藏	甚原左衛門	
丙辰九月吉日	庄屋 金藏		

圍籾の利殖維持法は、各村に於て多少異れりと雖も、明治大正迄之が繼續を圖れるものは、各村部落有財産として處分し、部落發達の基となれり。今左に舊幕時代の利殖法につき左の文書を擧げん

(下黒坂生田家文書)

一 御園米利足年中八朱宛に而村々人別物借致居候處嘉永元年申年無利息三年賦被 仰付候然ル處右構村々者人別江敷貸し不致秋米に而年々取立翌年植付扶持貸付來居候に付人別手前貸付石數年々増減有之難違平等御救に相成様難割付依之矢張り下地の通り貸付取立米を以年賦返上納致し殘米を以後年村方難違間凌之立米に致置植付扶持に貸渡度六月拂願米致候得ば植付後方稔等致し御米代上納不仕而は不相成左候得ば枯草こやし行届兼可申旨申論し候處一同得心仕下榎村下黒坂村久住村小河内村に而元米四拾石計り村用立米致し申候處下榎村方類に元利割渡吳度旨申出候に付伺之上難違人別え安政三辰年割渡し殘三ヶ村元利五拾石餘に茂相成居申候村方難違之凌に急度相成可申候

第六節 諸負擔及庸役

收斂誅求飽くなきの藩政時代に於ては、前述(租稅部參照)の如しと雖、尙藩の財政潤澤ならざるや

種々の名目を以て農民に負擔せしむるもの一切に止まらず。當時社會の階級は士農工商の順位にて、農工商は百姓町人として輕視せられ、士分階級に對しては更に不敬反抗を許さず。殊に士分階級は苗字官名乗を有し、大小二本を腰間に佩ふるのみならず衣髮の制も大に異り、大道を濶歩して百姓町人を壓したり。然りと雖「武士は食はねど高楊子」の俚諺に反するの事實は蓋し鮮少にあらず、常に財政難を訴へたり。百姓町人は實業家にして物資の供給者なり、武士は表面威權を弄すると雖衣食住の安定を求むるは、蔑視せる百姓町人に求めざれば飢渴の驚異を免れざるなり。

百姓町人は武士階級に入ること甚だ困難にして、尙且つ社會的地位の向上を希望する豪紳商少からず。上下の希望は互に呼應して藩の財政難は救はれ、百姓町人にして士分の待遇を受けて満足するに至る。藩の城池は勿論江戸藩邸等不時變災の時若しくは勘定所の財政不如意の時等は、種々なる名目を以て豪農に負擔せしめ、之に對して待遇賞典を與へたり。(役員待遇參照)

左に其概略を擧げん

- 一 苗字帶刀御免 永代。二代限。一代限。役中の數種ありて明治維新當時永代格の家は士族とほる。
- 二 郷士 總ての御觸を郡奉行より大庄屋宗旨庄屋へ大庄屋宗旨庄屋はこれを庄屋を経て人民に通達せるを郡奉行より直に觸れたる家。
- 三 直觸 總ての御觸を郡奉行より大庄屋宗旨庄屋へ大庄屋宗旨庄屋はこれを庄屋を経て人民に通達せるを郡奉行より直に觸れたる家。
- 四 御目見 藩主への謁見なり禮席なり禮銀を納めたりといふ。
- 五 扶持米 支給代々。一代限。
- 六 甲冑授與
- 七 差紙詞令。

八衣服授與

舊藩中献金或ハ功ヲ立候ニ依リ被下米及苗字帶刀御免サレ候人名書

(但シ職務勤中苗字帶刀御免等ノ人名ハ數多有之候ト雖之レハ除ク)

(黒坂三輪家文書)

生山村

段塚六良左衛門

御目見御直觸代々苗字帶刀御免
貳拾人扶持

外 御下札入被下米三百三石三斗三升三合(嘉永五年調)

郷士ニ御取立(嘉永五年以後年代不明)

黒坂村

緒形四郎兵衛

御目見御直觸代々苗字帶刀御免
拾五人扶持

外ニ御下札入被下米三拾石并ニ百貳拾石

御差紙ニテ被下(此差紙入百貳拾石嘉永年代願ノ上本米百拾石御下札入ニシテ被下(同前))

郷士ニ御取立(同前)

黒坂村

緒形市兵衛

御目見御觸代々苗字帶刀御免

五人扶持

外ニ御下札入被下米貳拾五石

但シ此御下札入ハ郡内渡村耕地ニ懸候

水路自費營築ノ功ニ依リ被下

外現米五百石ヲ御預リ相願年々

利米ニシテ貳拾五石宛御渡相成(同前)

郷士ニ御取立(同前)

下石見村

古都源八

一代々苗字帶刀御免

拾人扶持被下(嘉永五年調)

根雨宿

梅林彌三郎

一雲州候御本陣相勤候ニ付

代々苗字帶刀御免五人扶持被下(嘉永五年調)

二部宿

足羽伊右衛門

一同 上(嘉永五年調)

外ニ

一慶應三卯年十一月御目見御直觸

第二章 經濟

第二章 經 濟

一孫篤之助野州宇都宮攻城之節致戰死候
軍功ニ據リ代々三人扶持下賜

一二四四

上阿毘緣村

木 下 万 作

一代々苗字帶刀御免七人扶持

并ニ一代限三人扶持被下 (嘉永五年調)

宮原村

大江平兵衛

一代限苗字帶刀三人扶持 (嘉永五年調)

根雨宿

近藤平右衛門

一代々苗字帶刀御免七人扶持

并一代限リ三人扶持被下 (嘉永五年調)

外ニ

一安政三辰三月御目見御直觸

一安政四巳六月米百石差紙入代々被下 (文久元年右差紙入百石更ニ御下札入ニテ被下)

一慶應四年御札席大庄屋上席被 仰付

一明治二年會見郡長者原御助成之内六石永々賜候

黒坂村

甚 兵 衛

一御下札入被下米八石

(式郡野田船場兩村ニ懸ル水路自費營築候功ニ依リ被下)

一同 五石

(式郡黒坂小河内兩村ニ懸ル水路營築候功ニ據リ被下) (嘉永五年調)

狩屋原村

長 八

一御下札入三石

(式郡元狩屋原村一村開基の功ニ據リ被下) (嘉永五年調)

久古村

西古彌三右衛門

一一代限苗字帶刀御免 (嘉永五年調)

月瀬村

西古吉左衛門

一役中苗字御免代々七人扶持 (嘉永五年調)

外ニ

孫代迄苗字帶刀御免 (嘉永五年以後)

嘉永五年以後更ニ仰蒙リ候人別左ノ如シ

二部宿醫師

足 羽 純 亭

一御目見御直觸代々苗字帶刀御免

第二章 經 濟

一二四五

年未詳郷士トナル日野郡ニテ郷士ノ創初也

溝口宿

野坂榮

一御下札入五石五斗壹合

代々苗字帶刀御免

一代々七人扶持被下

悴代迄苗字帶刀御免

一御下札入四拾貳石貳斗四升六合

代々苗字帶刀御免

一御下札入貳拾八石壹斗六升四合

其身一代苗字帶刀御免

一代々苗字御免三人扶持被下

以上日野郡内ニ於テ舊藩ヨリ蒙仰居候處維新ト相成候際

苗字帶刀或ハ苗字ニテモ代々ノ免ヲ請居候者ハ士族江御引立被下米モ其儘御渡ニ相成示渡家祿ニ御引直シ被下置候

御下札入或ハ御扶持代々被下置候者ト雖モ苗字帶刀ノ免無之又ハ其身一代或ハ三代モ苗字帶刀共御免相成居候トモ代々ノ御免無之

人別左ノ通

木下武平

入澤治

西村吉平治

(附 西村吉左衛門ノ如キ吉郎ハ本家相繼吉平治ハ二男ニシテ分家タルモ代々苗字御免ノ者ニ付士族ト相成吉郎ノ如キハ本家タルモ被下米御引揚平民籍ト相成候)

士族江御取立相成候人名

段塚六郎左衛門 當時 段塚四郎 緒形四郎兵衛 當時 緒形儀八郎

緒形市兵衛 當時 緒形平夫 古都源八

梅林彌三郎 當時 梅林平三 木下万作 當時 木下今太郎

近藤平右衛門 當時 近藤喜八郎 足羽伊右衛門 當時 足羽廣太

野坂榮 當時 野坂金次郎 木下九八郎

足羽純亭 平民トシテ被下米御引揚ノ人別 西村吉平治

甚兵衛 當時 三輪要三郎 長八 當時 池岡産三郎

西村吉左衛門 當時 西村吉平 入澤格治

木下武平 當時 木下彦四郎 西古彌三右衛門

大江平兵衛 (右當時ノ名前ハ明治四年則分別セラレシ時ノ人名也)

藩より命ずる諸負擔の名目は種々ありと雖大凡左の如し

一御借銀 藩 債

二御國恩冥加 差上金品

イ 冥加

ロ 用命差上金

ハ 就職差上金

其の煩累言語に盡し難く、殆んど寧日無き有様にして、其の負擔の重きは想像に餘りあり。生山段塚家に文書あり、其間の消息を物語るものあり左の如し。

(生山段塚家文書)

文政十三年頃 舊功書 貳冊之内乾(生山段塚家の分家にして印賀段塚の本案西伯郡成實村段塚廣治所藏)
十月差出候扣 同御書付並御書寫 貳冊之内坤

安政二年卯三月御書寫し

舊功書は主として段塚彌右衛門の御借銀(藩債)に對する功勞を列擧したり。抑も同書に依りて見れば、御借銀は寛延三年に初まりたる由記せり。

御借銀に對しては唯當人に止まらず、廣く全郡民に之を募集し、大庄屋は是が募集の任に當り、加ふるに三拂上納冥加差上金等應接に違あらず。殊に上納杯幾度か大庄屋にて延期請願をなし、尙聽されざる時は取換へて上納せることも屢々なりき、爲に退職を届出で其の理由の病氣なる場合にも係らず、藩はこれを認容せず、假借する所なく處罰したり。舊功書に左の記事あり

- 一周藏儀大庄屋役安永七年迄九ヶ年之間相勤病身に付御願申上退役仕候此砌迄は折々先納被仰付無滞相勤申上候(周藏は後六郎左衛門と改稱す段塚家第五代なり文化四年九月三日卒)
- 一同人江天明三年再役被 仰付候處病身ニ付翌辰年退役奉願候處達而相勤候様再三被 仰渡候得共相勤リ不申ニ付押而退役御願申上候依之蒙 御阿閉門被 仰付候

以て其當時に於て對民衆政策上大庄屋其人を得ざるべからず。殊に煩勞多ければ其任に當るを肯せざ

りし關係もあらむか、御用銀募集の困難は左の同家文書御書附並御書寫中に記事あり、其の一斑を知るに足らむ。

舊 功 書 文政十三年寅十月差出候扣

二 冊 之 内 乾

(生山段塚家文書)

段 塚 五 助

- 一段塚彌右衛門無名之節元文寛保の頃より寶曆三年迄中庄屋役相勤候得共年數相分不申上候
- 一元文之頃より御勝手方御難澁に被爲在年之御借銀先納御借銀被 仰付調達仕候書類等御座候得共員數年月相分り不申上候
- 一寛延三年御借銀始而願書申上銀三十貫目調達仕候依之無名之者へ小谷十左衛門様佐藤甚太夫様建部其藏様より御直書被遣候爰元よりも書通を以御受引申上夫より引續き御用向相勤其後無名之中御借銀等に大庄屋に連名にして被遣候も御座候
- 一寶曆三年五月格別之御用之由にて高田平次郎様黒坂村迄御越被成彌右衛門御呼出し御急手御用銀御國內一同被 仰付御郡には辻にて大庄屋へ被 仰付候得共日野郡之儀は彌右衛門壹人へ御差圖にて被 仰付候趣被 仰渡難有御請仕相勤申上候儀御座候
- 一同年宗旨庄屋役被 仰付此間も御扶持拾人被遣家名帯刀御免被 仰付候中一年過同五年大庄屋役被 仰付當分宗旨庄屋役も兼帶被 仰付相勤其後中構之大庄屋も兼帶相勤申上候儀御座候
- 一彌右衛門勤中毎度之御拂多くは先納被 仰付毎々借替上納仕候且並相之御用銀村並割賦差出し候上別に御借銀被 仰付相勤調達仕候其上御勝手方御用大阪引相御廻米取作廻等迄被 仰相勤申上候
- 一御急手御用に付而は御拂上納前月十日頃より當月の五日或は十日十五日と皆濟仕引續先納被 仰付其月の内に後之御借銀先納仕候書類は間々御座候御運送銀格別に御急手之節は銀子自分包にして御郡より直に大阪表へ運送仕候儀に御座候右之通取作廻仕候事彌右衛門緒形四郎兵衛兩人相勤外大庄屋共より類外之儀に御座候
- 一右之通年々出精相勤候處猶又急御銀格別に出精仕候様被 仰付他所借入等精々出精仕其砌先年御郡中へ御下札に御附被遣候御米三百三十三石三斗三升三合の内爲勤功頂戴被 仰付候様御願申上三百三十三石三斗三升三合村々御下札に御附被遣候其後御急手御

用向引續相動候に付御目見被 仰付又御扶持拾五人被遣候御國內類例も無御座結構に御備被爲下置御用向も引續不納被 仰付相動申上候

但右御下札付頂戴米寶曆四年に被 仰付明和二年迄拾貳ヶ年之中被遣同三年より壹ヶ年限御借上被 仰付同六年迄半減同七年より半減に貳歩御返被遣同年より懸り物共九拾九石貳斗五升八合一年限御借上に相成居候得共御下札表にて御米は其儘被遣候別御取立にて當年迄六拾五年の間冬拂御直段にて代銀上納仕候

一此以外名田御禮米等調達仕御滞に相成居候口も御座候様相見へ候得共員數も分り兼外に並合同之儀に付精銀之内へ書入不申上候

一寶曆十年芝御屋敷御類焼之砌金子貳千兩調達仕釘地鐵壹万貫目献上御願候處御間届被 仰付候右に付御屋敷御普請御手傳に相當候哉御屋敷御支關裏に段塚彌右衛門と申御掛札被爲成候處明和九年御屋敷御類焼に付其節より右御懸札無御座由傳承仕候

一明和七年之秋彌右衛門儀及老年退役御願申上候處御間届之上伴周藏(六郎左衛門)へ跡役被仰付引續相動申上候

一同九年四月彌右衛門病氣及大切悴周藏へ家續被 仰付候様御願申上置同年江戸御屋敷御類焼被爲在候に付御借銀百三拾貫目御願調達仕候同年冬彌右衛門へ被遣候御扶持方之内五人御減家續被 仰付候

一周藏儀大庄屋役安永七年迄九ヶ年之間相動病身に付御願申上退役仕候此砌迄其折々先納被 仰付無滞相動申上候

一同人へ天明三年再役被 仰付候處病身に付翌辰年退役奉願候處達而相動候様再三被 仰渡候得共相動り不申に付押而退役御願申上候依之蒙 御阿閉門被 仰付候

一六郎右衛門(周藏)寛政十一年 御公務被爲蒙 仰候節承り懸け在中一番に御銀調達願書御間届被 仰付兼而志宜敷旨 御稱美被遣先格之上代々名字帶刀御免被 仰付候

一文化四年九月六日六郎右衛門病氣及大切悴五助へ以前之通被 仰付候様御願申上候處同十二月願之通家續被 仰付翌三月先格之通御直觸御目見被 仰付候

一彌右衛門より以前之儀は何茂相分り不申同人無名之節元文中より御借銀先納等差出引續御借銀操合并御勝手方御廻米取揃之儀

被 仰付夫より六郎右衛門動中明和安永年中迄四拾ヶ年位之間年々月々取作廻記録無御座夫々相分り不申上候別紙御書附類并荒増相分り候分左之通相認め申上候年々出精仕候趣は相残り候御書類并に御郡代様御直狀に御賞美被遣候御文言御座候自分出精之外御役向借替等も同役中よりは余分出精仕候様子御書面に相見へ申上候右に付而は御國內無比類御備被爲遣結構之家柄に御立被爲下余身生々世々冥加至極難有仕合奉存候

覺

一銀六拾八貫七百三拾三匁三分四也 壹 口

一同貳百四拾四貫四百七拾匁八分四也 壹 口

二口合參百拾參貫貳百貳匁壹分八也

寶曆拾參年被 仰出候五拾年賦御下け残り明和五年御滞銀奥構辻四百八拾六貫八百八拾三匁三分四也之内

一銀六貫八百貳拾四匁貳分四也 壹 口

五拾年賦右同斷御滞銀 壹 口

一同參拾九貫貳百六匁參分四也 壹 口

右貳口奥構百九拾七貫七百參拾貳匁八分三也之内

一同四拾貳貫百拾六匁五分七也

明和年中御滞銀

一米貳千七百石

寶曆四年差上

一米貳千七百石

此分御差別不相分

一 小割鐵目方壹万貫目
 釘地鐵駄にして參百七拾駄余
 寶曆十年辰芝御屋敷御類焼之節願献上
 右は彌右衛門勤中

一 銀百貫目

安永元年願御借銀辻百參拾貫目之内參拾貫目翌年御下げ被遺残りの分

一同八貫目

寛政三年御用銀差出置候分

一同五拾貫目

三 口

右寛政十一年御公務被爲蒙 仰候節差上

一同貳拾五貫目

安永八年御用銀

一同參拾貫目

享和三年御内御用御元入殘當時六貫目御滯銀

一同參拾五貫目

文化三年御用銀御元入殘貳拾八貫目當時御滯銀

右は六郎右衛門勤中

一 銀參拾貫目

文化六年御公務被爲蒙 仰候節差上

此外彌右衛門代村並御割賦御用銀は毎度出精仕候

右之通相見へ申上候前書にも相認め候通日記年數長之儀に付具之儀は相分不申上候

彌右衛門出精相勤候趣は御書付表并御書面に相見申上候に付別紙 御書付寫之先へ御書數通寫し置申上候此外出精仕候趣之御書數百通所持仕候以上

文政十三年寅十月

附

一 於生山村畑讓り渡永代證文は勿論書類一切無之賣買約定相濟候上村名寄張紙仕候迄に御座候

一 人家火炎并變死人古來承及不申

一 御召捕人并懸り合に而及願達候事承及不申

一 一村内之儀は前々より何等に不限村役人に不拘私方より談示合相仕廻申上候

右之條々此度之御書上に不相當之儀に御座候得共右之通村内一致仕候事も以御蔭連々結構に御立被爲下候規模と雖有奉存候就而は

先祖之者共之寸功と奉存相認め申上候吳々も農家無比類家柄に御立置被爲下候御國恩生々世々冥加至極難有仕合奉存候

但右之通村内之儀懸り合等御達申上候儀は無之候他村と懸り合之儀は無余儀出來致し候事も御座候

以上

御書附并御書寫 文政十三年寅十月差出ス扣

貳冊之内

坤抄

(生山段塚文書)

去る八日の書狀相達令披見候甚寒の節貴殿彌無事被相務一段の事に候
 一年賦銀此度別紙目六之通被差越今落手候日々被申越趣入念如何様にて不苦候間此以後共に宜取計可被爲候
 一先達而四郎兵衛へ申談候趣被致承知隨分可被致出精旨第一御爲の儀拙者も力を得申候猶又明日十太夫爰元出立來る十六日には貴
 郡へ罷越し候間何角打込無遠慮存寄可被申談候依之委細不申入候間十太夫へ様子承り被申出精可被致候
 先達而も申入候通貴殿四郎兵衛儀は格別の緣故少しも爲惡敷相成候様には不存儀に候間其段は少しも無心遣兎角跡々迄御爲宜
 敷格別の工面に而出精可有之候右の通に候得者内外の儀とも存寄の儀は可被申聞事に候左候得者跡々迄善考取計致し方も有之に
 付荒増此段申入候一通り表向計の儀に而は御爲にも相成不申拙者力にも成不中心持欠違間違も出來いたしくは貴殿爲も惡敷候間
 善惡内存ともに無遠慮追々書狀にても具可被申付候此度は十太夫罷越候に付拙者同事に存候間万々可申談候右之段迄荒々返答に
 および候恐々謹言

十二月十三日

内 山 定 次 郎

段塚彌右衛門殿

書狀令披見候御郡中無別條一段の事に候然は急御用御借銀此度貴郡へ被 仰付貴殿へは格別出精被致候様申入候處時節柄惡敷調が
 たく他國借り受等被致先正味五拾貫日被致調達偏出精故と存候猶又急々工面も被致候様存ずる義に候右返答如斯候恐々謹言
 六月二十二日

河 田 丈 右 衛 門

宮 崎 新 三 郎

庭 本 小 八 郎

段塚彌右衛門殿

書狀令披見候各彌御無事一段の事に候御郡相變儀も無之由珍重の事に候
 一彌右衛門去る二十一日黒坂まで歸着内談の趣被申談候處重き御用の儀無間違調達百貳拾貫目當月末末月上旬迄可被差越旨無大方
 出精急御用手答合恐悅の事に候何卒百五拾貫目出精急々上納有之候得ば此上も無き事に候重き御用に候間無油斷上納有之候様存ず
 る事に候紙面の趣何れへも内々申談置候御心當てに成居申儀に候間無間違急々少し宛にても上納可有之候外に相替儀無之早々及返
 答候恐々謹言
 二月二十七日

建 部 甚 藏

緒形四郎兵衛殿

段塚彌右衛門殿

書狀令披見候御郡無別條一段の事に候然は先達て申談示候十日限り調達之分四拾貫目今日被差越紙面の趣令承知候四郎兵衛よりも
 六十貫目昨日被致上納候且又二十日上納の分銀拂底にて少し延引可相成旨四郎兵衛よりも先達て和六迄申越し令承知候併爲登銀に
 振り向候に付少しも延引には難相成儀に候間右日限の通無相違上納被致候様出精可有之候吳々隨分出精被致日限の通上納被致候様
 取計可被下候
 一拙者登阪の義は申越候通常月末末月差入迄に登阪致し度と存罷在候得共右等の御用も有之に付未だ急度不致儀定も候相究には猶
 又可申入候恐々謹言

内 山 治 太 夫

三月十日

段塚彌右衛門殿

書狀令披見候御郡中無別條一段の事に候然ば御借銀貴殿請込の分五拾貫目被差越則林新三郎受取手形差遣し候貴殿へは格別に銀高被 仰付急成る御用速に被致調達偏に出精の段何れも噂申事に候早速長役へも出精候段申達し候同役定次郎引籠居申候に付拙者より返答候恐々謹言

六月二十八日

小嶋 彌三 衛門

段塚 彌右 衛門 殿

御狀致披見候甚寒の砌各彌御無事御勤珍重存候下拙義相替儀無御座候先頃は罷越し緩々申談大慶存候然は内々御談申候御借銀の内五拾貫目は年内御借請の積の由致承知候右の段定二郎殿へも申達可置候御入用次第可申進候左様に御心得可有之候残る分も來春早々御工面置可然存候折節取込右御返答如斯御座候 恐惶謹言

十二月二十四日

高場 十 太夫

緒形 四郎 兵衛 殿

段塚 彌右 衛門 殿

御追書致拜見候然は先頃被申入候銀子段々御出精被成今日五拾貫目御拂付被成殘銀急々御差越可被成旨御紙面の趣申達候處急成る御入用早々御調達被成候段偏に御出精故と別而被致大慶候此上殘銀一日も早く御拂付被成度旨何卒急々御調被成候様可得御意旨被申付候此段私より厚く御挨拶申進候様被申候

六月二十六日

十 太 夫

孫 右 衛 門 様

書狀令披見候先以貴殿彌無別條被相勤一段の儀に存候拙者儀無事に相勤候

一銀子借集も相濟候由重疊に存候内六拾貫目は何時にても差出し可被申旨残り四拾貫目は來月差入上納可被致旨是又令承知候乍去來月に入候ては江戸廻し之御間合不申候何卒可成事には當月二十四五日迄に上納被致候様に工面可有之夫とも作廻成兼候は當月二十八日迄に此方へ相廻り候様可被致候無左候ては急手かんしんの御用に相成不申候

一大阪爲替の儀被申越尙々宜敷候彌爲替に相成候は不殘爲替致し度候間拂付所は大阪御屋敷にて宮城善兵衛堀口平四郎右兩人へ拂付候得ば宜敷候間何卒爲替に取作廻可被致候此間は平八罷歸万々申談事様子御聞と存候大庄屋中より急度相談可爲致候間乍難儀御受仰申たてには惣辻五千兩の儀申遣し候間不殘爲替に成候得者猶宜候間貴殿存寄の様にして相談事可致候中々壹万兩有之候ても引足申事には無之候得共誠御大事のまさかの御用と申を取分候處七千兩江戸下し無之候ては盆前御大事にも相成可申譯にて五千兩の相談に及平八へ申遣し候間貴殿の百とも五千兩の辻は相調候様に被致相談出精可爲申候勿可申入候得共段々用事取込返答迄申入候 恐々謹言

六月十七日

内 山 定 次 郎

段塚 彌右 衛門 殿

去る二十一日の御狀令披見候寒冷候得共各御無事珍重の事に候拙者無恙令逗留候然は兼て申入置候銀子貳百五拾貫目出精給此度松屋喜十郎致持參無相違相届受取早速江戸へ差下し御急用相濟大慶不過之候毎々無大方出精給候段筆紙難申延不涉事に候當表銀主氣合も宜敷令大慶候 恐々謹言

十一月晦日

第二章 經 濟

段塚彌右衛門殿

建部 半右衛門

御狀致拜見候先以道中御無難御歸宅被成候旨目出度存候御家内彌御息才珍重存候當春は御出府度々得御意候て大慶致し候彼是と御心遣の儀共被談委細被 仰聞候趣被入御念儀に御座候
一先日御談し申置候銀子四郎兵衛とも御相談念々御借受御取集候て此度大阪爲替手形何角に五拾五貫目御差越し四郎兵衛より四拾五貫目御差越し候旨扱て御出精に御座候念成御用向の處御出精故御差支相濟候由にて此度の御出精格別の御働に御座候御歸り間も無之加様に御急手早々御差越しの儀無大方御心遣に御座候喜十郎罷出今日相納申儀に御座候委細其藏殿へ申達候處無大方御働御出精の段宜申達候様に被申候右御報迄早々申留候 恐惶謹言

三月二日

安 田 和 六

段塚彌右衛門様

一筆致啓達候寒冷の刻に候得共彌御息才御働珍重存候然ば先達て御相談申候御調達銀十二月御差出残りの内百貫目は近日御越し可有之筈三十四貫目の分は少し御延引可有之旨去る一日四郎兵衛より御申越の趣致承知候則治太夫殿へも申達置候何分残りは是又近日御差出可有之候

一先日四郎兵衛出府の節治太夫殿より御談せし刻右四百貫目の内先頃百六拾貫目御差越し十日迄に百四拾貫目御差越し残り百貫目は少し延引にても不苦候間御用意置可有之候追而可申遣旨の御相談有之候處最初之御積りは違江戸御仕廻金大分の儀申來候に付今日大阪にも御積増しの旨二日割を以申遣し候右の趣に付何分右残り百貫目當月中に御差越し候様可申入旨治太夫殿被 仰聞候間如是御座候且又御拂直段の儀も近日相立可申來候間左様承知可有之候 恐惶謹言

十一月六日

安 田 和 六

段塚彌右衛門殿

一筆申入候然ば先頃被申越候當春江戸表御類焼に付御急手御銀御入用の儀も可有之に付御借銀百三十貫目可被差出段別紙面を以御郡代へ申談候處御根執へ被申達候處神妙に被存候御入用數々有之に付御借請可被成旨被 仰渡候此段申入候様御郡代より被申付候間勝手次第差越可被申候尤月壹歩宛の利銀來六月拂にて御返濟可被成候由に有之候間是又左様可被相存候 恐々謹言

八月二十四日

安 田 文 右 衛 門

段塚 周 藏 殿

尙々來月元に相成候儀に候間十日頃迄にても勝手次第差越可被下候尤正銀證文被遣候間左様可被相心得候
一筆申入候然ば此間上山六右衛門生駒豊次郎罷出候節申渡置候御借銀百五拾貫目之儀來三月拂先納に被 仰付三月御拂銀を以元利御返濟可被遣候尤利銀月壹歩貳被 仰付候且又上納日限來月十六日の頃被相納候様可被致候
一右御借銀の内大阪爲替致し度ものも有之候は御聞届可被遣候間取調銀數可被申達候尤來月十六日之頃大阪御屋敷へ相納候様致し度と御郡代被申付候右之段爲申入如此候 恐々謹言

十月十三日

安 田 久 右 衛 門

緒形 三郎 右 衛 門 殿

段 塚 周 藏 殿

右之通御座候 以上

段 塚 五 助

文政十三年寅十月

群内富豪にして御用銀に應じ待遇を受けたる例左の如し

藩屬御用銀差上人

(日野野史)

寶曆八年三月鳥取藩御用銀差上人名(仲田家藏書) 銀九百四拾五匁根雨權右衛門同六百七拾五匁同所彌三郎(梅林)同三百六拾匁
 九右衛門(德本)同三百拾五匁大宮吉右衛門同三百目菅澤甚兵衛(符間)同三百目大宮仁右衛門同三百目矢原仙右衛門(岸)同三百目村尾源助 同三百目同所和助 同三百目西村三右衛門(入澤)同三百目下石見佐次右衛門(古都)同三百日月瀬定吉(名越)
 同三百目上坂磯右衛門 同三百目多里與三右衛門 同三百目同所市右衛門 同三百目同所幸三郎 計五貫八百九拾五匁

鳥取藩の御借銀

明和九年十月鳥取藩より御借銀仰出され生山の段塚より銀百三拾貫目黒坂の緒形より同百貫目御用立相成其外郡中頭分夫々相應に
 仰付られ最下は百日までなり (吉岡家記録)

「なんとせう山かねは段塚」の一語今に俗人の調子語に遣れり當家の全盛は此頃なりしならむ (米山)
 文久元年酉八月十一日

日野郡大庄屋
 近藤 平右衛門

其方儀安政四年御用金四千六百兩の御證文に現金四百兩都合五千兩指上候に付米足百石宛年々差紙にて被遺候處猶又江戸 御上屋
 敷御殿御造營之趣及傳承金百兩長者原新田御普請爲御手傳同四百兩都合五百兩指上且昨年之違作に付近村之貧窮人へ米拾壹石餘施
 し候旨殊に先達て生育元米五拾石致上納候儀も有之に付格別之御評議を以右差紙にて年々被遺來り之米足百石外照り物共重て下札
 直り之節左之通下札入永々被遺候

一本米五拾石	根 雨 宿
一同貳拾石	野 田 村
一同貳拾石	船 場 村
一同拾石	貝 原 村
合百石	

差上金品には冥加用命差上金、就職差上金、差上金の名目あり、多くは半命令的にして唯表面は之を
 甘受し裏面には督促するの傾向あり。後には一種の情弊となりしが如し。今左に掲ぐる例は郡内の全
 部を盡さず其の梗概を示すものなり。尙此他に黒坂緒形家阿毘縁木下家二部足羽家等は當該文書に乏
 しく遺憾ながら載録せず、讀者其心して察すべきなり。

印賀青砥家々譜中公事要目抄

文政四年七月公務を命せられ金五十八兩壹歩正銀五匁孫左衛門より鳥取藩に献納す
 天保三年十一月公務を命せられ金拾兩藩に献納同十四年九月公務を命せられ金貳拾參兩長右衛門より
 藩に献納す

弘化四年二月二十四日長右衛門宗旨庄屋を拜命し苗字帶刀を免され並の支配を受く

同年九月四日孫左衛門竹直太郎小座役拜命

嘉永六年十二月御國恩冥加の爲金貳拾兩孫左衛門より藩に献納

安政二年十二月江戸表大地震に付御屋敷御用の釘地鐵千貫目蘇壽郎より藩に献納其身一代限り苗字を
 許さる

同五年二月十七日反射竈（爐の誤か）御造立に付き金千両同人より藩に献納代々三人扶持其身一代限り帶刀並に悴一代限り苗字帶刀を免さる

同年四月鹿毛馬壹疋差上並に江戸御上屋敷（註當時三百諸侯江戸に屋敷を有し上屋敷中屋敷下屋敷とよべり）御殿御造營に付金貳拾兩同人より藩に献納御社祓壹着拜領

万延元年四月孫左衛門悴長右衛門札小座役拜命

文久元年二月其身並に悴共一代限り苗字帶刀御免代々三人扶持の許容を蘇壽郎悴直太郎相續

慶應二年孫左衛門農會組頭を拜命

同年同人鐵山融通會所出銀座を拜命

明治二年三月三日孫市大庄屋役を拜命役給現米拾貳石給せらる

同四年八月孫八一代苗字帶刀御免に付孫代まで大庄屋直觸申付らる

同年同月孫八一昨年凶荒の時近村難澁人共へ米施與に付民政局より御褒美として木綿壹反扇子壹對下さる

安政辰三月吉日

日野郡根雨宿

近藤平右衛門

其方儀兼而差上金致出精候處去年江戸御屋鋪御破損に付爲御國恩金子千兩差上候上猶又所持の甲冑六領差上候段神妙の至に候依之格別に 御目見被 仰付候

安政四年巳六月廿七日

日野郡根雨宿

近藤平右衛門

其方儀先達ても爲御國恩金子差上猶又此度大數之金子差上候之段神妙之至に付格別に此以後御米百石宛年々差紙にて被遺候事

慶應四年戊辰壬四月十一日

日野郡根雨宿

近藤平右衛門

其方儀御用米銀等度々差上御郡役をも相勤候ニ付 御目見被 仰付代々苗字帶刀被成御免御扶持下札入米共被下置候處文久二戊年江戸御上屋敷 御殿御造營之趣及傳承金子差上元治二丑年海岸御手當御入用爲御手傳同五百兩並奧會見郡長者原新田開作致し候者共之小屋井農道具等を始め莫大の御物入及傳承右爲御手傳同五百兩差上奇特之至に付格別之御評議を以御禮席大庄屋上に被 仰付候

明治二年巳八月四日

日野郡根雨宿

近藤平右衛門

其方義此度金子六百兩被調達候ニ付池田富樫介江被下候奧會見郡長者原新開畑田成出物成米ノ内足六石永々米子御藏預リヲ以民政司ヨリ相渡候事

明治四歲辛未十一月廿九日

日野郡根雨宿

郷 卒

近藤壽一郎

倅喜八郎儀大庄屋役致勉勵就中先年來大數之金子差上候段奇特之事に付郷士申付候事

但從來被下之米員其儘被下置候事
辛未十一月

民事懸

(月瀨村西村家文書)

奥日野郡月瀨村

吉左衛門

其方儀今度

二ノ御丸御普請ニ付爲御國恩金子差上候段神妙之至ニ候舊功も無之者之儀容易ニ難被遺候得共此度之儀ハ格別之御普請ニ付別段ノ
譯ヲ以七人扶持被遺候

奥日野郡月瀨村

西村吉左衛門

其方儀先達て其身一代限苗字帶刀被成御免候處御郡役所霞村へ御新達相成候趣及傳承爲御國恩右御普請銀六貫九百拾匁餘出精致シ
候に付此度家續之粹一代限苗字被成御免候

奥日野郡月瀨村

西村吉左衛門

其方儀先達て其身一代限苗字帶刀并粹長右衛門一代限苗字御免被成置候處江戸御上屋敷 御殿御造營之趣及傳承爲御手傳金子兩度ニ
六百兩指上奇特之儀ニ付格別ニ右長右衛門一代帶刀并家續之孫一代限苗字帶刀被成御免候

嘉永六年十二月

覺

日野郡月瀨村

西村吉左衛門

一金貳拾匁

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

嘉永六年巳十二月

在御用場

註曰、藩に於ける民政の中樞にして詳しくは地方職制を見るべし

日野郡月瀨村

西村吉左衛門

其方儀去冬江戸表大地震ニて御屋敷御破損之趣傳承致し金百兩差上其上御典上被 仰付候御國初藏壹ヶ所入用銀之内五步差上候段
神妙之至ニ付一代限苗字帶刀被成御免候

天保十四年九月

覺

奥日野郡月瀨村

吉左衛門

一金拾五兩

右者

御公務被爲蒙 仰候ニ付相願差上請取申候以上

天保十四年卯九月

在御用場

安政三年十二月

第二章 經濟

第二章 經濟

一六六

日野郡月瀬村

西村 吉左衛門

一金百兩 內其半數御返し被遣

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

安政三年辰十二月

在 御用場

一金千兩也

覺

右者

御城御普請ニ付依頼差上金ニて入則天保十五年別金銀拂付帳付置候條重て爲覺如斯候以上

辰十一月

佐藤 分平

日野郡月瀬村

吉左衛門 殿

元治貳年丑ノ二月十五日

覺

一金百兩

右之通差上金ニて請取申候以上

元治二年丑ノ二月十五日

道丸 八郎

奥日野郡

明治四年十二月

西村長右衛門 殿

日野郡大宮村

青砥 孫市

今般出張所模様替ニ付土地致し候段奇特之事ニ候依て爲御褒美木綿壹反扇子壹對被下候事

辛未十二月

嘉永六年十二月

覺

日野郡大宮村

青砥 孫左衛門

一金貳拾兩

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

嘉永六年巳十二月

在 御用場

乍恐奉願上口上之覺

一會見郡境湊榮町三丁目松田屋彦四郎居屋敷私所持仕候處乍恐同所御會所御入用地より奉愚察依之右場所之内川端壹間通り爲御國恩冥加奉献上度奉存候間格別之御思召を以願之通御聞届被 仰付被爲下度偏に奉願上候尤畝數之取者追て御聞届之上改て奉願上候以上

明治四年未六月

第二章 經濟

一六七

日野郡

郡政御役所

青砥孫八

一金五百疋

御泊リニ相成候ニ付被遣之

一同貳百疋

致差上物候ニ付被遣之

一同五百疋

御供方江酒肴差出候ニ付被遣之

右之通リ

十一月廿九日

一筆申入候然者其方儀被

仰渡之趣有之候間麻上下用意可有出府候右爲可申入如此候

恐々謹言

三澤清之進

爲常花押

青砥孫左衛門殿

猶以盧川源次郎儀在出中ニ付拙者より申入候以上

覺

日野郡燒杉村

爲右衛門

一金壹匁

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

嘉永六年丑十二月

覺

日野郡燒杉村

爲右衛門

一金壹步其内半數御返し被遣

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

安政三年辰十二月

覺

日野郡三部村

爲右衛門

一金五兩

右者

御公務被爲蒙 仰候ニ付相願差上請取申候以上

天保十四年卯九月

覺

日野郡三部村

助次郎

一金拾兩内半數御返被遊

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

安政三年辰十二月

覺

在御用場

日野郡三部村

助次郎

一金拾兩

右者

御國恩爲冥加差上請取申候以上

嘉永六年丑十二月

在御用場

日野郡三部村

助次郎

其方儀去ル卯年江戸表大地震ニテ御屋敷御破損之節金拾兩差上候段神妙之至ニ付御稱美被遣候

安政六年九月十二日

金拾五兩

差上金助次郎

乍恐奉願御事

一此度御城下御火災ニ付御物入等奉恐察恐入奉存候右ニ付貝原村御高百五拾石壹斗四升之處五分通御米百姓上下一同差上申度奉存

候乍恐御聞届被 仰付被爲下候は、難有仕合奉存候此段宜奉願上候以上
文化九年甲九月 日

貝原村

惣百姓中

同村五人組頭

利兵衛

同

長助

同

曾右衛門

庄屋

磯右衛門殿

右之通奉願候御聞届被 仰付被爲下候殊奉願上候以上

九月 日

貝原村庄屋

磯右衛門

緒形三郎右衛門殿

緒形市兵衛殿

村々へ申渡書

近來御物入續之段一統致恐察爲高ニ五步通差上ケ井村々身元相應人別之者共ヨリ米銀差上度旨願出神妙之至ニ付願之通被 仰付候
處早々致上納候段全 御國恩ヲ相辨志厚奇特之儀ニ付格別ニ御稱美被遣旨 被仰出候

(宮内村入澤家所藏)

一年々御不勝手ニ被成御座第一近年米直段下直故旁以御勝手不被爲成來春御參勤之御用意御心當無之殊ニ若殿様御出府被遊候處御勝手國至ニ御詣被成因之御上にも稠敷御簡略被遊外御慰事も無之御能までも御止被遊刻晩之御料理ハ一汁二菜ニ被仰付其外御召類ニ至迄御減少被成御取續被成候様ニ被爲 思召段御前御書付を以被 仰出候并諸役人前右ニ準じ減少可成程者諸事御減じ御簡略之儀色々御評議被成候得共其外被遊かたも無之ニ付御家中物成數年御預り被成御上ハ猶又今暮より壹損三步三年之内御預被遊候旨被 仰出候御家中及因窮候得共御上御大切之儀右奉畏候然共御家中物成御借り被成候迄ニテハ御參勤難被遊ニ付當町井米子倉吉松崎八橋町迄にも軒間懸り拾夕宛被 仰付候連中江ハ御懸被成候儀御用拾可被遊と段々及御評議候得共御懸け不被成候ては御兩殿様御參勤難被遊段重き事ニ候故當作高壹石ニ付五步通り御取立御借被遊候間 御上御大切之段を相考爲冥加只今より隨分銘々致簡略可差出御取立之儀當十一月中ニ上納可申候殊ニ今年者草立も宜敷豐年と相見え候銘々人別ニ割候て者纒之儀ニ候間快可指出候若此以後損毛有之及難儀一村御追放も被 仰付候節ハ其品ニ應じ御返し可被遊事

右之趣被 仰出候間末々小百姓至迄無違背可奉畏者也
七月 日
右之通今度被爲 仰出候趣一々被 仰渡奉得其意申上候御法之通り可奉相守爲其銘々判形如斯ニ御座候以上
享保十五年戊七月二十六日

- 根雨宿 武兵衛 喜三郎 甚兵衛 豐太郎 新右衛門 忠兵衛 利兵衛 小兵衛 久左衛門 源四郎 藤右衛門 九郎兵衛
- 茂右衛門 長助 安右衛門後家 三右衛門 彦三郎 八左衛門 與七郎 定右衛門 千右衛門 庄右衛門 吉右衛門 權六
- 喜右衛門 傳二郎 五郎七 助次郎 六左衛門 藤十郎 太郎兵衛 源兵衛 千太郎 左兵衛 太郎助 武右衛門 權七
- 藤吉 平左衛門 豐助 與四郎 次兵衛 傳兵衛 喜兵衛 孫四郎 權兵衛 與右衛門 六郎兵衛 半兵衛 三郎右衛門
- 多左衛門 孫兵衛 長助 次兵衛 善右衛門 豐吉 與吉 平次郎 修理 平右衛門 傳三郎 久兵衛 孫六 傳七 新兵衛
- 六右衛門 作右衛門 彌三左衛門 七右衛門 兵左衛門 助八 長右衛門 仁右衛門 甚右衛門 長兵衛 長助 喜之

- 助 六兵衛 五左衛門 市兵衛 清兵衛 嘉兵衛 甚介 延曆寺 高尾村 五右衛門 市郎兵衛 五兵衛 多兵衛 伴兵衛
- 與右衛門 彌右衛門 喜兵衛 五郎兵衛 孫兵衛 安兵衛 三郎兵衛 長右衛門 長五郎 源右衛門 文四郎 孫三郎 平
- 七 八兵衛 忠兵衛 八郎兵衛 平助 惣右衛門 助右衛門 源兵衛 六兵衛 仁左衛門 忠左衛門 三谷村 八郎兵衛
- 三郎兵衛 次郎右衛門 八三郎 市右衛門 利兵衛 長三郎 八兵衛 多兵衛
- 目代 平 六殿
- 庄屋 市右衛門殿
- 年寄 吉右衛門殿
- 同 十 兵衛殿

藩の賞典は前述の如く、尙役員待遇の所に詳述したれば茲には之を省略す。苗字帶刀御免は、永代、二世三世、若しくは其身一代の別あり、維新後士族に編入せられたるは、永代の待遇に限られたりといふ。今次に二三の例を擧げて一斑を示さん。

文久貳年十月

奥日野郡大庄屋

近藤 平右衛門

其方義大庄屋役前後當年迄拾年出精亡父平右衛門大庄屋役付添勤以來者拾七年相勤其上地改ノ御用向致精勤諸帖面無手後仕立指出し出物成昨年ヨリ上納相成候ニ付格別ニ御帷子壹被遺候

明治四年八月

日野郡月瀬村

西村 吉郎

二代苗字帶刀被免置候ニ付其身より六代大庄屋直觸申付候事

辛未八月

民政 局

奥日野郡月瀬村

西村 吉左衛門

其方儀先達て金子指上候ニ付七人扶持被遣并家續之孫代迄苗字帶刀被成御免置候處近來病身ニ罷成悴長右衛門へ御振替被 仰付被
爲下候様奉願趣頭之通被 仰付候

安政五年二月十七日

日野郡大宮村

青 砥 蘇 壽 郎

其方儀去ル卯年江戸表大地震ニて御屋敷御破損之節釘地鐵千貫目差上候ニ付其節一代限苗字御免被成置候處猶又此度反謝竈御造立
爲御入用金千兩差上候段神妙之至ニ付容易難被 仰付筋ニ候得共格別ニ此度代々三人扶持被遣其身一代限帶刀并家續之悴一代限苗
字帶刀被成御免候

歩兵左之者此度御改帶ニ付被免候間左様相心得其段可申渡事

三月九日

大宮 構

大 庄 屋

郡 司

民政 局
黒印

新屋村定次郎 庄山村平藏 同村留平 同村吉五郎 同村清藏 同村伊兵衛 同村瀧次郎 同村金重 同村順作 同村吉平
同村吉藏 同村治平 同村敬藏 同村龍五郎 同村傳藏 折渡村福平 多里宿次太 東村金次郎 矢戸村光平 西村由藏
萩原村爲次郎 本山村林吉 法道寺村熊藏

吉 左 衛 門

其方儀此度二ノ御丸御普請ニ付爲御國恩金子差上候段神妙之至ニ候舊功も無之者之儀容易ニ難被遣候得共此度之儀ハ格別之御普請
ニ付別段之譯を以七人夫持被遣候

課役には二十日役と稱するものあり、大庄屋構によりて其の人夫數を決定せり。其の當時の實情を聞
くに、人夫を課せらるゝ時は、自費を以て前晚迄に其場に至り宿泊し、翌朝役人の命にて勢揃ひをな
し、夫々其部署に就く、偶々懈怠の者あらば其場に禁足を命せられて停立、悔悟の色なきものは益々
嚴罰を加へられたりといふ。今二十日役に付日野郡野史の記事を採録し其一例を擧げん

天保二年松尾家記録中毎年二十日役左に記す

- 一 奥構役高四千二百貳人内千七百三十五人村々居役 九拾八人新田井手に被遣 六拾五人萩原湯谷兩村御藏之前砂取人夫被遣 百
- 六拾人大庄屋宗旨庄屋へ被遣殘貳千百六拾貳人御取立
- 一 中構役高四千五百七拾貳人内貳千三百五拾參人村々居役 五拾人舟場村新井手へ被遣 百六十人大庄屋宗旨庄屋へ被遣 殘貳千
- 九人御取立
- 一 里構役高三千六百八拾八人内貳千八拾貳人村々居役 貳拾五人新田井手居役 五拾人三部村砂取役 百六十人大庄屋へ被遣 殘
- 千貳百七拾壹人御取立

以て其一班を窺ふに足らむ。

次の文書は大庄屋へ課役成績良好の廉を以て賞せられたる一例なり。

元治元年丑正月

日野郡根雨宿

近 藤 平 右 衛 門

其方義奥日野郡大庄屋役中上道村御藥場新規御築造成候處奥口兩郡申合村々申論シ出精人夫壹万五千人指出シ及皆出來候ニ付爲御褒美御上下壹被遺候

安政五年午十二月被 仰出御條目

御百姓ハ朝暮星ヲ戴テ山野ヲ相稼春夏秋冬ノ暇無ク艱難苦勞シテ五穀ヲ作り御年貢ヲ納メ 上々様方ヲ始メ以下庶民ニ至ル迄養ヒ候者ニ付民ハ邦ノ木ト自古重ク被稱候先年モ申開候通別て當御代様ハ御百姓ヲ御子ノ如ク思召成丈ケ心ヲ盡シ難儀ナルコトヲハ省キ少シニテモ仁慈ヲ施シ遣シ候様御沙汰被爲在御百姓之難儀筋ノ事ハ近年品々御改正ニ相成既ニ當秋モ前々ヨリ數年來御郡々へ被成御懸候御膳料撰立納方等ノ儀ニ付村々御百姓共及迷惑候趣達御聞當年ヨリ御止以來御圍糶ノ内ヲ摺ラセ可被 召上旨被 仰出候程ノ儀ニ候へ共未タ悉ニハ御行届被成兼候中ニモ往古ヨリ御定ニハ候へ共御普請丁場へ罷出候人夫共纒宛ノ賃錢ニテ其日ノ食料ニモ足リ兼筭ニ難儀及村方申合間挽高懸リニ致シ候向モ有之由又御郡ニ寄リ村々ニ寄リ前々ノ仕來リニテ老若男女ノ差別ナク龜廻シニ夫役ヲ爲懸鯨寡孤獨病夫ノ者及難儀或ハ身元ノ分ニ不拘其ノ作高ニ夫役ヲ割懸農業ノ妨ニ相成候向モ有之由ニテ御兩國一統ノ難儀致シ候儀ハ疾ニ御上ニモ御承知被爲在被成御改正度之處先年以來異國船御手當増御入用無限リ其上度々ニ御上天災ニ付テハ引續莫大ノ御物入ニテ御勝手向必到御差詰ニ付御家中物成モ三分通り七ヶ年御借増被 仰出候程ノ御時節去月十五日又々江戸御上屋敷御殿不殘御類焼ニ付テハ彌々以テ御入用差湊如何共可被成遺儀無之候乍去此儘御捨置ニ相成候てハ御沙汰ノ御趣意ニモ相背候儀ニ付此度御評議ノ上左之通御改正被仰出候中ニハ迷惑筋ニ相心得候者有之哉ニモ候へ共畢竟御普請ノ根元ハ家田畑ノ圍ヒ且用水食水等ノ手當皆以テ銘々相助ケラル、處ニテ餘ノ儀ニアラズ何レモ厚キ思召之處恐察仕爲御國恩御兩國一統相助ケ相救フノ心得ニテ御改正ノ御趣意堅ク相守可申事

一棟役又ハ廿日役ト唱へ只今迄村々勤來ノ夫役有之候へ共永々被成御免候間來春ヨリ不及罷出事

但シ廿日役ハ被成御免候得共每春被遺候地ニ井手浸へノ夫銀ハ是迄ノ通被遺候間其村々ニテ引受不爲筋無之儀入念浸へ可申事

一來末春ヨリ村々十四六十男子供代々御普請丁場勤被仰付壹人役賃米貳升五合宛被遺其内勝て骨折相働候者へハ相當ノ増夫被遺處

弱ニテ一人役得相働不申者へハ相應ノ夫役被遺每歲九月見切ニシテ暮ニ御渡被遺十月以後相働候賃米ハ追送ニシテ翌年ノ賃米ト

一所ニシテ御渡被遺候間以後相挽高懸リニハ不相成事

一御普請丁場相働候者共難儀之筋無之儀右之通賃米被遺其普請所ノ便利ニ寄リ式郡他郡ノ無差別近邊ヨリ罷出候様被仰 付遠方ヨ

リハ成丈ケ不罷出様被成遺勿論大庄屋中庄屋庄屋組頭并苗字御免ノ者上之三役ノ者醫師ハ其身子弟共丁場勤被成御免小頭御銀小

座中之上ノ者肝煎禪門ハ其身迄丁場勤被成御免候事

但シ御普請丁場假令遠方ニテモ稼ノ爲メ罷出度者有之候ハ、兼て其旨可申出候並丁場勤御免ノ者ニテモ其身心得トシテ罷出御

仕ヒ可被遺事

一井手堰其外年々請役普請ノ場所ハ被遺來リノ夫銀是迄ノ通被遺候間不爲筋無之儀入念普請可致事

一村々木出シ夫之儀是迄被遺來ノ夫銀其儘被遺候事

一用水井手堰堤川除道橋等ノ御普請并御茶屋々々灘御藏ノ御修覆等ノ御用ニ仕ヒ候職人共へ只今迄御定ノ作料銀被成御渡シ候處

御下作料ト違ヒ作料少シ及迷惑候就イテハ宿料モ皆々ハ拂不申由ニテ間損高懸ニ差出シ勿論職人共モ難澁ノ義ニ付自今御下作料

ニ準シ左ノ通り作料銀被成御改候間宿料銀相對嚴重ニ拂ヒ可申候然ル上ハ間損高懸リニハ不相成事

一上大工一人作料 銀三匁八分

一中大工同 同三匁五分

一下大工同 同三匁二分

一上木挽同 同三匁八分

一中木挽同 同三匁五分

一下木挽同 同三匁二分

一上杣同 同三匁八分

一中杣同 同三匁五分

一下杣同 同三匁二分

一家茅家根葺同 同三匆八分
 一左官一人作料 同三匆八分
 一石工同 同四匆三分
 一種工同 同三匆八分
 一石垣師同 同三匆八分
 一黒鐵同 同三匆八分
 一疊師同 同三匆八分
 一御普請所へ御買上之品々只今迄ノ御定直段御下相場ヨリ下直ニテ間損高懸致シ地主共及迷惑ニ候趣聞へ候ニ付此度左之通被成御改候間損高懸リニハ不相成事
 一土俵葺壹枚代銀一分
 一筒拔倭一俵代同三分
 一竹類其時之直段ニテ御買上可被遺事
 一種板ノ間挽只今迄水下へ相懸リ及迷惑候趣相聞へ自今大工木挽へ前段ノ通相當ノ作料被遺候故下奉行付ニテ爲仕立間挽無之様可被成遺事
 一右之御仕法ニテハ莫大ノ御出方増ニ相成候ニ付來未年ヨリ村々生高ニ一步懸リ夫役被成御取立并大庄屋始メ小百姓ニ至迄其身許之段取ニ從ヒ竈役米左ノ通一人貳升五合宛被成御取立事
 但シ御郡ニ寄リ村ニ寄リ出作一步米或ハ公事給米ト唱へ他村拔高へ一步又ハ二步三步懸リ來候向モ有之由ニ候へ共自今被成御差留候事
 一拾三人役 上ノ上 一十一人役 上ノ中 一九人役 上ノ下
 一七人役 中ノ上 一五人半役 中ノ中 一四人役 中ノ下

一貳人半役 下ノ上 一一人半役 下ノ中 一一人役 下ノ下
 但シ此段ノ□□無竈ノ者ハ竈役米御取立被成御免候事
 一鉢屋竈役米一軒一人役ノ積ヲ以米辻取極メ其村鉢屋竈段割ニシテ取立上納可致事
 一穢多竈役米一軒一人役ノ積ヲ以米辻取極メ其村穢多竈段割ニシテ取立可致上納事
 一會見郡日野川筋砂揚出精人夫ノ儀ハ只今迄ノ通りタルベキコト
 右之趣村々末々迄不洩様可申渡もの也

(久代直太郎所藏文書)

廿日役之事

奥

一役高四千二百二十人
 内
 一千七百三十五人 村々居役
 一九十八人 新田井手へ被遺
 一六十五人 萩谷村湯谷村兩村御藏之前へ砂取役
 一百六十人 大庄屋宗旨庄屋
 殘二千百六十二人
 一役高四千五百七十二人
 内
 二千三百五十三人 村々居役
 一五十八人 舟場村新田井手居役
 一百六十人 大庄屋宗旨庄屋
 殘二千九十九人

一役高三千六百八十八人

内

一二千八百八十二人

村々居役

二二十五人

新田井手居役

一五十人

三部村砂取役

一百六十人

大庄屋宗旨庄屋

殘千貳百七十一人

道普請につき大庄屋より庄屋を賞したる一例

急申入候然は先日久谷尻り道普請世話やき被申候御褒美として貴殿へ人夫貳拾五人又三郎へ人夫貳拾五人以上五拾人被爲遺候

一すたり玄翁御聞届被爲成候左様心得可被申候

一下榎村穢多三部村穢多出入埒明申候委細面談に可申談候

後九月二十二日

下石見村

源

八 印

下黒坂村

甚 助 殿

會見郡日野川筋砂揚出精人夫

一筆申入候然は會見郡日野川筋砂揚出精人夫之義追々難澁申立當時減少致し居申趣に候處近々度々洪水に而別而川底高く相成右は全く其御郡鐵穴稼砂流し致し候故之義に付鐵穴口減し被 仰付候様會見郡より願出候得共鐵穴稼専之御郡柄に付御差止之義は難被 仰付依之砂揚出精人夫差出させ候趣を以申論し有之に付兼而被 仰付置候通御郡中にて竈一軒に付年内壹人宛當年より嚴重に差出し候様可被申付候右爲可申入如此御座候 恐々謹言

五月二十日

岡島藤兵衛

入 澤 千 賀 藏 殿

生 田 甚 兵 衛 殿

猶以人夫差出方不當無之様役筋之者たり共竈一軒之割嚴重に差出し可被申候以上

追而申入候本文出精人夫竈一軒に一人宛に候得ば村々小前の極難澁人等は至て迷惑も可有之候畢竟鐵山稼有之故之儀に付右難澁人は相當見計減少致し右減しの分は鐵山井鐵穴持主へ割合相辨差出し候様取計可被申候尤出精人夫惣方相濟候上構限人夫通算左之通取分帳面にして差出可被申候以上

五月二十日

藤 兵 衛

千 賀 藏 殿

甚 兵 衛 殿

一 竈 數

内

年内壹人宛之分

何 人

雇 賃 銀

難澁人何人分年内半人宛

何 人

雇 賃 銀

極難澁人何人分年内三分一宛

内ノ何百人

第二章 經濟 濟

銀ノ何程

殘而何人

賃銀何程

嘉永六年丑九月

會見郡日野川筋砂場出精人夫賃銀割賦帳

近藤喜兵衛構

一竈千五百八拾五軒

内

百七拾七人

殘千四百八人

内

四百三十九人

百七拾壹人

貳百九人

ノ八百拾九人

雇賃貳貫九百四十八匁四分

但壹人に付作廻賃共三匁六分宛

殘而五百八十九人鐵山鐵穴持割合増人夫

雇賃銀貳貫百貳拾目四分

神主、醫師、座頭山伏、獨身病者、後家、兼而役目相動不申分引

年内壹人宛の分

難澁人三百四十二人年内半人宛

極難澁人六百廿七人年内三分一宛

但右同斷

入澤千賀藏構

一竈千六百拾八軒

内貳百四人

殘千四百十四人

内

五百二十八人

貳百九人

百五拾六人

ノ八百九拾三人

雇賃銀三貫貳百拾四匁八分

但壹人に付作廻賃共三匁六分宛

殘而五百貳拾壹人

雇賃銀壹貫八百七十五匁六分

但し右同斷

生田甚兵衛構

一竈千四百九拾軒

内

九拾一人

第二章 經 濟

前書同斷引

殘千三百九拾九人

内

三百五人

百九拾三人

貳百三拾六人

ノ九百三拾四人

内

三百廿九人

殘四百五人

雇賃銀壹貫四百五十八匁

但壹人に付作廻賃共三匁六分宛

殘而六百六拾五人

雇賃銀貳ノ三百九十四匁

但右同斷

増人夫合 千七百七十五人

賃銀六貫三百九十目

御郡中鐵山所鐵穴持主

御運上銀合四ノ五百四十二匁九分三厘に割

御運上銀拾匁に付拾四匁六厘五毛七

内

年内壹人宛の分

難澁人三百八十六人年内半人宛

極難澁人七百八人年内三分役宛

村々より人夫罷出相勤候分

鐵山鐵穴持主割合増人夫

御運上高壹貫貳百八十七匁九分八厘

一壹貫八百拾五匁六分四厘

同二ノ九百四十九匁五厘

一四ノ百四拾八匁九分四厘

同三百五匁三分

一四百貳拾九匁四分二厘

ノ

右之通御座候 以上

近藤喜兵衛構割受

入澤千賀藏構割受

生田甚兵衛構割受

大庄屋

近藤喜兵衛

入澤千賀藏

生田甚兵衛

丑九月 日

二十日役の外左の課役の徵募に應じたり

一 御 六 尺 六尺とも稱す

二 御 小 人 小人とも稱す

三 助 郷

四 無出し人夫

五 職人召集

御六尺は、又六尺といふ、道中御六尺、持込御六尺の二種あり、正式の行列には持込御六尺にて六尺

中より選抜したり、普通の道中行列には道中御六尺之に従事したり、身長五尺七八寸にして體格偉大のものを徵發し大名の輿丁となしたり（交通部參照）

小人は軍夫にして各村より徵發したり、大名行列には合羽籠を揃ひ、武器兵糧等の運搬に従ひたり、左に古老の實話を擧げん。

第二回長州征伐の御小人

（矢田貝千賀藏實話）

同人ハ鳥取藩士前川金之助様（五百石位）の配下に屬し具足差配人として今市の割場に向ひたり七月十日霞村發十月十三日歸村其の間五合扶持の外因幡領にてハ因幡通用の小錢五十文（ズク錢多ク交リタレド同値ニ通用シタリ）又ハ勿札五枚を日々の小使金として一週間宛を前渡しされたり松江領にてハ因幡通用の金を同様渡されき

尙同人ハ小雀村廣藏（御小人の頭廻し）の配下に屬したりしが多里嘉太郎も同様御小人頭なりけり（黒坂よりの奥部）

征長の時小人出夫

（日野郡野史）

元治元年十一月二十七日因幡侯鳥取出馬二十九日米子城着長州に發行せらる奥日野郡へ人夫三百人割付汗入郡御來屋より米子までの御用を勤む長州行小人百五十人荷馬七十六疋奥日野郡へ割當に付出行二年正月歸る（松尾家記録）

前記割當を受け庄屋所に於て闇引を以て出行者を定めらる。

津出し人夫は年貢米の運搬にして物成部に詳述せり、職人召集は臨時藩令を以て職人を召集し藩定の賃錢を支拂ひたり、前觸書に詳述せり。

第七節 救恤及備荒

一、御 救 米

明和、天明、天保、明治二巳年の凶歛は、沿革に詳述せるが如く酸鼻を極めたり。此の時に當りて郡部は藩より、大山領は大山寺より、御救米御粥米等の名を以てこれが救助に力め、豪農は米麥を賑恤して窮民の救助に當り藩より褒賞を受領したり、生山段塚家根雨近藤家等著はれたり。明和年間の御救米左の如し。

大山領の御救米

日野郡中組の岩立十三人大内十人添谷八人小淺九人山手組の大瀧五人板原八人小柳十人大河原十人三机十一人西成三人計八十七人
一米四石五斗九升三合六勺

三月朔日より五月晦日まで日數八十八日分但壹日壹人ニ付米六勺の積り

右者去秋不作故村々飢人多御座候に付御救米奉願候處御吟味之上御憐愍を以御米被下候難有奉存候則飢人へ兩當仕無相違相渡申上候以上

明和六巳丑年三月

右村五人組頭年寄庄屋連印

大庄屋大川原村吉川右平太印

圓 理 院 法 印 様

青 山 熊 之 進 様

大山領凶年歎願

乍恐奉願口上之覺

(吉川家藏書)

一大凶年ニ付村方餓候者御座候ニ付役人殿へ願出候得共奉恐入是迄村方ニ而色々仕候得共次第ニ難儀罷成申上候ニ付乍恐御上様へ御憐愍被爲 仰付候様ニ無是非奉願上候宜敷御取次被爲遊被下候様ニ奉願上候以上

明和六丑ノ二月 日

大瀧村枋原村小柳村大川原村三机村五人組年寄庄屋連名

大庄屋吉川右平太殿

明和七の御助米

明和六年大凶年にて同七年郡中各村下流人民の困窮せるゆに藩廳より御助米を下附せられし受取書之控覺

一御米貳斗 右者飢人御助米儘ニ受取末々割賦仕候處相違無御座候以上

明和七年とら正月 日

貝原村庄屋 伊右衛門

段塚彌右衛門殿

此書洲ヶ崎佐々木家に所藏せらるるにて同年困窮の實況を察知せらるるなり

鳥取藩の御粥米

(板井原吉岡家記録)

二月二十三日(註明和七年)より飢人へ粥米被遣候黒坂大庄屋御構之内粥場七箇所程被 仰付一人前納樽七勺當白米壹斗に水壹石之積なり五合入柄杓壹杯宛被遣米之儀所々水車にて白米にして被遣當所分私宅にて相渡す粥人之内廻番にして毎朝焚木持参いたし相濟候まで相勤候當所飢人人數三拾七人書上二月二十三日より三月朔日まで被遣夫より拾五人減じ被成三月二日より貳拾貳人に相成 壹人米納樽六勺積に相成三月二十二日まで粥にて被 仰付候然る處遠方へ罷出候村々は難儀の者も有之ニ付村々より願書差上げ三

月二十三日より米渡しに被 仰付候尤壹人前黒米五勺宛壹度に二日分づゝ相渡候様被 仰付候四月十八日まで被遣候

段塚家の施粟米

(吉岡家記録)

請取申上飢人御救米之覺

(明和六年調)

中組

一米六斗八升六合四勺

岩立村 飢人拾三人

一同五斗二升八合

大内村 同拾人

一同四斗二升貳合四勺

添谷村 同八人

一同四斗七升五合貳勺

小淺村 同九人

× 四十人

米合貳石壹斗一升貳合

山手組

一米貳斗六升四合

大瀧村 飢人五人

一四斗二升貳合四勺

枋原村 同八人

一五斗貳升八合

小柳村 同拾人

一五斗二升八合

大河原村 同拾人

一五斗八升八勺

三机村 同拾一人

一斗五升八合四勺

西成村 同三人

× 四十七人

米合貳石四斗八升一合六勺

三月朔日より五月晦迄日數八十八日分

但一人ニ付米六合宛(註一日に付米六勺ならんか)

右ハ去秋凶作ニ付御救米被遺候

明和七年御救米請取覺帳

中組

一米八斗四升四合八勺

岩立村

飢人拾六人

一 壹石壹斗八合八勺

大内村

同 廿一人

一 七斗九升貳合

添谷村

同 拾五人

一 九斗五升四勺

小淺村

同 拾八人

ノ 七拾人

米合三石六斗九升六合

山手組

一米六斗八升六合四勺

大瀧村

同 拾三人

一米壹石三合貳勺

栃原村

同 拾九人

一 八斗九升七合六勺

小柳村

同 拾七人

一 四斗貳升貳合四勺

西成村

同 八人

一 九斗五升四勺

大河原村

同 拾八人

一 九斗五升四勺

三机村

同 拾八人

ノ 九拾三人

米合四石九斗一升四勺

飢人合百六十三人

米合八石六年六合四勺

三月朔日方五月晦日迄日數八十八日分

但シ一人一日ニ付米六勺宛ノ積ニテ壹人ニ付五升貳合八勺宛

覺

一 御米貳斗

右者飢人御助米髓ニ受取末々割賦仕候處相違無御座候以上

貝原村庄屋 伊右衛門

明和七年とらノ正月 日

段塚彌右衛門殿

天明飢饉及救助

一天明二千寅歲

當年之儀ハ別而年柄不宜様ニ被爲開候ニ付在中江二步通り被遺旨被 仰付候

寅 十月

上の如く御高貳步通御米被爲遺御年貢立用在御用場御差紙引に被成遺候

右御請ノ爲黒坂治左衛門出府致候事

附リ貳步通被下米夫口米共被爲遺候事

二、天明三癸卯年

前年凶作に付御郡中鐵山遣米并村方作食米佛底ニ付緒形三郎右衛門出府御願の結果淀江御藏米五百貳拾石御渡被遣御郡へ取越依之鐵山師并村方競に相成候尤も此米直段九斗六升ニ付七十四匁替にして被遣候代銀上納は半分三月上納半分ハ三月より十月迄月壹分貳厘の利銀にて元利十月上納仕候事

別テ奥構山ノ上、多里邊米拂底にて雲洲母里米取越(千貳百俵位)前同様

月壹歩貳厘にて貸付(十月切にして)しが爲に銀子も餘程貸付被申候事

當年麥作ニ取次候迄村々極難澁人追々飢に及び候段申達候に付御郡役人中御寄合の上御郡中徳人中に飢人心付米御割賦被成庄屋中寄合御觸にて村々極難澁ノもの名前書付庄屋中より被差出帳面相整米割賦被相渡候其時之申渡し左之通り。

一 去年の年柄に付而村々やもめノ類當分給物無之難儀候趣も相聞候ニ付米左ノ人數に申談し候處何れも寸志可差出由依之別紙之通米相渡候間村方極難澁ノ者へ配分可有之候

緒形 三郎 右衛門

三月六日

奥中兩構庄屋中

- 一 緒形 四郎 兵衛
- 一 緒形 三郎 右衛門
- 一 島屋 傳 兵衛
- 一 梅林 彌 三郎
- 一 渡り 甚右 衛門
- 一 松田屋 伊 兵衛
- 一 上石 見 定 吉

右者中構分辻貳拾三石七人より出来有之候事

- 一 段 塚 周 藏
- 一 法 道 寺 清 七
- 一 同 市 右 衛 門
- 一 阿 毘 緣 彦 兵 衛
- 一 同 政 右 衛 門
- 一 大 宮 幸 右 衛 門

右者奥構分辻貳拾貳石六人より出来有之候事

但し 里構も右同様の取作廻ニ致され候、詳細相知れ不申

八月九月に至りては未だ早稻も出来不申古米拂底にて相對直段百目より百四五匁位別て山上多里邊高直にて百三十目迄米賣買致し候村々極難澁のものは漸々粟あけび田之種稗杯にて其日を送り候尤も餓死御郡中には無之候

鐵山遣米是亦拂底鐵山師ハ麥大豆にて漸く飢を凌ぎ候様に取計らひ遺す勿論山内のもは一向仕事不致粟など取り候にのみ取懸り居候

一、夏方土用中は天氣宜稻出来草立申年より良き方にて萬民悦居候處七月盆後より打續雨天八月へ入候而も不快情剩七日よりは大雨にて十二日不怪洪水所々の損所も不少廿二年巳前の午の年と大方同様の事にて當毛荒流も有之候へ共御檢見は不相願候地欠は所々有之翌年植付後相改差出候右之通長雨に付作方苦々敷模樣に相成追々實入候時節に相成候得共稻澤立一向うれ色付不申麥稻にて穂かゝみ不申八月末九月へ入候ては村々其之趣追々申達し候一統之凶作と相聞候得共就中山寄の村々一向實入不申皆無の様相聞へ大庄屋殿見分之義村々願出中構にて又野、板井原、奥渡、眼角の奥、久住、花口、神戸上邊奥構久塚谷、山ノ上、多里

邊、別冊凶作是非々々見分之儀申出候に付九月廿二日先最初久住村へ大庄屋殿安原新右衛門様河道罷越及見分候處彌申達候に相違無之立毛中分之場所に而升つき候處一歩糶二三合場所により三四合も有之其糶も中々米に相成糶にて無之何れも糶候程の義にて鎌倉より大澤邊迄不殘及見分終日久住に罷有り夜に入り黒坂へ罷歸る拘廿三日より花口へ罷越兩三日逗留いたし及見分候處久住同様の事神戸上へも罷越五六日逗留是以同様に被存候花口よりは少々宜方にて御年貢有之候御田地四分通は有之様相見へ候夫より奥構多里へ罷越一圓に不宜候得共別而萩山大凶作に付之を改候處久住より少々不出来に相見候山ノ上も阿毘縁四ヶ村格別の凶作に而右四ヶ村へ六七日も逗留致し糶積り等大手間下た檢見にて大概御損米相立可申と糶積り致し候村々左之通り久住村、花口村、神戸上二ヶ村、上萩山村、阿毘縁四ヶ村。

右之通り下檢見にて損米相立候様相見候得共御檢見相願候ては逆も雪の下に相成可申左候へば糶等役に立不申其の上少々實入り候分も野ものに荒され候へば役に立不申檢見相願御損米御立被遺候而改入用等萬々算談致し見候へば同様の義に付百姓中も其道理相考御檢見は不相願候へ共兎角願御歎被 仰被下候様にとのみ相願候事故

安原村新右衛門出府、花口、神戸上邊澤立ノ稻上中下三品持參色々々の御歎申上候得共往古已來風、水、旱之三損にあらざれば御改無之旨にて格別の御沙汰も無く空しく引取り申候

九月上旬に至り御役所へも御郡々より追々御歎申上候ニ付當作高三步通り懸り物共に御救被成候
此の年御兩國酒屋御停止又小賣酒都而酒賣買の儀は御郡中御役人より稠敷停止御觸有之候

天明三年卯十月

御兩國作高三步通懸り物共御救米被爲遺

三、天明六年午十月

御兩國作高三分通懸り物共御救米被爲遺元日モ丙午にて萬民年柄如何案じ候處夏土用中降續秋冷早く引續冷氣に赴き稻實入惡敷別して山寄の村々大凶作寅年より少し悪しく卯年よりは少し宜敷年柄なりき

編者曰天明四年天明六年の凶作御救米に付詳細なる記録あれども繁冗ヲ避け省くことよしたり

天明七丁未年飢人御救米請取帳

(山手組)

(吉川政太郎氏藏)

- 一 御米三斗 大瀧村 飢人 四 人
- 一 同五斗貳升五合 栃原村 飢人 七 人
- 一 同七斗五升 小柳村 飢人 拾 人
- 一 同八斗貳升五合 大河原村 飢人 拾 一人
- 一 同六斗 三机村 飢人 八 人
- ノ三石 飢人 四拾人
- 但一人 七升五合宛

右者去年凶作ニ付村々飢人多難儀仕候處格別之御憐愍を以御救米被爲 仰付雖有仕合ニ奉存候則飢人共へ配當仕無相違相渡申上候以上

大瀧村五人組

利 右 衛 門

年 寄 九 郎 左 衛 門
庄 屋 三 郎 右 衛 門

栃原村五人組

林 左 衛 門

年 寄 定 吉 門
庄 屋 九 八

小柳村五人組

年	寄	忠
年	善	右
同	市	左
庄	屋	民
		八

大川原村五人組

利	助
利	八
年	善
庄	市
	右
	衛
	門

三机村五人組

作	右	衛	門
年	寄	安	左
庄	屋	林	右
		衛	門
大	庄	吉	川
	屋	右	平
		八	

天明の饑饉に付き次の大江文書の語る所に於れば、飢民續出殊に寒天卅年來の大雪、郡内へ賑恤せんには淀江御藏より御恤米を受けざるべからず。當局の苦心歴々として當時を想像せしむる者あり。一讀戰

慄を感せざるを得ず。淀江御來屋御藏米拂底後には、米子御藏米の廻送方を請願せる由見たり。交通至難の當時淀江赤崎を先に、米子を後にせる旨稍考へ難し。

然して御廻米代金は全部大庄屋より全部の借用證文を提出して、一時の急を凌ぎたるもの、如し。文書中九六石の名稱あり。當時御直段は九斗六升の相場なりしことは前述せるが如し(物成部参照)。

(宮原大江家藏古文書寫)

天明四年辰正月吉日御用狀之扣

一、御法然者當御郡米差支ニ付御米奉願候處淀江御藏ニ而七百四拾石御開風被遺右之内先達貳百石御差紙被遺舊冬請取申上候殘ル五百四拾石も舊冬御差紙被遺候此分急ニ御米請取申度奉存候御差紙相渡リ候ハ、様子申上候様淀江彦右衛門へ被 仰置候由承知仕候ニ付右之段申上候宜様奉願候 恐惶謹言

正月六日

緒形 三郎 右衛門

野田 財吉 様

追而申上候然者米追々急入用差懸り候處大雪ニ而取越此節差支居申候得共雪堀明候而も隨分急に取越し申候積ニ御座候□□次第御差紙野口佐三右衛門様へ御渡可申上候右之通急入用御座候間差支相成不申様吳々も奉願候

正月六日

三郎 右衛門

財吉 様

御法然者當御郡一統隨分人氣宜敷此段安心仕候全御役人様方追々御在出御出帳ニ付無筋之愁訴難申上段得心仕神妙ニ艱難を凌居申様相見申候然る處米錢共必至差支ニ付窮民取續并三六兩拂凡八九千石御取立之處舊冬以來是耳心懸見申候得共如何成行可申哉一向先之手見へ不申恐入居申候去春之趣とは万々大違ニて御座候舊冬早春之積雪三十年來之大雪ニ付猶更万事差支山寄別而凶作之村々舊冬給もの無之急難差向候得共私共内分も承不申分ニ先庄屋之之作舞ニ仕極難遊人へ二三升程宛飢食遣し置候處此節ニ至候

而者日々人數も相増彌以困窮之体相見に申候五六十石之事ニ而相濟候儀ニ御座候得共御内ニ而取作舞も可仕候得共申左様之事ニ而行届間敷ニ付容易ニ手出し難仕奉存候前文之通り米麥共に必至に差詰候間迎も御取立飢人兩様ニ御歎申上候様相成可申哉と奉恐入候

一御取立之義ハ未間も御座候事故其節ニ限り追々御伺可申上候得共飢人之義差懸り當惑仕居申候義ニ御座候此度彌三郎御勘定ニ罷出申候同人次左衛門ガ委曲相聞被遊可被下候乍恐當時之趣御内々申上度如此ニ御座候 恐惶謹言

正月廿日

段 塚 周 藏
緒形 三郎右衛門

進 上

和田次郎兵衛様

全様の文面にて

正月廿日

段 塚 周 藏
緒形 三郎右衛門

永見喜兵衛様

猶々困窮人隨分人氣宜物費ニあちこちと仕飢を凌居申義ニ御座候追々必至にせまり候心持に相成御隣國飢食之事も相聞居申候得共人氣之處是迄至而神妙之行方ニ相見申候未病を治未亂を治と申義も御座候由私共心を付候時節ニ而も可有御座候當時之様様大考之所次左衛門ガ御聞被下候様とも奉存候吳々も先之手ハ相見不申候得共御考被成下候様奉願上候代三郎様ニも追々御物語仕候義ニ御座候御郡代様へも此度内々荒々申上候十太夫様にも御郡様ニも申上候趣文通仕候尤端書左之通

尙々此ノ間ハ代右衛門様御方へ御加筆被成下難有奉存候

御内々承り候得ハ御一宿泊りにて先頃御歸府被遊又々其御郡へ御越し被遊候由雪中別而御苦勞之御義ニ奉存候御郡方之様子如何ニ

御座候哉定而何方も御靜謐御勘定近々濟寄可申と恐悅奉存候當御郡之義ハ前文之通莫大之御取立相凌居申候ニ付不一方吳々先之手相見不申御歸府之刻御沙汰とも被成下候哉御一宿泊り候得ハ何と被 仰候間有御座間敷と恐察仕候此節村々物費多東風西風と艱難之程見受候而者兼而鬼とも相成候心持くだけ申候隣國飢食之義も相聞申候ニ付必死ニ相せまり候心持に相成候而ハ人氣之變難計義ニ御座候迎も御慈悲不奉願候而ハ後續き不申趣承知候様相見候得共御歎申上候遲速之處見定々難く心勞仕居申候猶追々可申上候

正月六日

御法然者當御郡米拂底ニ付御廻米奉願候處其御藏御米御開届相濟御來屋四百六拾石之御差紙百石米子當所孫八へ爲持差出申上候御請取被成御米御渡可被遺候之餘孫八へ申含候間宜敷様奉願上候

二月十日

緒形 三郎右衛門

御來屋御藏奉行也

中川佐左衛門様

同所御目付也

三和惣太夫様

米子御藏奉行也

田中奎兵衛様

同所御目付也

有澤 善六様

同 斷

清水 善平様

覺

御來屋御米

一四百六拾石

代四拾四貫五百六十二匁五步

九六。九十三匁かへ

米子御米

一百石

代九貫八百九十三匁八步三厘

九六 九十五匁かへ

×五拾四貫四百五拾八匁三步三厘

内 五拾四貫四百目

六月限拜借証文上ル

殘五拾八匁三步三厘

銀札上ル

右之通ニ御座候

辰二月十四日

和田次郎兵衛様

御法然者先頃次左衛門差出申上候節御米御差紙御渡し被下體ニ受取申上候右代銀証文此度相調差上申候先達而上ヶ置候証文御引替御戻し被遊可被下候別紙目錄相添銀札五十八匁三步三也差上申候宜敷奉願上候

緒形 三郎右衛門

一三月拂之節大阪爲替貳拾貫目奉願候御聞届被遊可被下候追而例之通手形添狀差上可申候右之段申上度如斯ニ御座候恐惶謹言

緒形 三郎右衛門

進 上

和田次郎兵衛様

一御法先達ハ次左衛門御伺申上置候御廻米之内千七百石此度米子御藏奉願候尤先達テ被 仰付候九六石九拾五匁之御直段ニシテ拜借証文并銀札二百廿九匁一步七厘目錄相添差上申候御請取被遊御差紙被爲遺可被下候

尤一枚ニ而被遺候而ハ御藏方受引手合難相成御座候間乍御面倒左之通五枚御調可被下候御差紙限り左ニ奉願候間宜敷奉願候

一奥構分辻八百石近々奉願候よし承知仕候追而御願可申上候間左様御聞届被遊被下度奉願候

一淀江御來屋御藏米最早御拂切ニ相成候様相聞申候赤崎邊ニ而被遺候而ハ取越難相成奉存候米子御藏米之義在高ニテ取越候義相成不申由御米被遺候ても此段差支候ニ付先頃已來段々懸渡漸々在高ニテ取越候義相濟申候依之此度米子御藏御米奉願候右之段申上度如斯ニ御座候恐惶謹言

二月十九日

緒形 三郎右衛門

進 上

和田次郎兵衛様

一五百石 四月三十日限

一三百石 六月三十日限

一三百石 同 斷

一三百石 七月三十日限

一三百石 同 斷

×千七百石

第二章 經 濟

乍恐迫而申上候然者御廻米代五拾四貫四百目之拜借證文二月元ニ被遊被下候哉ニ奉存候將又御差紙松屋喜十郎へ此度御渡し被遊可被下隨分急ニ取越不申而ハ差支出來仕候間此度無間違被遊被下候様奉願候此段別而奉願上候

三月二十九日 三郎右衛門

次郎兵衛様

寶

米子御藏米

一千七百石

代百六拾八貫二百二十九匁一步七厘

但九斗六升ニ付九拾五匁カヘ

内百六拾八貫目 證文上ル

殘貳百廿九匁壹步七厘 銀札上ル

右之通御座候

辰二月二十九日

和田次郎兵衛様

緒形三郎右衛門

去九日同十一日之貴書相達拜見仕候先以益御機嫌能遊御座目出度奉存候如貴命先頃ハ御苦勞ニ而御來駕被下緩々得寛話忝本望之至ニ奉存候其節の御挨拶等被下痛入候義ニ御座候然者先頃當御拂難澁相歎申上候義御歸府後段々御苦勞被成遺被爲 仰聞候通大方相濟可申ニ付氣遣不仕様御内々委細御書面之趣逐一奉承知候先々安心仕難有仕合ニ奉存候且又六月拂之義追々被爲 仰談追而御様子可被 仰下之由奉得貴意候未間も御座候義故追々御苦勞被成遺候様奉願上候先頃御内々申上置候取調ハ大荒目義無覺束奉存候先寄々何角之模様も相見可申哉追々御内意申上候義も御座可有候何分とも格別ニ御苦勞ニ不相成下てハ可參様無御座當御拂之義ハ先達而之通半銀御聞届被成下候無別條御取立仰付可申上奉存候此度半銀追貸米之儀奉願候吳々も兎角宜敷様奉願上候

一里構半銀廿八貫目下借之義彌三郎へ申談相濟居申候間左様被思召可被下候

一幸左衛門義段々御世話被成下忝奉存候恐惶謹言

三月十九日

永見吉兵衛様

緒形三郎右衛門

一法然者當御拂御取立至而六々敷御座候ニ付先達而永見喜兵衛様迄御歎申上候通半銀百五貫目并追貸米八百石下借六拾五ノ目御聞届被遺被爲下候様奉願候大分之米銀奉願候義恐入候義ニ御座候得共段々取調仕候處右之段御聞届不被爲下而ハ御取立必至之難澁ニ付此段奉願候乍恐宜奉願上候右之段申上度如斯ニ御座候 恐惶謹言

三月二十日

中島様

上原様

小林様

梅林彌三郎
緒方三郎右衛門

一御法去々二十日之御返書拜上仕候然ハ當御郡御取立至而六々敷先達而永見喜兵衛様迄委細御歎申上置候處格別難澁之段御聞届被遺厚御許儀被成下半銀六拾五貫目拜借被 仰付右証文ハ四拾貫目廿五貫目兩通ニ認メ差上候様并銀札百二拾貫目月壹步貳之利足ニ而當暮迄御貸可被爲遺十二月限御銀札場當証文差上可申内追貸米之義ハ御取計被爲成かたく御届候由委細御書面之趣奉得貴意難有奉存候右證々奥構大庄屋相極リ候上早速差上可申候間左様被思召可被下候

三月二十七日

下候右之段申上度如斯ニ御座候 恐惶謹言

梅林彌三郎
緒形三郎右衛門

進 上

中島忠左衛門様

御法然者銀札三拾七貫五百匁此分去冬拜借仕候御廻米代六拾貫目周藏私連名証文差上置候内へ御受取被遊是又御手形可被爲遺候
一先達而奉願候米子御藏米殘千貳百石之分何卒此度御差紙被遺可被下候品ニ寄東灘御藏米淀江小浪迄ニ而可被遺哉之趣先頃 和田
様御内沙汰被遊奉承知候得共米子請引殊之外六ヶ鋪御座候所漸ニ而無故障相濟候ニ付米子ヲ受取候方何角手合宜御座候間右千貳百
石之分米子御藏御渡被爲成被下候様奉願候先達申上置候通奥構分七八百石里構貳百石都合千石計追願仕積ニ御座候間追而奥里同
役共々御願可申上候此分米子御米御手合難被遊義ニ御座候ハ、淀江小浪又ハ日吉津ニ而被遺候様ニ奉存候米子御藏米先達而五百石
御差紙被遺候分近日迄ニ不殘受取仕廻候間何分殘千貳百石之内何程ニ而茂此度御差紙御渡被遺被下候様奉願候將又御直段之義御極
め被遺候ハ、被爲 仰聞可被下候何卒先達而奉願候通九拾五匁ニ御極め被遺候ハ、有難奉存候右之段申上度如此ニ御座候 恐惶謹
言

三月十七日

緒形 三郎右衛門

進 上

中島忠左衛門様

三月拂之義ハ銀高拜借被 仰付候ニ付無滞御取立相濟可申と雖有奉存候六月拂御取立之所至而難澁相見候ニ付先達而喜兵衛様迄御
歎申上置候通御郡中にて千三百七八十石位之必至ニ御取立相成不申千貳百石位ハ夫々當物(註抵當のこと)御座候得共漸く當分口過
仕候迄にて少しも稼出可仕様無御座世上一圓銀詰(註金融逼迫)にて銀子上納手段無御座候六月拂ハ間も御座候義ニ付殿々之義相知
可申様無御座候得共難澁之村々荒に見積候處右之趣相見申上候右兩品之所御評議被遊被遺候ハ、六月拂も大形無難濟上り可申哉牛
銀も銀高ニ付十月御取立過半難澁出來可申別而奥構無覺束奉存候右之外舊冬已來村々極難澁入粥米遣し露命取續候分も御郡中にて
二百石位も可有御座何角と段々難澁而已御歎申上候段重々恐入奉存候何分にも格別の御慈悲不被成遺候而ハ御郡中相立不申候兎角

御慈悲奉願候右之段申上度如此に御座候 恐惶謹言

三月二十六日

梅林 彌三郎
緒形 三郎右衛門

和田次郎兵衛様

別紙を以申上候然ハ奥構同役之義先頃 和田様御在出之砌私共へ委細被 仰付置奉畏居申候然ル處月瀬村定吉今以罷歸不申申渡延
引仕候御取立差懸候ニ付三郎右衛門へ被 仰付此節隨分御取立仕候差掛り取作舞ニ付不束之義共有之其上御廻米請拂等殊之外心勞
仕候存外之差支出來万々行届不申當惑仕候

廿七日

三郎右衛門
彌三郎

忠左衛門様

一去ル廿二日之御返事相達し拜見仕候御法然ハ先達而追々御歎申上候牛銀之義品々御取譯銀辻無相違御貸付被 仰付先々手合相濟
難有奉存候將又六月之義段々被爲御心付別而難有奉存候此度別紙之通御歎申上候文言等如何無覺束奉存候可然様奉願候
一今月拾六日貴書御追出來相達不申内當月拜借銀之義等申上候ニ就追貸并六月之義間違相成申候其節も救米被遺難有逐一承知仕候
一貞吉義今以罷歸不申大間違相成申候奥構御取立差掛り候義ニ付何角不束之義も有之其上御廻米等當分迄之取作舞ニテハ難相成義
も御座候ニ付甚當惑心遣仕義ニ御座候案外之義ニ付万々行届不申困り果居申上候猶追々可申上候 恐惶謹言

三月二十七日

緒形 三郎右衛門

永見喜兵衛様

猶以粥米之儀宮地様より御内々承知仕候處私共存寄大に間敷氣ノ毒ニ奉存候 和田様の書面如何ニ奉存候に付御國へ差出申上候
兎角宜敷奉願上候
御法然者御藏御米六百石御差紙二枚ニ而此度被遺候ニ付手代由右衛門方御渡申上候様申付候間御受取被遊御米追々由右衛門へ御渡

被遣可被下候此節在中開作取懸米入用御座候間差支無御座様御取計被下度奉願候右之段申上度如此ニ御座候 恐惶謹言
四月七日 緒形 三郎右衛門

田中 奎兵衛様
有澤 善六様
清水 善兵衛様

尙以御廻米六分之石數奉願段々御苦勞罷成候段悉奉存候及越之義故萬々行届不申心遣仕候兎角宜奉願候
一御法然去ル四日之御返書相達拜上仕候牛銀拜借証文并銀札百廿貫目御貸付之証文相認差上候様先達而委細被 仰付候處奥構大庄屋相究め口上相認差上申度ニ付其段申上候所急ニ相調不差上候てハ御勘定所御差支之筋も御座候ニ付奥構大庄屋相究不申共私共兩人証文ニテ差上候様委細被 仰下御書面之趣奉得其意候則此度左之通相認差上申候間御覽被遊可被下候
一牛銀下貸之六拾五貫目之証文此分ハ重便之節差上度奉存候御取立差懸難澁之義共御座候ニ付品ニ寄下借貸増不仕候而ハ手合相成不申趣ニ御座候間自後取究追而證文相認差上可申候左様思召可被爲下候右之段申上度如此御座候 恐惶謹言
四月八日 梅林 彌三郎
緒形 三郎右衛門

和田次郎兵衛様

一四拾貫目 牛銀拜借証文一通
一貳拾五ノ目 右同斷 一通
一貳拾拾貫目 御銀札場當証文一通

御法然者先達而御内々申上候通市右衛門貞吉兩人共氣分相勝不申ニ付今以申渡延引仕候如何様追々相調大形一兩日之内罷出候様相開候間申渡早速飛脚を以御請可申上奉存候右之段申上度如此ニ御座候 恐惶謹言

四月十五日 進 上

緒形 三郎右衛門

和田次郎兵衛様

御法然者法導寺村市右衛門月瀬村貞吉追々氣分相調昨日罷出候ニ付先達而被 仰付置候奥構大庄屋役申渡候處兩人共難有奉畏候右御請申上度如此御座候 恐惶謹言
四月十七日 梅林 彌三郎
緒形 三郎右衛門

進 上
和田次郎兵衛様

伊田市右衛門
名 越 貞 吉

乍恐追而申上候然ハ本紙申上候兩人出府御請之義ハ追而御差圍可被 仰付旨申置候義ニ御座候間時節柄之義ニ付何卒六月御取立 仰付口上御呼出し被 仰付被下候様ニと奉存候乍恐此段可然様奉願上候將又構分り相談之上別紙之通相極申上候右様思召可被下候

四月十一日 彌 三郎
三郎右衛門

二郎兵衛様

御法然ハ先達追々申上置候御廻米追願千石計之所代銀來五月上納之義御内分爲心得委細被 仰下奉承知候此間三郎右衛門申上候通市右衛門貞吉何れも得と相談仕候所其節御取立致方無御座私とも取作舞を以手合之所段々申合候得共世上一圓銀詰りに付繰之義

も取作廻相成不申恐入奉存候此段兎角宜奉願上候
一右千石追願之分取越之義日數等相考候處逆も手合難相成其上鐵山も彌不景氣ニ付最早積りよりも入用減候に付今四百石計にてか
なりに手合相成可申候此分何卒當暮迄ニ代銀上納仕候様奉願候義ニ御座候乍憚此段願之通り御苦勞被成下候様奉願候隨分急々取越
候様手合仕度御座候間近々御差紙可奉願候尙追々可申上候 恐惶謹言

四月十七日

梅 林 彌 三 郎
緒 形 三 郎 兵 衛

永見喜兵衛様

一去ル十一日御返書相達し拜見仕候御法然ハ千石追願之義日數無御座取越六ヶ數其上鐵山も彌々不景氣ニ而及潰ニ又は吹止メ申候
も數ヶ所有之最初積り方入用減候ニ付今四百石計之處御苦勞ニ被成遺候様先達而御内々御頼申上候ニ付委細被 仰下御紙上之趣逐
一奉承知候尙又段々取調候處此節里方御他領所々賣麥出候ニ付村々并鐵山方も麥にて取續仕候積ニ而四百石も不奉願相仕舞申度奉
存候左候へバ此間被遺候六百石之御差紙迄ニ而相濟申候少々にてても貸付減候得バ後日之爲宜御座候乍去度々間違不束之義申上候段
斷念至極奉存候此段可然様奉願上候將又來五月御入用銀大阪御藏屋敷納にて御手合相成候義御座候へバ下地拜借仕居申上候御米代
之内少々之義ハ工面相成可申哉と奉存候此段御間合被遊御様子被爲 仰付可被下候右之段乍高答申上度如此ニ御座候 恐惶謹言

四月二十六日

梅 林 彌 三 郎
緒 形 三 郎 右 衛 門

永見喜兵衛殿

御法然ハ當御郡去年格別凶作ニ付御救之義追々御歎申上候處御聞届被爲遺千三百七拾五石御救被爲遺千貳百六石相借被仰付候旨此
間永見喜兵衛様御在出被成委細被 仰渡難有奉存候莫大之御惠に付當御拂無滞相濟御郡中御百姓□□私共御役用も□□相勤可申と
重々難有仕合ニ奉存候右御請申上度如此ニ御座候 恐惶謹言

六月十八日

名 越 貞 吉
伊 田 市 右 衛 門

進 上

和田次郎兵衛殿

乍恐以別紙申上候然者當御郡麥作殊之外不宜先日々追々給物無御座去年別而凶作山寄村々此節彌困窮申候秋迄之取凌六ヶ數もの奉
存候乍恐隨分人氣宜敷神妙ニ艱難を凌居申候ニ付何ニ寄候而と申上義ハ無御座候得共去冬已來之通御出張御座候へバ下々何と無く
心持も□候御取立ニ不限萬事私共取作舞宜敷御座候下地御手懸り之義候間宮地代右衛門様當月末迄ニ御越被成候様奉願上候右乍恐
可然様奉願上候

六月十八日

貞 吉
市 右 衛 門
彌 三 郎
三 郎 右 衛 門

次郎兵衛様

覺

一御米千三百七拾五石也

右者近年打續凶作ニ付御郡中爲御救被爲遺髓請取極難澁之村々へ相渡當六月拂相濟御郡中無難ニ相續仕一統難有仕合奉存候以上

天明四年辰六月日

名 越 貞 吉
伊 田 市 右 衛 門
梅 林 彌 三 郎
緒 形 三 郎 右 衛 門

和田次郎兵衛様

覺

三百拾石	伊	田
百九拾百	名	越
六百四拾石	緒	形
六拾六石	梅	林

右者當御郡御取立難澁之村々慥ニ拜借仕候然ル上ハ來巳三月元米代銀取立返上可仕候仍而拜借証人如件

日野郡大庄屋

天明四年辰六月 日

四

人

和田次郎兵衛様

御法然ハ先達而御聞届被爲遣拜借米千貳百六石當暮返上仕候様被 仰付奉畏候然處當冬牛銀并御銀札場限冬拂御廻米代等殊之外入組取作廻六ヶ數御座候間何卒來三月取立ニ被 仰付被爲下候様口上書差上候間乍恐可然様奉願上候右之段申上度如此ニ御座候恐惶謹言

七月八日

名 越 貞 吉

伊 田 市 右 衛 門

梅 林 彌 三 郎

緒 形 三 郎 右 衛 門

和 田 次 郎 兵 衛 様
乍 恐 口 上 之 覺

一當御郡打續凶作ニ而當六月御取立必至之難澁ニ付追々御歎申上候所千貳百六石拜借御聞届被爲遣難有仕合ニ奉存候右拜借米當暮返上仕候様被 仰付奉畏候然所當冬品々御取立差添ひ殊之外入組取作難澁仕御座候間可成三月返上仕候様奉願候御慈悲を以御聞届

被爲遣候ハ、重々難有奉存候

日野郡大庄屋

四

人

天明四年辰六月日

和田次郎兵衛様

御法然ハ去二日之御返書相達し拜上仕候然ハ當五月限御廻米代銀元拾貫目元利ニ而拾貫九百六十目上納仕候處早速御勘定所へ御廻し被爲下候得共飛脚晦日ニ着仕候ニ付六月九一ヶ月延引ニ相成一ヶ月之利銀差上候様御勘定所方被 仰付候ニ付段々御苦勞ニ被成下候得共御承知無御座一ヶ月之利銀御取替被遣御濟し被遊証人御取返し被爲下候由御書面之趣奉得其意候此度一ヶ月分百二十匁返上仕候間御請取被遊可被下候右利足御定め被成遣候様御苦勞被遊候不而已御取替証文御戻し御濟被遣候段別而難有奉存候當御郡御勘定ニ次左衛門差出候節右兩口之義も御勘定可仕と差引内引ニ仕候ニ付大ニ奉懸御苦勞候

一當二月元先月限御廻米代五拾四貫四百目之元利之内追々上納仕不足拾ノ八百目差上候所是亦早速御勘定所へ御勘定被爲下候由然る所今三十三匁八分五厘不足相成候ニ付松屋喜十へ取かへ相濟候様被 仰付御濟被爲下候由是亦委細御紙上之趣尙又松屋喜十郎より申越奉得其意候兩口皆濟相成候ニ付重便之節御手形差上候ハ、証文御引替可被下候由奉畏候左之御手形之通此度返上仕候て引替可被下候右之段申上度如此ニ御座候 恐惶謹言

七月八日

緒 形 三 郎 右 衛 門

和田次郎兵衛様

御法去ル八日之御書相達し拜上仕候當冬拂御直段九斗六升ニ付六拾三匁五歩ニ相究被遊當月晦日限取立上納仕候様被 仰付奉得貴意候

十一月廿日

大 庄 屋

四

人

和田次郎兵衛様

乍恐別紙を以申上候然者酒運上去年冬拂上納仕候分ハ當冬上納御免被遊候旨奉得貴意候

二十日

次郎 兵衛 様

明治二己年十二月二十九日

當年柄類外之違作ニ付而ハ村々難澁人ハ御救助として金札貳百匁差上領收証あり

明治四年八月

日野郡大宮宿

青 砥 孫 八

一昨巳年凶荒之處宿内并近村難澁人共え米施候段奇特之事ニ候依之御褒詞被下

辛未八月

民 政

局 朱 取 印
民 政 局

明治四年辛未九月廿九日

日野郡根爾宿

近 藤 喜 八 郎

一昨巳年凶荒之處宿内並ニ近村難澁人共え米銀施候段奇特之事ニ候依之爲御褒稱御上下壹具被下候

辛未八月

民 政 局

二、被 遣 米

浮加損と稱し惡田にて收穫殆んど皆無にして、加損米(風水旱蝗の場合藩より免租減租を行ふ爲更に米を補助する制度)を附せられしが、

藩命に依りてこれを停止し、爲に困難を癒すこと能はず、後被遣米と稱して藩より補助米を下付したり。左に其の事由記を擧げて参考に資せん。

被遣米事由記

一米三拾石五斗

明和六年より

一米八石九斗貳升八合

同七年より

一米壹石

板井原庄屋へ

一米三拾二石

天明四年六月

一米拾壹石

同七年より

一米貳拾九石

寛政二年より

右米被遣候儀に付寛政八辰二月十一日御新田方安田惣左衛門上田九兵衛御兩人様より石高村譯共御書付被遣夫々御様子御示し尙從來之事由書差出し候様被 仰付明已正月御勘定出府之節別記之通事由記差出し候ニ付書記し置者也

(松尾家記録)

寛政九年已正月二十八日

溝口外七ヶ村へ被遣米

一米三拾石五斗

明和六丑年より

此分里構に大分浮加損御座候由之處御取上げに相成候節此村々は格別之惡田所に付段々奉願一ヶ年限として被遣候寛政八辰年より溝口宿七石之内壹石庄屋給米立用以來六石也村別は七石溝口宿六石古市村貳石谷川村壹石五斗福永村五石五斗上野村壹石五斗福島村五石清山村貳石久古村

黒坂外三ヶ村浮加損米其他

一米八石九斗貳升八合

明和七寅年より

此分不殘夫々惡田付に相成居申候元來中構に六七拾石餘浮加損御座候處御取上げに相成候節此村々は格別之惡田所御座候に付奉

願一ヶ年限として御殘し被遺候内五石貳升八合黒坂村壹石四斗下榎村岩屋分貳石五斗小河内村

一米壹石

松井原庄屋

御國境其上小宿困窮所々御座候處萬々勤方宜ニ付爲御褒美被遺候

花口奥渡り兩村御加損米

一米三拾貳石

天明四辰年六月寛政二戌年

内貳拾五石花口村此分惡田所村中惣作場多御座候に付必至之困窮に陥り段々取調被 仰付入念立毛相改御年貢不足之場所委細帳
面差上候所一ヶ年限りとして加損被遺候旨被 仰付其後年々惡田へ付相渡し申候

大庄屋

緒形 三郎右衛門

御郡代 上山六右衛門様

御新田方永見喜兵衛様

七石奥渡り村元來惡村にて山邊田畑は不殘前々より荒場に相成居申村方一同困窮仕候に付右荒場に御立被遺候様段々御願申上候
處荒之儀御法も有之難被 仰付大庄屋見合致し帳面差上候様被 仰付入念相改荒御加損七石五斗餘御座候帳面御覺之上御戻し被
下大庄屋預り置申上候右荒場只今にては木杯山より生下り居申候是も花口同様一ヶ年限として被遺旨被渡候

板井原溝口兩宿へ被遺米

一米拾壹石

天明七末年

内六石板井原宿此分小宿にて驛場相勤宿中不殘馬子仕候處人足馬士兩様相勤候に付外宿より間損多御座候に付心至之困窮に相成
驛御用相勤まり不申差支罷成候に付段々取調仕年中間損書留させ帳面差上候所是又一ヶ年限として被遺候

上野外三ヶ村へ被遺米

一米貳拾九石

寛政二戌年より

此分元來九拾石宛被遺候處其後七拾石に御減し被遺段々取調之上惡村之分貳拾九石一ヶ年限として被遺候内村別は八石上野村九
石清山村四石久古村八石溝口宿

凶荒豫備の施設は藩政中各村々に五分糶藏を奨勵し、所謂社會の經營ありしが、幕末に至りて藩は凶
荒豫備資金を貸與し貧民救恤の資に供したり、明治初年に於て郡内三箇所(根雨溝口多里)に勸業社を
設けこれが借入人を代表したるが如し。

明治維新の大改革に當り、郡當局が如何に郡民の利福に斡旋せるかは左記文書の示す所なり。かゝる時
代に於ては自然公益を私する例も鮮からざるに、我郡の當局は誠心誠意以て將來を慮りて今日を致せ
るは、郡民の均しく感激せざるべからざることなり。この資金は後郡内各村の戸數人口に按分して配
當し、各村の基本財産の一部となれり。今左に其の文書を擧げん。

丙第八十四號ノ三

第十五大區長

入澤 格 治

第十六大區長

矢田 貝 周 一郎

日野郡元勸業社貸付金五百四十六圓七十七錢一厘上納見切之義基本人根雨宿近藤喜八郎外貳名ヨリ明治六年中別紙ノ通願出候ニ
付事由何濟ノ上右金額返納見切之義別紙ノ通及指令候條此旨可相心得候尤右金額貸付方且賑恤ノ方法等從來參名手續ノ義モ有之ニ
付篤ト協議ノ上將來不取締ノ儀無之様積蓄且濟貧恤窮ノ方法等取調至急戸籍掛へ可申立候此旨及諭達候夏

明治九年八月廿四日

鳥取縣參事 伊 集 院 兼 善

伯耆國日野郡第百二區根雨宿百九十番邸

勸業 基本 人

近 藤 喜 八 郎

同國同郡第九十八區溝口宿百九十番邸

同

野 坂 榮

同國同郡第百五區西村拾五番邸

同

入 澤 格 治

昨壬申年隨御諭私共基本罷在候根雨、溝口、多里三ヶ所勸業社拜借金今般御規則ニ依リ悉皆御引上ケ官金ニ御備相成候ニ付返納可致旨委細御諭ノ趣承知奉畏候處當第本金ノ儀ハ先般喜八郎ヨリ情實御届書奉差上候通爲御救助之毎村へ配當御下渡ニモ可相成ノ處永續ノ御含ミヲ以郡中凶荒豫備金ニ御立被爲下置既ニ基本金拜借證書并ニ會社取立ノ夏件追願書文中ニモ顯然罷在候儀ニ御座候然ル處此儘御引上ケ郡中御救助豫備金名目被廢候テハ忽一統興廢ノ場ニ差開候義ニテ即今私共限御答可申道理ニ無御座勿論於郡中モ苦情奉歎願容易ニ承服難仕儀ト奉存候全體當郡ノ儀ハ頗僻土ニシテ各活計困窮而已ナラズ租稅收納始期限皆濟ノ融通ヲ不得往々此儘ニテハ難立行次第厚御憐察被爲下何卒出格ノ御詮義ヲ以是迄一定被爲下置候通郡中危難豫備金名目其儘勸業基本ニ御立置被爲下度尤利息冥加金之儀ハ是迄ノ規則ヲ廢シ更ニ百歩ノ六上納可仕候此段只管奉歎願候

右

明治六年九月廿三日

入 澤 格 治

野 坂 榮

近 藤 喜 八 郎

右三ヶ村戸長代理兼第九十八區戸長

森 田 吾 平 治

三吉鳥取縣參事殿

民第九十六號

書面貸付元金外壬申九月ヨリ癸酉拾月マテノ利足冥加十分一金癸酉十二月入澤格治ヨリノ返納金共合金五千四百廿三圓九拾七錢八厘ノ内乙亥六月根雨宿舊會社類焼ノ節抵當物品焼失ノ代價金二百七十七圓拾九錢九厘八毛引殘五千四百四十六圓七十七錢八厘不及返納候條正副區戸長示談ノ上願ノ通將來日野一郡凶荒豫備濟貧恤窮ノ資本ニ可充事

莫明治九年八月廿四日

鳥取縣參事 伊 集 院 兼 善

明治九年十一月十五日

凶荒豫備金計算書控

島根縣下伯耆國日野郡

第十五區第十六大區

記

一舊藩楮幣六百六貫三百七十七匁七分五厘

基本金拜借元

此金五千五拾三圓十四錢八厘

此處へ

金貳圓三十一錢五厘

明治六年十一月廿二日右ノ内端金ニテ利子其他手數料金共辻二百九十三圓九十七錢八厘上納仕置候分

殘而 五千五拾圓八拾三錢三厘

内 譯

第二章 經濟 濟

千六百八十四圓拾六錢六厘二毛
 近藤喜太郎
 千六百八十三圓三十三錢三厘四毛
 野坂榮
 千六百八十三圓三十三錢三厘四毛
 入澤格治

外ニ
 貳百九十三圓九拾七錢八厘

利子其他上納金

內
 貳圓三十一錢五厘

右端金上納仕候分

百九十七圓七錢三厘

壬申九月ヨリ西十月迄十三ヶ月分利子金

拾五圓七十六錢一厘

右同斷冥加金

七十八圓八十二錢九厘

十歩一救助手當金

小計貳百九十三圓九拾七錢八厘

明治六年十一月廿二日利子金等上納仕置候分御下ケ戻可被下御指揮ニ付此度御下渡被爲下度分

七拾九圓十六錢七厘

明治六年十二月入澤格治ヨリ上納仕置分前同様此度御下渡被爲下度分

外ノ三百七十三圓十四錢五厘

合五千四百貳拾三圓九十七錢八厘

內

二百七十七圓十九錢九厘八毛

明治八年六月廿七日根雨宿舊社燒失品及抵當入貸出シ金別紙書面ノ通此度利子金ノ内ニテ御見切付願候分

全殘而五千四百拾六圓七十七錢八厘

內

根雨宿社

千五百三十一圓三十四錢八厘

近藤喜八郎

溝口宿社

千八百七圓七拾壹錢五厘

野坂榮

多里宿社

千八百七圓七拾一錢五厘

入澤格治

右之通計算相違無御座候以上

明治九年八月

入澤格治
 野坂榮
 近藤喜八郎

右三名代理兼

入澤格治

凶荒豫備金保存方ノ儀ニ付願

當日野郡人民共有二等凶荒金明治十二年十一月計算元利金八千六百四十圓七拾一錢五厘貯蓄有之此内九百二十圓三十三錢ハ舊鳥取藩ヨリ備荒金トシテ御下附相成り亦七千七百廿圓三十八錢五厘ノ金員元由ノ儀ハ明治二已年凶荒ノ際村民困窮貢租收納差闕候者數多有之舊鳥取藩へ歎願ノ未徴收殘未納金棄損ニ相成候處中ニハ仮成徴收見込ノ者モ有之其ノ節ノ郡役人等專ラ説諭ヲ加ヘ收納蓄積セシメ候金員ニ有之就テハ舊鳥取縣へ屢々情願ヲ經過ル明治九年中願意御聞届ノ上該金本郡中ノ凶荒豫備金トシテ保存致シ候様御指令相成候以來元第十五第十六兩大區々長兩員ニテ擔當利倍増取計保存罷在候處客年郡區改正相成候ニ就テハ示後保存支出

ノ方法決定致シ度先般各村惣代人共於二部宿集會合議多數ヲ徵候處本郡内三十餘名ノ戸長ニ於テ保存取計候時ハ自然不締相生候茂
難計因テハ右二口ノ金額ヲ以テ更ニ公債証書ヲ買得シ尙利子金ヲ以モ順次公債購求増殖保存方ノ儀ハ郡役所へ依頼可致議決仕過日
議長ノ報告書進達仕置候何卒爾後郡役所ニ於テ右公債証書買得及保存支出共担任御世話被成下候様奉願候同役所夏務權外ト奉存候得
共特別ノ御詮議ヲ以願ノ通御開届被爲成下度郡中各戸長連署ヲ以此段奉願候也

明治十三年二月十三日

伯耆國 日野郡

- 三部村、福吉村、船越村、福島村、福居村、燒杉村
合六ヶ村戸長 生田秀三郎
- 父原村、古市村、庄村、中祖村、宇代村
合五ヶ村戸長 幅田吉三郎
- 宮原村、白水村、根雨原村、柿原村、大坂村
合五ヶ村戸長 橋谷光藏
- 谷川村、長山村、溝口宿、岩立村、大江村、上野村、金屋谷村
合七ヶ村戸長 下村傳三郎
- 口別所村、久古村、番原村、清原村
合四ヶ村戸長 西郷房治
- 須村、眞野村、大原村、小林村、丸山村
合五ヶ村戸長 佐々木信平
- 大倉村、福兼村、添谷村、富江村、大内村
合五ヶ村戸長 本庄保一郎

- 大河原村、吉原村、栃原村、大瀧村
合四ヶ村戸長 砂口平一郎
- 下蚊屋村、御机村、助澤村、美用村、杉谷村
合五ヶ村戸長 下垣喜一郎
- 江尾宿、久連村、佐川村、小江尾村、貝田村、宮市村
合六ヶ村戸長 加藤清一郎
- 洲河崎村、武庫村、俣野村、下安井村、貝原村
合五ヶ村戸長 佐々木貞十郎
- 根雨宿、高尾村、三谷村
合三ヶ村戸長 池原榮重
- 船場村、野田村、津地村、安原村、下榎村、本郷村
合六ヶ村戸長 柴田龜重
- 小原村、奥別所村、榎市村
合三ヶ村戸長 生田藤一郎
- 濁谷村、秋繩村、三土村、門谷村
合四ヶ村戸長 徳岡廣吉
- 坂井原宿、金持村
合二ヶ村戸長 平岡幸三郎
- 下黒坂村、下菅村、久住村、中畑村、上萱村、福長村
合六ヶ村戸長 頭本保五郎

- 黑坂宿、小河内村 合二ヶ村戸長 緒方千鹿
- 神戸上村、花口村 合二ヶ村戸長 金田定四郎
- 上石見村、中石見村、下石見村、上野村 合四ヶ村戸長 生田米三郎
- 神福村、福塚村、豐榮村 合三ヶ村戸長 伊田喜八郎
- 二部宿戸長 武田榮藏
- 菅澤村戸長 福田喜平
- 印賀宿、寶谷村、折渡村 合三ヶ村戸長 内田慶一郎
- 福壽美村、福万來村、佐木谷村 合三ヶ村戸長 池岡八壽郎
- 笠木村、茶屋村 合二ヶ村戸長 佐伯益一郎
- 阿毘綠村、下阿毘綠村 合二ヶ村戸長 木村大藏
- 福岡村、畑池村 合二ヶ村戸長 西村貞一郎

- 霞村、生山村 合二ヶ村戸長 久代猪四郎
- 矢戸村、三榮村 合二ヶ村戸長 田中善九郎
- 宮内村、川上村 合二ヶ村戸長 倉光武吉
- 多里宿、新屋村、湯河村、萩原村、上萩山村 合五ヶ村戸長 鈴木殿壽郎

島根縣令境二郎殿代理
 島根縣少書記官 星野輝賢殿
 (朱書)
 本書願之趣附届候夏
 明治十三年五月一日
 島根縣令 境二郎

日野郡役所

其郡二等凶荒豫備金其役所ニ保管ノ儀聯合會ノ決議ヲ經各戸長ヨリ願出候ニ付則届届候旨及指令候條此旨可相心得尤其役所ニ於テ
 他へ貸出或ハ公債證書買得等取計候ニ付而ハ將來萬一人民トノ間ニ紛紜ヲ生シ候而ハ不都合候ニ付兼而嚴重締約致シ置候様注意可
 致爲念此段相達候夏
 但規則ヲ定メ候ハ、更ニ可届出候夏

十三年五月四日

島根縣令 境 二 郎

右指令ニヨリ明治十三年六月十日凶荒豫備金取扱規約書ヲ調製シ手續ヲ了シ郡役所ニ於テ取扱ノ勞ニ服シ買得公債証書ハ近藤喜八郎野坂金治郎ノ兩名ヲ預リ人ト定メ右兩名ヨリ預証書ヲ徵シテ郡衙ニ保管シ年々ノ利子金ニテ購入セル証書モ同ジク同様ノ手續ヲ履ミ利殖ノ方法ヲ講シタリ

當時ニ於ケル凶荒豫備金 (十二年十一月現在)

一金八千六百四十圓七十一錢五厘第

二等郡中豫備金十二年十一月計算

一金五拾四圓六拾錢

元大山領人別ヨリ出金

内 三十三圓九十錢

明治十二年六月調納金辻

同年十一月十九日迄ニ徵收済

合計八千六百九拾五圓三拾壹錢五厘

凶荒豫備金處理

明治廿四年凶荒豫備金ヲ從來ノ通郡衙ニ保存スルカ各村役場エ分配保存スルカノ會議ヲナセリ出席議員左ノ通

大字二部宿	樋口 藤三郎	大字三部村	森田 房太郎
大字父原村	橋井直三郎	大字溝口宿	伊達勇四郎
大字谷川村	光木 勇藏	大字大倉村	篠田 甚平
大字久古村	幸松芳次郎	大字小林村	林原精一郎
大字大河原村	龜田 平重	大字大内村	松原卯三郎
大字佐川村	大谷 廣次	大字貝田村	遠藤金十郎
大字武庫村	福島 文平	大字根雨宿	近藤雄四郎
大字濁谷村	笹間 榮作	大字舟場村	三好平太郎
大字本郷村	川上 久吉	大字黒坂宿	杉 景壽

大字黒坂宿 緒形 弘義

大字花口村 森田 熊藏

大字中石見村 清水 作藏

大字神福村 田邊 佐次郎

大字宮内村 入澤 格治

大字霞村 久代 重三郎

大字多里宿 秋田 仲五郎

大字福壽美村 古部 勝藏

大字阿尾縁村 木下 立昇

大字印賀宿 古部 菊太郎

大字菅澤村 宮本 喜一郎

郡長ハ小山光正氏議長ハ入澤格治氏ニシテ郡衙ニ保存ノ主唱者ハ近藤雄四郎、伊達勇四郎、古部勝藏、橋井直三郎等ニシテ各村分配保存ノ主唱者ハ緒形弘義、杉景壽、光木勇藏、樋口藤三郎等ナリシガ分配ノ起立多數ニシテ決セリ分配方法左ノ通り

凶荒豫備金分配方法

第一條 元日野郡二部宿外百拾六ヶ村共有ニ係ル從來ノ凶荒豫備金ヲ各村ノ基本財産トシ配當スルモノトス

第二條 前條ノ配當方法ハ人口ト戸數ニ各半額ヲ分除スルモノトス

但明治二十三年十二月三十一日現在ニ依ル

凶荒豫備金并桑苗資本金ノ件ニ關スル手續

第一條 公債証書ハ現証書額貳萬六千七百七拾圓ヲ各村ヘ配當スルモノトス

但配當ノ種類ハ均一ヲ主トシ不公平ナカラシムルヲ要ス

第二條 各村ヘ配當ノ公債証書ハ左ノ價格ヲ以テ積算シ現金ノ配當額ニテ公平ナラシムルモノトス

金祿公債七步利付 百圓ニ付百三圓九拾錢

新 公債 百圓ニ付百貳圓六拾錢

起 業 公債 百圓ニ付八拾七圓五拾錢

百圓ニ付百貳圓四拾錢

第二章 經濟

一三二六

整理公債 百圓ニ付九拾七圓四拾錢
海軍公債 百圓ニ付九拾七圓貳拾錢

第三條 公債證書ノ配當殘額ハ前條ノ價格以上ヲ以テ賣却シ其方法ハ管理者ノ便宜ニ任ス

第四條 貸付金ノ返納其他現金ノ收入アリタルトキハ其時ニ配當スルモノトス但金額三百圓ニ滿タサルトキハ一ヶ月分取絡メ配當スルモノトス

第五條 桑苗資本金トシテ明治十九年四月第三國立銀行松江支店ヨリ借入ノ現金貳千三百五拾五圓及拂殘ノ利金八拾八圓三拾壹錢

三厘共凶荒豫備金ノ内ヲ以テ返済スルモノトス

第六條 前條借入金ヲ以テ貸付ケタル金額ハ返済期限通り徴收シ元利金共第四條ニ依リ配當スルモノトス

凶荒豫備金分配方法

第一條 元日野郡二部宿外百十六ヶ村共有ニ係ル從來凶荒豫備金ヲ各村ノ基本財産トシテ配當スルモノトス

第二條 前條ノ配當方法ハ戶數ト人口ニ各半額ヲ分除スルモノトス

但シ明治廿三年十二月三十一日現在ニ依リ

右ハ明治廿四年三月二部村外二十八ヶ村組合會ニ於テ議決シ尙ホ今年五月該分配手續ヲ議決セリ依リテ其方法ニヨリ各村ヘ配當ス

二十三年十二月三十一日現在

一戶數 六千九百七拾九戶

一人口 三萬三千三百四拾七人

記

一金貳萬四千四百六圓貳拾四錢

公債證書ヲ以テ配當

此公債額面貳萬四千五百四拾圓

丙

乙號金祿公債額面九千八百四拾圓

金壹萬九拾五圓八拾四錢

整理公債額面壹萬壹千圓

金壹萬七百拾四圓

海軍公債額面三千七百圓

此金三千五百九拾六圓四拾錢

一金壹千七拾四圓八錢九厘

一金百四拾圓四厘

一金貳百八拾四圓四拾八錢九厘

額面百圓ニ付金百貳圓六拾錢

額面百圓ニ付九拾七圓四拾錢

額面百圓ニ付金九拾七圓貳拾錢

現金分配

廿四年十月現金分配

廿五年一月現金分配

二部村

戶數 三百五拾三戶

人口 壹千七百〇六人

交付年月日

廿四年九月八日

金千貳百四拾一圓拾貳錢

此公債額面千貳百貳拾圓

丙 乙號金祿公債千貳拾圓此金千四拾六圓五拾貳錢

內 海軍公債百圓此金九拾圓貳拾錢

整理公債百圓此金九拾七圓四拾錢

金五拾五圓四錢八厘

廿四年九月八日

第二章 經濟

一三二七

第二章 經濟

廿四年十一月七日
廿五年一月十八日

金七圓拾貳錢貳厘
金拾四圓四拾七錢貳厘
計 金千三百七十七圓七十六錢二厘

野上村

戶數 百六拾壹戶
人口 九百〇九人

金額

交付年月日

金 額

廿四年九月八日

金六百四圓九拾貳錢

此公債額面六百貳拾圓

內乙號金祿公債貳拾圓金貳拾圓五拾貳錢

內整理公債六百圓此金五百八拾四圓四拾錢

金三拾六圓貳拾五錢九厘

金參圓五拾貳錢參厘

金七圓拾五錢九厘

計 金六百五十一圓八十六錢一厘

黑坂村

戶數 四百三戶
人口 壹千八百〇五人

交付金額

交付年月日

廿四年八月廿八日

金千參百六拾六圓七拾八錢

此公債額面千三百五拾圓

內乙號金祿公債千圓此金千貳拾六圓

內 海軍公債百圓此金九拾七圓貳拾錢

內 整理公債貳百五拾圓此金貳百四拾三圓五拾錢

金五拾八圓五拾四錢九厘

金七圓八拾參錢壹厘

金拾五圓九拾壹錢三厘

計 金千四百四十九圓七錢三厘

菅福村

戶數 九拾八戶
人口 五百六拾五人

交付金額

交付年月日

廿四年二月廿八日

金參百六拾壹圓貳拾貳錢

此公債額面參百七拾圓

內乙號金祿公債貳拾圓此金貳拾圓五拾貳錢

海軍公債百圓此金九拾七圓貳拾錢

內整理公債貳百五拾圓此金貳百四拾三圓五拾錢

金參拾參圓五拾四錢貳厘

金貳圓拾六錢九厘

金四圓四拾錢七厘

第二章 經濟

廿四年八月廿八日
廿四年十月三十一日
廿五年一月十五日

第二章 經濟

計 金四百壹圓三十三錢八厘

印 賀 村

戶數 貳百三拾戶

人口 壹千〇貳拾六人

交付年月日

廿四年九月五日

交付金額 金七百七拾九圓

此公債額面八百圓

內整理公債七百圓此金六百八拾一圓八拾錢

內海軍公債百圓此金九拾七圓貳拾錢

金參拾貳圓八拾四錢四厘

金四圓四拾六錢壹厘

金九圓六錢四厘

計 金八百二十五圓三十六錢

菅 澤 村

戶數 八拾壹戶

人口 參百四拾五人

交付年月日

廿四年九月五日

交付金額 金貳百四拾參圓參拾錢

此公債額面貳百五拾圓

內整理公債百五拾圓此金百四拾六圓拾錢

第二章 經濟

計 金四百壹圓三十三錢八厘

印 賀 村

戶數 貳百三拾戶

人口 壹千〇貳拾六人

交付年月日

廿四年九月五日

交付金額 金七百七拾九圓

此公債額面八百圓

內整理公債七百圓此金六百八拾一圓八拾錢

內海軍公債百圓此金九拾七圓貳拾錢

金參拾貳圓八拾四錢四厘

金四圓四拾六錢壹厘

金九圓六錢四厘

計 金八百二十五圓三十六錢

菅 澤 村

戶數 八拾壹戶

人口 參百四拾五人

交付年月日

廿四年九月五日

交付金額 金貳百四拾參圓參拾錢

此公債額面貳百五拾圓

內整理公債百五拾圓此金百四拾六圓拾錢

內海軍公債百圓此金九拾七圓貳拾錢

金參拾六圓參拾六錢八厘

金壹圓五拾參錢七厘

金參圓拾貳錢貳厘

計 金二百八十四圓三十二錢七厘

阿 毘 綠 村

戶數 貳百四拾七戶

人口 千百六拾七人

交付年月日

廿四年十一月廿六日

交付金額 金八百七拾六圓

此公債額面九百圓

內整理公債六百圓此代金五百八拾四圓四拾錢

內海軍公債參百圓此金貳百九拾壹圓六拾錢

金貳拾圓七拾四錢三厘

金四圓九拾貳錢七厘

金拾圓壹錢貳厘

計 金九百一十一圓六十八錢二厘

山 上 村

戶數 四百三拾七戶

人口 千九百八拾壹人

第二章 經濟

第二章 經濟

交付年月日
廿四年九月八日
交付金額
金千五百拾貳圓

此公債額面千五百圓

內乙號金祿公債千圓此金千貳拾六圓

內海軍公債五百圓此金四百八拾六圓

金四拾貳圓五拾六錢

金八圓五拾四錢貳厘

金拾七圓三拾五錢七厘

計 金千五百八十圓四十七錢四厘

多里村

戶數 四百九戶
人口 千九百拾八人

交付年月日

廿四年九月一日

交付金額

金千四百拾五圓貳拾錢

此公債額面千四百圓

內乙號金祿公債千圓此金千貳拾六圓

內海軍公債貳百圓此金百九拾四圓四拾錢

整理公債貳百圓此金百九拾四圓八拾錢

金六拾四圓拾六錢九厘

金八圓拾貳錢八厘

交付年月日

二十四年九月一日
二十四年十一月十六日

二十五一年一月十五日

計 金拾六圓五拾壹錢八厘
金千五百四圓一錢五厘

宮內村

戶數 三百四戶
人口 千五百三拾八人

交付年月日

廿四年九月五日

交付金額

金千九拾七圓四拾錢

此公債額面千百圓

內乙號金祿公債五百圓此金五百拾參圓

內整理公債六百圓此金五百八拾四圓四拾錢

金四拾五圓拾四錢九厘

金六圓貳拾七錢八厘

金拾貳圓七拾五錢七厘

計 金千百六十一圓五十八錢四厘

霞村

戶數 百三拾九戶
人口 六百三拾壹人

交付年月日

廿四年九月五日

交付金額

金四百八拾六圓六拾錢

此公債額面五百圓

第二章 經濟

廿四年九月五日
廿四年十一月四日
廿五年二月十九日

內海軍公債貳百圓此金百九拾四圓四拾錢
內整理公債三百圓此金貳百九拾貳圓貳拾錢
金八圓拾九錢六厘
金貳圓七拾壹錢九厘
計 金五圓五拾貳錢四厘

福 榮 村

戶數 百六拾九戶
人口 千四百四拾七人

交付年月日

交付金額

廿四年八月二十一日

金九百九拾九圓

此公債額面千圓

內乙號金祿公債五百圓此金五百拾三圓

內海軍公債五百圓此金四百八拾六圓

金四拾五圓拾壹錢九厘

金五圓七拾三錢七厘

金拾壹圓六拾五錢八厘

計 金千六十一圓五十一錢四厘

石 見 村

戶數 三百貳戶

人口 千四百六拾貳人

交付年月日

交付金額

廿四年八月十七日

金千四拾七圓七拾錢

此公債額面千五拾圓

內乙號金祿公債五百圓此金五百拾參圓

內海軍公債五百圓此金四百八拾六圓

內整理公債五拾圓此金四拾八圓七拾錢

金六拾貳圓拾參錢貳厘

金六圓九錢八厘

金拾貳圓三拾九錢壹厘

計 金千二百二十八圓三十二錢一厘

福 成 村

戶數 百八拾壹戶
人口 九百七拾四人

交付年月日

交付金額

廿四年八月十七日

金六百八拾壹圓四拾錢

此公債額面七百圓

內整理公債五百圓此金四百八拾七圓

內海軍公債貳百圓此金百九拾四圓四拾錢

金貳拾壹圓拾錢九厘

廿四年八月十七日

濟

十一月廿五日
二十五年二月十九日

金參圓八拾六錢
金七圓八拾四錢三厘
計 金七百十四圓二十一錢二厘

渡 村

戶數 百八拾五戶

人口 八百參拾參人

交付年月日

交付金額

廿四年八月廿九日

金六百參拾參圓拾錢

此公債額面六百五拾圓

內整理公債六百五拾圓此金六百三十三圓拾錢

金貳拾貳圓八拾五錢七厘

金參圓六拾錢四厘

計 金六百六十六圓八十八錢五厘

安 井 村

安 井 村

戶數 貳百拾三戶

人口 千〇參拾七人

交付年月日

交付金額

廿四年八月廿九日

金七百五拾六圓貳錢

此公債額面七百七拾圓內

乙號金祿公債百貳拾圓此金百貳拾參圓拾貳錢
內 整理公債五百五拾圓此金五百三十五圓七拾錢
海軍公債百圓此金九拾七圓貳拾錢

金貳拾八圓九拾九錢三厘

金四圓三拾壹錢三厘

金八圓七拾六錢五厘

計 金七百九十八圓九錢壹厘

根 雨 村

戶數 四百八拾壹戶

人口 千八百六拾八人

交付年月日

交付金額

廿四年九月七日

金千五百拾參圓

此公債額面千五百圓

內乙號金祿公債千圓此金千貳拾六圓

內整理公債五百圓此金四百八拾七圓

金七拾八圓拾七錢

金八圓七拾四錢六厘

金拾七圓七拾七錢貳厘

計 金千六百十八圓二十二錢八厘

真 住 村

廿四年九月七日
廿四年十一月二日
廿五年五月二日

第二章 經濟

戶數 百四拾五戶
人口 七百拾四人

交付年月日
廿四年九月七日

交付金額
金五百七圓五拾貳錢

此公債証書額面五百貳拾圓

內乙號金祿公債貳拾圓此金貳拾圓五拾貳錢

內整理公債五百圓此金四百八拾七圓

金貳拾九圓九拾五錢五厘

金貳圓九拾五錢三厘

金六圓壹厘

計 金五百四十六圓四十二錢九厘

神奈川村

戶數 貳百九拾三戶

人口 千五百貳拾九人

交付年月日

廿四年九月廿四日

交付金額

金千六拾九圓貳拾貳錢

此公債額面千七拾圓

內乙號金祿公債五百貳拾圓此金五百三十三圓五十二錢

內整理公債五百五拾圓此金五百三十五圓七拾錢

金四拾九圓八拾壹錢壹厘

廿四年九月廿四日

廿四年十一月六日
廿五年一月十五日

金六圓拾四錢九厘
金拾貳圓四拾九錢四厘

計 金千百三十七圓六十七錢四厘

江尾村

戶數 三百六拾貳戶

人口 千六百六拾人

交付年月日

廿四年九月十九日

交付金額

金千貳百四拾壹圓參拾貳錢

此公債額面千貳百貳拾圓

內乙號金祿公債千壹拾圓此金千四拾六圓五拾貳錢

內整理公債貳百圓此金百九拾四圓八拾錢

金五拾三圓七拾錢壹厘

金七圓拾壹錢六厘

金拾四圓四拾五錢九厘

計 金千三百十六圓五十九錢六厘

米澤村

戶數 貳百七拾七戶

人口 千三百七拾九人

交付年月日

廿四年九月七日

交付金額

金九百九拾九圓

第二章 經濟

濟

第二章 經濟

廿四年九月七日
廿四年十一月廿五日
廿五年一月十八日

此公債額面壹千圓
內乙號金祿公債五百圓此金五百拾參圓
內海軍公債五百圓此金四百八拾六圓
金參拾參圓五拾一錢壹厘
金五圓六拾七錢三厘
金拾壹圓五拾貳錢八厘
計 金千四十九圓七十一錢二厘

溝口村

戶數 三百五拾四戶

人口 千六百貳拾貳人

交付年月日

交付金額

廿四年九月廿一日

金千貳百貳拾圓八拾錢

此公債額面千貳百圓

內乙號金祿公債千圓此金千貳拾六圓

內整理公債貳百圓此金百九拾四圓八拾錢

金四拾五圓九錢七厘

金六圓九拾五錢五厘

金拾四圓拾參錢四厘

計 金千二百八十六圓九十八錢六厘

金岩村

戶數 百三戶
人口 四百七拾五人

交付年月日

交付金額

廿四年九月廿一日

金參百四拾圓九拾錢

此整理公債額面參百五拾圓

金貳拾八圓五拾八錢五厘

金貳圓參錢

金四圓拾貳錢五厘

計 金三百七十五圓六十四錢

榮村

戶數 四拾壹戶
人口 貳百貳拾人

交付年月日

交付金額

廿四年九月二十日

金百四拾六圓拾錢

此整理公債額面百五拾圓

金拾貳圓七拾九錢三厘

金八拾七錢參厘

金壹圓七拾七錢四厘

計 金百六十一圓五十四錢

旭村

第二章 經濟

第二章 經濟

一三四二

戶數 百六拾九戶
人口 八百〇三人

交付年月日
廿四年八月十五日
交付金額
金五百八拾九圓六拾錢
此公債額面六百圓

廿四年八月十五日
內乙號金祿公債百圓此金百貳圓六拾錢
內整理公債五百圓此金四百八拾七圓

廿四年十月廿三日
金貳拾五圓六拾九錢壹厘
廿五年一月十六日
金參圓參拾八錢壹厘
金六圓八拾七錢

計 金六百二十五圓五十四錢二厘
米 原 村

戶數 百七拾貳戶
人口 九百貳拾八人

交付年月日
廿四年九月七日
交付金額
金六百參拾參圓拾錢
此整理公債額面六百五拾圓

廿四年九月七日
金參拾五圓四拾壹錢九厘
廿四年十月廿四日
金參圓六拾七錢參厘
廿五年一月廿七日
金七圓四拾六錢四厘

計 金六百七十九圓六十五錢六厘
金 澤 村

戶數 百七拾八戶
人口 八百八拾壹人

交付年月日
廿四年九月七日
交付金額
金六百參拾參圓拾錢
此整理公債額面六百五拾圓

廿四年九月七日
金貳拾八圓四拾參錢七厘
廿四年十月廿四日
金參圓六拾參錢五厘
廿五年一月廿七日
金七圓參拾八錢六厘

計 金六百七十二圓五十五錢八厘
日 吉 村
但大字福岡村ヲ除ク

戶數 百六拾八戶
人口 八百九拾三人

交付年月日
廿四年九月七日
交付金額
金六百參拾參圓拾錢
此整理公債額面六百五拾圓

廿四年八月三十一日
金拾四圓七拾五錢五厘
廿四年十一月廿五日
金參圓五拾六錢

第二章 經濟

一三四三

第二章 經濟

一三四四

二十五年一月十五日

計 金七圓貳拾參錢參厘

金七圓貳拾參錢參厘

吉 壽 村

戶數 貳百貳拾四戶

人口 千〇參拾壹人

交付年月日

交付金額

廿四年九月七日

金七百八拾八圓八拾錢

此公債額面八百圓

內整理公債六百圓此金五百八拾四圓四拾錢

內海軍公債貳百圓此金百九拾四圓四拾錢

廿四年八月廿日

金貳拾參圓九拾九錢八厘

廿四年十一月廿五日

金四圓四拾壹錢壹厘

廿五年一月十五日

金八圓九拾六錢參厘

計 金八百二十六圓十七錢二厘

(宮內村入澤格治氏所藏)

勸業會社建設願

伯耆國日野郡第百二區根雨宿百九十番邸

士族 郡長 近藤喜八郎

同國同郡第九十八區溝口宿百九十番邸

士族 郡戶長 野坂榮

同國同郡第百五區西村十五番邸

郡戶長 入澤格治

今般私共ヨリ於當御郡勸業社取結下方融通爲替相開兼テ御布令人民御保全之御趣意貫徹之廉様々盡力可致旨御諭令被爲在謹而御請

申上候何卒發興相成度別紙規則書相添へ差上申候御許容被下度此段連判ヲ以奉懇願候

明治五年壬申八月十日

入澤格治

野坂榮

近藤喜八郎

鳥取縣御廳

附紙ニテ 書面附届候條日野郡勸業社ト可稱事

勸業會社建設事件追願

勸業社建設御採用被爲下候得者根雨溝口多里三宿へ會社取建左之通ホラフ(註フヲ旗のこと)建申度最根雨溝口兩宿會社者昨年御

新建相成候御米倉當時御不用ニ付其儘拜借被仰 付度奉願候



一近藤喜八郎へ御預ケ相成居候御銀當郡中窮民御救助御手宛之御沙汰モ御座候得共此儘御配當被爲遺候テハ只當分之凌迄ニテ

御仁恤之規模相顯ハレ不申之處今般勸業會社建設ニ付會社基本金へ拜借仕他會社無類之安歩ヲ以貸出し得ハ則小前之者共永年之

第二章 經濟

一三四五

救助ニ相成且ハ會社繁榮目前ニ付何卒右御銀札其儘年中三朱之利息ニテ御貸出し被遺度然ル上ハ銀員ニ應シ基本三名所持之家督根實証書差上置可申此段奉懇願候

- 一 勸業懸リ之役名更ニ被 命度事
- 一 勸業社手傳役各所へ或人宛被 命度御許可之上者人撰可奉伺事
- 一 左之通印判相用度事

鳥取縣伯耆國
勸業會社
日野郡根雨

勸業懸
何宿 何某

如圖各所毎ニ
相整度事

付紙ニテ 開屆候事但米藏ハ以後全不用トモ難決ニ付追而取調之上可及何分令沙汰候事

勸業會社規則

- 第一則 一社中之者共信義第一ニシテ相互和合スヘキ事
- 第二則 一自己ノ利ヲ謀リ衆人ノ不利トナルコトヲ謀ルベカラズ
- 第三則 一會社之事務ハ專衆人農商業ヲ爲スカ爲ニ融通發行致スコト故第一自慾ヲ生セス勿論會社基本金ヲ以商法ヲ行フコトヲ堅禁ス
- 第四則 一 根雨溝口多里三宿會社一ヶ所宛左之通各名へ引受取締致し毎年正月七月兩度各所限検査勘定スヘキ事
根雨宿會社 近藤喜八郎

溝口宿會社 野坂榮
多里宿會社 入澤格治

第五則 一金千兩

此利足百五拾六兩 一ヶ月分一步三朱之積
內 三拾兩 御貸米金利息年中三朱之積
三兩永拾貳匁 冥加金

拾五兩永六拾目 十分之一救助手當
但萬一取引故障出來候節ハ縣廳へ御手数掛ケ候ニ付利足金之五十分一御手数料トシテ縣廳勸業御掛リへ納ムヘキ事
但縣廳へ御頭奉願置道路修繕橋梁修築或ハ窮民生育之救助仕度最縣廳へ相伺ヒ御許可ヲ受取計フヘキ事
殘金百七兩永貳拾八匁

第六則

一 拜借金ニテ引足不申基本人ヨリ出金貸増之利足者壹歩三朱之内壹歩ハ出金へ分チ三朱ヲ以社中入費手當トス

第七則 一 當御郡之像ハ山分嶮路ニ付會社へ荷物取越候而ハ入費不少難蓋ニ付荷主共依頼運送辨理之每村へ正直有督之者精撰勸業社荷物預リ人申附候事
但荷物一駄ニ付藏敷手数料トシテ銀札三匁宛荷社ヨリ渡スヘキ事

第八則 第二章 經濟 濟

一 田畑山林ヲ見込貸出シ不申趣意ニ候得共商法元手金之儀ハ其事實及検査相違ナキヲ以嚴重之証書取之貸出シ可申萬一限月不及消算節ハ村長立會引上入札拂ニシテ元利引殘過金有之候ハ、當人へ返シ遣スヘキ事

第九則

一 商法元手田畑山林ヲ見込貸出シ金之利足ハ月壹歩五朱ト定ムヘキ事

第十則

會社懸之者共往復書簡村送リヲ以繼立候事

第十一則

一 社中へ預金ハ一ヶ月壹歩ノ利足ニテ預ヘキ事

但預金兼而翌月取返し候ハ、利足不相加其餘ハ翌月ヨリ利足相加半季毎ニ利金下渡スヘキ事

第十二則

一 貸出シ金期限六ヶ月ニ限ルヘキ事

附期月返済勿論ニ候得共萬一翌月へ越候トモ二日迄ハ利金取立申サズ事

右十二則ヲ以先開社施行仕度最追々定期加除改正可仕儀モ可有之其都度々々可奉候

明治五年壬申八月十日

近藤喜八郎
野坂榮
入澤格治

紙ニテ 書面規則ヲ以テ先開業シ猶鳥取米子境等支社則折衷追々致決定候都度々々可届出事

第八節 物價

農村に於ける物價の基準は、米價を以て主要のものとなせるは勿論のことにして、しかも藩政時代は租税は物成(若しくは年貢米といふ)と稱して、各地の地蔵に納付し、後これを賣却して銀納せることは前述の如し。銀納の際御直段と稱する藩にて定めたる米價ありて、地方の相場に比してやゝ高きものありしといふ。左に其一班を古文書によりて示さん、文書中に牛銀均し相場あり、これは前述したれば省略す。

(物成部参照)

(鳥取圖書館所藏寫)

米相場

一天保四巳

牛銀平シ直段 (牛銀平シ相場は租税部参照)

九斗六升ニ付 八拾五匁四分

壹匁ニ付 壹升壹合貳勺五才

壹俵ニ付銀三匁九分三厘高直

明ル御勘定相場

壹俵ニ付 古札 貳百九十六匁五分

壹升ニ付 同 七匁四分壹貳五

一天保五年

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付 七十五匁八分

第二章 經濟

壹匁ニ付

壹升貳合六勺七才五

四匁 下直

御勘定相場

古札 二百八匁

壹匁ニ付

五匁二分

一天保六未

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

八拾壹匁八分

壹匁ニ付

壹升五合六勺五才

三匁三分二厘高直

御勘定相場

古札 貳百八十匁五分

壹匁ニ免

七匁壹厘二毛五

一天保七申

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

百拾八匁

壹匁ニ付

八合一勺三才六

七分壹分高直

壹匁ニ付

古札 四百廿二匁

壹升ニ付

拾匁五分五厘

一天保八酉

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

九十一匁二分

一升ニ付

一升五勺二才六

壹匁四分七厘高直

御勘定相場

古札 二百九十六匁

壹匁ニ付

七匁四分

一天保九戌

牛銀平シ直段

九斗六升ニ付

百十五匁五分

壹匁ニ付

八合三勺一才

二匁六分八厘高直

御勘定相場

古札 三百八十一匁

一匁ニ付

九匁二分二厘五毛

一天保十亥

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

五拾二匁八分

壹匁ニ付

壹升八合一勺八才

第二章 經濟

第二章 經濟

七分 下直

御勘定相場

壹俵ニ付

壹升ニ付

一天保十一子

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

壹分 下直

御勘定相場

壹俵ニ付

壹升ニ付

一天保十二丑

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

二匁六分 高直

御勘定相場

壹俵ニ付

壹升ニ付

廿一匁二分

五匁三厘二毛五

五十五匁二分

壹升七合四勺

貳拾貳匁九分

五分七厘二毛五

五十五匁二分

壹升七合四勺

廿五匁六分

六分四厘

一天保十三寅

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

壹匁六分 高直

御勘定相場

壹俵ニ付

壹升ニ付

一天保十四卯

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

五匁 高直

御勘定相場

壹俵ニ付

壹升ニ付

一天保十五辰

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

四十八匁
二升

廿一匁九分

五分四厘七毛五

八十四匁
壹升壹合四勺二九

四十匁
壹匁

七十四匁四分

壹升二合九勺〇四

第二章 經濟

二匁二分 高直

御勘定相場

壹匁ニ付

壹升ニ付

一弘化二巳

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

御勘定相場

壹匁ニ付

一升ニ付

一弘化三午

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

御勘定相場

一匁ニ付

一升ニ付

一弘化四未

牛銀平シ相場

三十三匁二分

八分三厘

八拾四匁

壹升壹合四勺二才九

三十三匁七分

八匁四厘二毛五

八十目八分

一升一合八勺八才二

三十五匁二分

八分八厘

九斗六升ニ付

一匁ニ付

御勘定相場

一匁ニ付

一升ニ付

一嘉永元申

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

御勘定相場

一匁ニ付

一升ニ付

一嘉永二酉

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

一匁ニ付

御勘定相場

一匁ニ付

一升ニ付

一嘉永三戌

九十三匁六分

一升二勺五才七

四十目四分

一匁一厘

七十九匁六分

一升二合六才

三十四匁一分

八分五厘二毛五

九十八匁四分

九合七勺五六一

四十五匁

一匁一分二厘五毛

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

御勘定相場

一俵ニ付

一升ニ付

一嘉永四亥

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

一匁ニ付

御勘定相場

一俵ニ付

一升ニ付

一嘉永五子

牛銀平シ相場

九斗六升ニ付

壹匁ニ付

百三十六匁八分
七合〇一才七五

六十日
外四せん取事
一匁五分

九十一匁二分

一升〇五二六

三十二匁四分

八分三厘五毛

七十五匁六分二厘

壹升二合七勺八才

以上

御直段覺

天保申年御直段

一百目三分一厘二毛五

同 六月御直段

一百貳匁六分四厘壹毛八

同 十二月御直段

一百貳匁六分一厘

西三月御直段

一百貳匁六分一厘

同 六月御直段

一百二匁六分一厘

御返米一升ニ付

一二百六十文

同 十二月御直段

一九十五匁九分四厘

戊三月御直段

一百三匁六分五厘

同 六月御直段

一百三匁六分五厘

同 十二月御直段

一百四拾一匁九分八厘

御直段覺 (續)

新札百拾三文錢×拾一貫三百三十五文

錢×拾一貫五百九十八文

錢×拾一貫五百九十四文

錢×拾一貫五百九十四文

錢×拾一貫五百九十四文

錢×拾貫八十四文

錢×拾一貫七百拾貳文

錢×拾一貫七百拾貳文

錢×拾六貫四拾四文

御返米一升ニ付
 一二百六十文
 同十二月御直段
 一九十五匁四分四厘
 錢×拾貫八十四文
 戊三月御直段
 一百三匁六分五厘
 錢×拾壹貫七百拾貳文
 同六月御直段
 一百三匁六分五厘
 錢×拾一貫七百拾貳文
 同十二月御直段
 一百四十一文九分八厘
 錢×拾六貫四十四文
 亥三月御直段
 一百貳拾五匁九分六厘
 錢×百十四貫四百八十五文
 同六月御直段
 一百二十匁六分四厘
 錢×百一十一貫七百九十五文
 同十二月御直段
 一六十九匁五分一厘
 錢×七貫五百拾文六步五
 明治三年
 御藏米御拂直段先達而三百五拾目ニ御下ヶ被遣置候處猶又格別ニ米相場四斗入壹俵ニ付三百三拾五匁ニ御立替被遣候間願米致し候者共尙又嚴重代銀上納致し候様可申渡事

(註願米と稱するは拂下米の意なり)
 七月廿七日

郡 政 所 花 押

尙以此度限坂越被免申居申ニ付精々御米賣拂候様取計可申尤外郡々并ニ他國等買候儀兼而申付候通差留メ候ニ付嚴重相守候様尙又可申論事

御直段と其の趣を異にする、地方米相場の史料を擧げて参考に供せん。

米穀の直段

明和五年四月末までは板井原にて小賣米壹升に付四拾五文位なりしが追々上り五月より六月末までに五拾壹文になり盆後より根雨にて米壹石代八拾八匁より九拾目餘になり板井原にて小賣米壹升に付五拾五文白米壹升七拾文になり諸方にて麥壹石代貳貳貳三百文粟壹石代貳貳貳百四五百文稗壹石代壹貫八百文の相場なり (吉岡家記録)

農作及米直段

安永六年猪鹿大に作物を荒す麥作近年來の上作稻作も豊年盆後古米長久樹壹石代六拾三四匁新米小賣四拾四五匁 (吉岡家記録)
 諸物價は、何れも金銀錢札により、其計數及單位を異にす、金には兩、分、銀には匁、分、厘、錢には貫、文、札には匁、分を單位に用ひたり。

金、銀、錢、札は各換算通用す、其取引の困難察すべきなり、實際の場合、百姓、町人は多額のもの、は金少額のものは札と錢を使用したるが如し。
 生田家文書に依れば、金壹兩は錢六貫七百五十五文、札壹匁は、百一十一文に相當せり、米石に付六十九匁一分二厘とあるは銀札にて唱へたるものにして、白米一升八十四文は錢なること明かなり。
 なほ天保二年記を見れば、諸物價を米にて表示したるものあり。物々交換の痕跡とも見るべきか。

一元文中 諸品の直段

(日野郡野史)

日野郡野田の飛田宗兵衛氏元文六年正月、郡大庄屋勸中、鳥取出府の折、内井谷屋其外の人々の頼みにより、鳥取にて、買求め持歸られし品々の直段也。當時日野郡人が、これらの品を使用せしをも知る。

- 一、小せつた五足代 貳百六十文 (註現今の二十六錢一足五錢二厘貨幣爲参照)
- 一、同女中分三足代 貳百四十文
- 一、小さしかき二本代 貳百貳拾文
- 一、さしかき二本代 二百四十文
- 一、さしかき三本代 六百六十六文
- 一、ほうしやう紙壹帖代 百八十文
- 一、たばこ切粉二つ代 六十文

一天明の米穀直段

(吉岡家記録)

天明三年五月頃迄根雨宿に小賣米壹石、七拾四五匁なりしが、追々上り八拾五匁又六月末迄板井原にて白米一石代九拾六文七月に入百文七月末より百拾文後には百貳拾文參壹石代三貫六匁八月に入四貫文粟一石代四貫五匁八月に入五貫文稗一石貳貫五百文なりき。

一天明三の米價

(田邊家文書)

天明三年の大凶年のため日野郡にて賣米なき故淀江より取入文銀百三十匁にて御拂ひになりたり。

一天明九の物價

(吉川家文書)

- 金壹兩代五拾六匁四分 南練相場同上 斗ノ誤カ
- 銀壹匁に付錢百文 米壹石に付代五拾七匁 巡見使參照
- 大豆同五拾六匁七分 小豆同六拾匁三分

大麥同貳拾六匁壹分

小麥同五拾五匁三分五厘

黑米一升代五拾五文

上白米同五拾九文

大豆同五拾七文

小麥同六拾壹文

諸白同八拾六文

並酒同六拾八文

醬油同百拾五文

酢同五拾文

上味噌百貳拾四文

中味噌同八拾文

下味噌同四拾文

草履壹足代四文

草鞋同代四文

馬踏同代四文

鹽壹升代貳拾四文

木賃宿一泊貳拾四文

木賃下同拾六文 各書半減

上旅籠一泊九拾文

下旅籠同七拾文各書半減

以上天明九年三月御巡見通ニ付調

一諸件御定直

(松尾家記録抄)

天保二年の記

- 藁三尺繩一ノ代 米五合
- 萱一ノ 同五合
- 菰一枚 同五合
- 大豆一升 同八合
- 小豆一升 同七合
- 蕎麥一升 同三合

竹九寸廻 銀二匁五分
 同八寸廻 同壹匁五分
 同七寸廻 同七分
 同六寸廻 同六分
 釘六寸百本 同三匁九分二厘
 同五寸百本 同二匁五分
 同四寸百本 同一匁九分
 同三寸百本 同二匁二分
 同大二寸 同五分二厘
 同小二寸 同四分二厘
 同一寸五分 同三分二厘
 同一寸 同二分二厘
 同戸はぎ 同二分九厘
 熊膽二十五増但正徳六年御定也壹匁代銀二十五匁
 熊皮壹掛分 銀三十二匁
 但シ壹掛分有之皮は六十四匁
 白密一升代 銀二十五匁
 皮百本 同貳匁五分
 芋百目 同壹匁
 上天工一人作料 同二匁八分

天保九年伯耆國日野郡御道筋諸事書上帳

(黒坂生田家文書)

相場

上木挽 同二匁七分
 上柚 同二匁七分
 屋根葺 同二匁六分
 石工 同二匁五分
 一金壹兩ニ付 錢メ六貫七百五拾五文
 一札壹匁ニ付 錢メ百拾壹文
 一米石ニ付 代札六拾九匁一分貳厘
 一黒米一升ニ付 代錢足七十七文
 一白米一升ニ付 同八十四文
 一中白米 同八十二文
 一わらし壹足 同九文
 一馬のくつ 同十一文
 一ぞうり 同九文
 一上旅籠 同百六十文 但書飯減シ
 一中同上 同百廿四文
 一木賃泊 同廿四文
 一木賃泊下ニシテ 同十六文

天保時代物價表

(黒坂郷土史料)

米一升 壹匁 (但天保七丙申年ハ大饑饉ニシテ貳匁ニ騰貴シタリ又最底下セシトキハ八分ニ落チタリ)
 酒一升 壹匁二分
 日雇賃 一人前 一匁 八分 七分 六分 (但シ右ハ勞力ノ程度ニヨリテ差異アリ)
 鹽 一斗俵 三匁——二匁五分
 借金利息 年一分
 宿料一泊 三匁三分 (以上は銀札ならん)
 上京往復旅費 約三十兩 (是ハ金なり)

天保十四年生れの清水與市實話

伊勢參宮といふことは一代中の大行事であつた何分日野郡から往復に三十日乃至三十二日を要したもので伊勢音頭を誦つて草蛙がけて歩いたものだ旅費は二兩から五兩位持つて出るのが普通であつた
 其の頃の宿料は高いので二匁五分安いので一匁八分參宮宿といふものが至るところ連絡をつけて競争で宿引をしたものだ
 參宮を終つてから歸る時には京大阪の邊で緞子などの幟を買ひ一行の氏名を記入して氏神へ寄進した
 八兩位の買物をするサカムカエと商店では大に優待した出發歸宅の際は親族故舊近隣集つて錢別をなし酒迎といつて祝物を携へて歓迎する茲に一代一度の大祝宴が開かれるのであつた
 發着の時必ず氏神に詣で、道中の安全を祈り無事歸宅の際は謝意を陳べて報告祭を行つたものだ
 此の頃各藩で藩札を發行して居つたこれを銀札ともいつた鳥取藩では幕末には十匁、五匁、一匁、三分、二分、一分の六種を發行して居たが後五十匁札といふのも出來た
 旅行でもする時には藩が代る度に兩替をやらねばならなかつたので容易ならぬ困難があつた
 例へて見ると因幡札壹匁は壹匁として通用したが松江札に引替へる時には因幡札壹匁五分出して松江札一匁を手に入れるのだ新見札壹匁は因幡札八分で兩替したそれで俗に少し低能な人を備中とか八分とかいつた

此の頃の物價の一般をいつて見ると一人役の日雇賃上が一匁三分下が八分、米壹石の相場が銀で七十二匁金で一兩といふのが普通であつたが明治二年巳年凶年の時には米壹石が金拾兩以上に暴騰した

職人賃は公課の場合は藩の定めにより、他の場合は職人組合太子講にて協議決定せるが如し

大山領職人賃

吉川文書

上々大工(五十五歳以上)	一人	百六十文
上大工(五十六歳より六十四歳迄)	一人	百四十文
中大工	一人	百二十文
上木挽	一人	百五十文
中木挽	一人	百三十文
下木挽	一人	百十文
屋根屋木挽と同斷		
上石屋	一人	百八十文
下石屋	一人	百六十文
日雇	一人	四十文

太子講

郡内各地の大工木挽佐官粉師石屋鍛冶屋等の諸職人が聖徳太子を祭りて賃錢を協定し、其他共濟の目的を以て集合する日なり、當日は必ず懇親會を開くを常とす。

聖德太子は上古に於ける文化の中心的大人物にして、佛教に意を委ねさせられ、工藝美術を奨励し給ひ度量衡の制度を定めさせらるゝ等、其功績擧げて數ふべからず、職人がこれを祭る所以のもの蓋し偶然にあらざるなり。

傳へ曰ふ太子の時飛彈工稻積墨繩主あり、其弟子松光、竹田番匠といふ、番匠は飛彈大和等の諸國より勤番せる大工の稱にして、大工、小工、番長の別ありしといふ。

第九節 貨幣

本邦貨幣の史に見ゆしは和銅開珍を以て最古となす、奈良平安の頃屢々鑄錢の舉ありしは別表一覽表に示すが如し。村上天皇天德二年乾元大寶の世に出でたるより以後暫く其跡を絶ち、鎌倉時代に入りては砂金南鐐錢等世に行はれたるよし見わたれども更に鑄錢の事なく、支那錢殊に宋錢多く世に通用し、現に字替り錢と稱して好事家の愛玩保存せるもの少からず。明治四拾叁年十月本郡山上村大字茶屋字宮の塔三千九百二十番地元大戸神社境外山の峰に於て、高橋健藏古屋萬太郎の兩人椶植付けの際圖すも素燒の甕を發掘し、其中を検せしに夥多の支那錢あり、後幾分減じたるものに付坪倉調査員の調査せる結果に依れば、六十壹種二百三文ありて、しかも明清錢を混せざりし由記せり、今其六十一種に付きて檢すれば同年號と雖字體の眞行草八分篆隸等によりて別れたるもあり、また其安南錢を混するものありて偏に支那錢とのみ斷じがたし

郡内某氏の所持せる地替錢標本解説によつて見るに、唐、宋、元、明、清、安南、朝鮮のものあり

開元通寶（一名開通元寶）は唐錢にして、洪武通寶永樂通寶は明錢、康熙通寶乾隆通寶光緒通寶は清錢、天聖元寶（宋錢にも此の名あり）嗣德通寶太平通寶は安南錢、朝鮮通寶は朝鮮なり

宋錢中安南錢を混するは當時安南と宋との交通を證するものならむか

該發掘錢貨中唐、明、清の錢を混ぜざるは實に興味ある問題にして或は鎌倉時代頃の埋没か考ふべし。

後醍醐天皇の朝乾坤通寶錢を鑄幣發行の由見わたれども、室町時代に入りては更に鑄錢の舉なく、明錢盛に行はれ洪武錢永樂錢宣德錢等廣く民間に普及流通し、中にも永樂錢は遂に此時代の正貨として行はれ、永高永勘定の稱起るに至る、永高とは永樂錢を以て田地の高を數ふるをいひ、永勘定とは永樂錢を以て取引の勘定を爲すをいふ。

桃山時代に入りて天正十五年天正通寶の銀銅錢を鑄、天正十六年大判金小判金丁銀の鑄造あり。兩、分、朱の制起る。文祿元年更に文祿通寶の銀銅錢出で、慶長四年一分判金鑄造せられ、金銀銅貨三種貨幣の並用時代に入る。

江戸時代に及びても桃山時代と大差なく、三行並用の状態には異同なしと雖、幣制は愈々整頓し銀座常是座等の造幣官署を現出し、從來の大判金小判金一分判金の制度に改正を加へ、慶長六年には金法馬を鑄更に藩札の制度を起したれば、各藩何れも藩札を發行し正貨の維持に力めたり、元和三年金見役を置き、寛永十三年金座を置き、金貨の鑄造監督を命じ、銅錢としては寛永通寶出で其流通は明治に及べり。寛文八年に造られたる文字錢俗に文錢といへる寛永通寶は、家康が豊臣氏の富を盡して造らしめたる法廣寺大佛を熔かして造れるものにして、一般民衆其良質なるを以て殊に重んじたりとい

ふ、元文三年銅座を大阪に置き、安永九年更に錢座眞鍮座を大阪に置きたり。幕府の財政五代將軍綱吉に至りて大に紊亂を生じ、所謂元字金銀と稱する大判金小判金分判丁銀豆板銀の改鑄ありて惡質現出す、爲に其價值低落し物價奔騰世上大に困窮に陥るに至る。此時代磨造の貨幣多く正貨よりも其價の貴きものありしといへり。

今銀に付いて見るに初め銀八銅二なりしものが銀六銅四となり、銀四銅六となり、遂には銀二銅八に至り、銀貨にして銅色を帯ぶるに至りしといふ。

正徳享保に至り金銀の改鑄行はれて、其信用を恢復するに至れりといふ。其後安政萬延にも改鑄行はりたり。改鑄に際しては古金銀の引替ありて不便を感じたることは、左の文書に依りて一般を知るべし。

銅 觸

(大河原 吉川政太郎藏)

從 公儀御觸書寫貳通相廻し候間此段末々迄不洩可申達者也

申十月五日

本坊 御 役 所

三 大 庄 屋 中

村 々 庄 屋 中

此度世上通用のため吹立被 仰付候
壹朱判之義七月二日方通用可致候先達而相觸候通小判貳朱判壹朱判等取交無指別取引爲致候條通用相滯間鋪候
一壹朱判通用之爲江戸京大阪其外在々々而是迄吹直金銀引替御用勤居候者共へ申付引替方爲取計候間壹朱判有之者へ右引替御用勤居候者共之内へ申付古金又者吹直金貳分判貳朱判等ヲ以勝手次第ニ引替遠國先々迄も通用方差支無之様取計可申事
一壹朱判兩替ニ付切實之儀貳分判壹朱判貳朱判同様御心得取遣可申事
右之趣可被相觸候

申六月 日

古金銀引替之義國々之内ニ者最寄引替所迄も道法相觸候場所も有之又者遠國方懸々金銀座ニ持越し引替候者も有之候處右休遠路之處一度ニ金銀高多差出候而ハ道中道送り之入用も相掛候ニ付をのつから金銀高見計幾度ニも差出候様可被成候古金銀通用之義先達而相觸候通り來西ノ二月迄ニ而停止之事ニ候得ハ向後古金銀指出候者や住所方金銀座并ニ其最寄引替所ニ道法五里餘り相觸金銀高一度ニ金者五百目銀者拾貫目以上差出候者ニ者里數一里往返分金百兩ニ付銀五分宛銀壹貫目ニ付銀三分宛之割合ヲ以里數金銀高ニ應し諸入用被下候筈に候間御料ハ御代官私領者領主地頭ニ而右諸入用相觸候者取調江戸金座銀座申立候様可致若常人又者其身寄ヲ以直ニ金銀座ニ申立度申候ハ、其通り爲致候而も不苦候間いづれにも厚世話いたし古金銀所持之者早々爲引替候様可致候
右之趣可仕相觸候

閏八月 日

御 觸 書

(大河原 吉川 家 藏)

銀 座

彌 殼 町 三井組 爲替御用被扱所

駿 河 町 十人組 爲替御用被扱所

本 兩 替 町 家屋吉次郎

上 橋 町 竹原屋文右衛門

室 町 三 丁 目 播磨屋龍右衛門

金 吹 町 升屋源四郎

堀 留 町 一 町 目 殿村屋佐五郎

太 傳 馬 町 一 丁 目 田 所 町 井筒屋善治郎

此度吹直被仰付貳朱之義來廿一日より追々引替可遣候尤有來貳朱判之義ハ追而及沙汰候迄ハ新貳朱判取受請取方渡方兩替共ニ無滯

可致通用上納之義ハ可爲同前事

一引替貳朱之義ハ燒貳朱判并極印相分兼候分共差出次第引替可遣候條來廿一日方銀座ヲ始名前之者共方へ差出し引替可申事

一武家其外町人へ相對ニ而申付右名前之者共方へ差出し爲引替候義も動手次第候事

一引替可差出二朱判員數相知候事貯置不申段々引替可申若貯置不引替者相知候ハ、吟味之上殿鋪可申付候事

右之趣可被相觸候

申三月 日

一金銀吹直ニ付古金銀通用之義來西ノ二月迄ハ唯今之通り新金銀一様ニ可致通用其以後古金銀通用停止たるへく古金銀所持之者ハ

無油斷早々引替可申尤御料ハ御代官私領ハ領主地頭より申付遠國並渡海等ニ而引替不都合之場所者其御代官領主地頭ニ而彌致世

話名前引替所爲差出候様可致候

右之趣可被相觸候

申三月

御 觸 書

此度世上通用之爲壹朱之歩判金新規吹立被 仰付候間右寄判十六ヲ以金一兩之積リニ候尤銀錢共兩替小判貳歩判壹歩判貳朱判同様

之割合ニ相心得取受無滯可致通用候

右之趣國々へも可觸者也

申五月

公儀御觸書貳通拜見早々順達可有之候以上

七月拾七日

本坊 御 役 所

三 大 庄 屋 中

村 々 庄 屋 中

追而寺社御家人等不洩様相達可申但留村より早々御役所ニ可差出者也

古金銀引替の一例としては左の記事あり

寶曆五年十二月古銀引替役人平野治右衛門と申者米子に被參候、古銀類米子へ持參の上引替候様に大

庄屋處より御觸被成候

慶 長 銀	一貫目	代り	文銀一貫五百目
古 銀	同	同	同 一貫五百目
灰 吹 銀	同	同	同 一貫四百目
銀 道 具 類	同	同	同 一貫四百目
元 錄 銀	同	同	同 八百九十六匁
寶 永 銀	同	同	同 七百目
永 字 銀	同	同	同 五百六十目
三 ツ 寶 銀	同	同	同 四百四十八匁
四 ツ 寶 銀	同	同	同 二百八十目

明和九年十月貳朱銀の御觸有 吹拔候上銀兩錄と唱へ候貳朱之歩判被仰付候この歩判八つを以て金壹兩之積リ文銀并錢共時々相場之通用可致候様ニ被仰出候尤も金と同様に通用の爲被仰付候由 公儀より九月被仰出候十月十日鳥取より御觸の趣十月七日參る

國中制札之事

(出 所 不 明)

寛永十二年二月三日藩主池田光仲公ハ國中ノ制札ヲ定メラレタリ其條文左ノ如シ

一諸國在々所々ニ於テ新錢鑄候事堅ク停止ナリ若シ相隠シ鑄出ス輩アラハ申出スヘシ假令同類タリト雖トモ其科ヲユルシ御褒美被下ヘシ自然脇ヨリ訴人於在之ハ本人ハ申不及五人組同罪ニ行フヘシ并ニ其所ノ者迄モ可爲曲事モノ也

新錢ノ儀何レノ所ニテモ御免ナクシテ一切不可鑄出若シ違犯ノ輩有之ハ可爲罪科事付タリ惡錢似セ錢古錢此外撰ムヘカラサル事
一似セ金銀一切停止タルヘシ自然持來ルニ於テハ兩替屋ニテ打潰シ其主ヘ可返之并ニハツシノ金銀ハ金座銀座ヘ遣シ相改事付タリ
似セ物ス可カラサル事

一寛永ノ新錢金子一兩ニ四貫文勿論一步ニハ一貫文御領私領共ニ年貢收納等ニモ御定メノ員數タルヘキ事
右ノ條々可相守此旨若シ違犯ノ族於在之ハ可被所嚴科モノ也仍テ下知如件

天和二年五月 奉行ノ下知

藩札に就ては、各藩其趣を異にして紙質印刷一様ならず、預り證引替切手様の疎簡のものも少からざるに鳥取藩の札は、全國にても美しきもの、部類に屬す。

普通銀札と稱したり、明治維新の當時には錢札、銀札、金札の名見わたり。

鳥取藩にて發行せる銀札は、左の七種に別れたり。

五十目札 拾匁札 五匁札 一匁札 三分札 二分札 一分札

藩札は所謂兌換券なり、一定の期限を以て通用したるが如く、二十五箇年一期とせる例も見わたり、左の日記によりて一般を知るべし。

寶曆四年十月 銀札通用被仰付候

同 五年十二月古銀引替役人平野治右衛門と申者米子に被參候而古銀類米子へ持參の上引替候様に大庄屋處より御觸被成候

慶長	銀	一貫目	代り	文銀一貫五百目
古	銀	同	同	同 一貫五百目
灰吹	銀	同	同	同 一貫四百目
銀道具類	同	同	同	同 一貫四百目

元 銀 同 同 八百九十六匁

寶 永 銀 同 同 七百目

永 字 銀 同 同 五百六十目

三 寶 銀 同 同 四百四十八匁

四 寶 銀 同 同 二百八十目

寶曆九年八月に至り銀札の通用年限相きれ願出候へ共聞届無之爲に諸國に銀札さわぎありたれども因伯には別條なかりし由
明和五年四月江戸表より御觸眞鍮四文錢御吹出し通用仰付けられ候 (六月拾六日御觸參る)

明和九年十月貳朱銀の御觸有 吹拔候上銀南鐸と唱へ候貳朱之歩判被仰付候この歩判八つを以て金壹兩之積り文銀并錢共時々相場

通を用可致候様ニ被仰出候尤も金と同様に通用之爲被仰付候由 公儀より九月被仰出候十月十日鳥取より御觸の趣十一月七日參る

安永三年三月朔日より御銀札通用八十文ニ被仰付候二月二十九日鳥取御書寫御廻文三月二日參る銀札通用安永六年十一月十五日より九拾文被仰出候

安永九年三月 銀札通用之儀被仰出候趣左に寫す

銀札通用當年限りニ有之候得共又々來る丑年より貳拾五箇年之内其儘通用被仰付候に付此度改判被仰付候尤先達而被仰出候通正
金銀錢銀に遣ひ候義停止に候此旨末々迄可被申付候以上

但銀札引換之義ハ追而可相達候

三月 (三月十六日鳥取御書寫し同二十一日參る)

安永九年十一月八日より銀札通用百文に被仰付候

天明二年三月銀札古札之分三月中新札ニ引替候處被仰付候萬一取殘し候者ハ四月十日迄御銀札場へ差出可申候十日過候後、古札捨
り被付候 云々

藩札引換期限に及べる時は、或は通用延期をなし又は新札に引換へたるが如し。延期の場合は必ず改

印をなし、改印なきものを無効とせり、左の記事によりてこれを證せん

因伯銀札の延期

(吉岡家記録)

銀札通用當年限りに有之候得共又々來丑年より二十五箇年之内其儘通用被仰付候ニ付此度改判被仰付候尤先達而仰出候通り正金銀錢限りに遣ひ候儀停止し此旨末々迄可被申付候以上

但銀札引換之儀は追而可相違候

三月 (安永九年)

因伯銀札改印

安永七年因伯銀札改印施行せられ明年正月元日より改印のなき札は通用せられず

銀札を正金に引換ふる場合は、札座に銀札を持參して正銀に引換へたり。若し引換差支の場合は、銀札に相場を附して通用せること左の如し

銀札の御引換

寶曆十三年九月八日因伯通用の銀札壹貫目を札座に持參すれば正銀九百八拾六目に御引換ありしが盆後は通用差支に付銀札壹貫目を正銀壹貫目に御引換下さる由尤銀札に改印を爲し下さる只今は鳥取藩に御引替差支に付其内は金銀錢打込に通用する様に尙銀札に相對相場を立取遣りするも苦しからざる旨黒坂にて仰渡されたり

(吉岡家記録)

藩札を行ふに際しては、正金銀の通用を停止し、正金銀の所有者は札引替場に持參して札に引替へしめたり。日野郡にて札引替場は黒坂二部下石見の三箇所に限られたるよし、左の文書に依りて知らる

享保十六年九月

出所不明

覺

一 此度因伯御兩國銀札通用被 仰付候然る處 御上之御利益少しも有之候而被 仰附候儀ニテハ無之畢竟御家中在町共年々及困窮

候付世上金銀通用之潤とも可相成やと思食被 仰附候儀ニ有之候間向後正金銀通用相止め札にて可致通用候尤終年ニ至りてハ前

月被 仰出候て御兩國殘札無之様正金銀引替可被遣事附り右銀札場長役中村主税同所御目附眞田平四郎角田七太夫爲假役被 仰

付候事

一 銀札通用之儀因州ハ當十月朔日より可致通用候札引替之儀ハ來る二十日より被 仰付候間勝手次第御役所へ罷出引替可申事

一 伯州ハ十月十一日より可致通用候引替之儀ハ十月朔日より被 仰付候尤伯州表引替場米子倉吉赤崎日野郡にて黒坂二部下石見六

ヶ所被仰附置候間來る朔日より引替可申事

附正金銀錢共通用堅停止被仰附候銀壹分九厘迄ハ錢ニテ可致通用候貳分より上ハ札ニテ可致通用候若内々ニテ正金銀錢遣候歟

又ハ下々ニテ内々札引替候もの於有之ハ嚴科可被 仰付事

一 札引替之儀正銀壹貫目致持參候ハ札壹貫拾匁御渡し被遣候札壹貫目致持參候ハ正銀九百八拾匁御渡し可被遣事

附正銀致持參候ハ拾匁以上ハ包銀ニテ可致持參候拾匁より下は可爲勝手次第尤金ニテ札引替候節ハ其節之金相場を以何拾何

匁として引替可被遣事

一 金子を以銀錢致兩替候節札場へ致持參候ハ其節之相場を以引替可被遣候尤銀を以て金錢ニ替錢を以て金銀ニ替候も右ニ準じ候

事

附右金銀錢兩替之儀下にて若内々引替候もの於有之ハ可爲嚴科事

一 損札有之節ハ壹匁以下ハ小札壹枚鳥目貳錢宛差出候ハ引替可被遣候尤拾匁札壹枚四錢五拾匁札壹枚六錢宛附候て差出候ハ引

替可被遣事

一 只今迄御役所ニテの借銀又ハ下にて相對之借用ハ正銀ニテ約束之通返辨可申候尤此後借用之儀は正金銀勝手次第之事

一 三郡地拂御年貢銀を始諸運上諸口錢一切札ニテ可致上納事

一 御家中在町へ御渡し被遣品々是又一切札ニテ御渡し可被遣事

一似せ札いたし候もの有之候ハ、死罪可被 仰付候尤致似せ札候もの、訴人有之バ爲御褒美白銀拾枚可被遺候万一隠置後日相知れ候ハ、致似せ札候者と同罪可被 仰付候將又他國より似せ札致持參候もの有之バ早速奉行所へ潜々可致注進候若不存分ニて隠置以後相知候ハバ急度曲事可被 仰付候以上

九月

新札發行の場合藩より告示通達の一例として、左に掲ぐる文書によりて其一班を類推すべきか

今般御支配地爲融通五拾目札御製造ニ相成候間下々無差支來る二十五日より通用候様被 仰付候事

十月

右之通相達候間末々迄心得違無之様可申付事

會計司

十月

右之通被 仰出候間左様御心得村々は不洩様御觸可成候以上

政廳

十一月七日

吉居茂平治様

野坂彌一右衛門

右之通被 仰出候間左様御心得人別共へ申開可有之候且御觸書村々着井送出し候時付書込順達可有之候以上

十一月九日

吉居茂平治

飛田惣左衛門殿

根雨清右衛門殿

榎市長右衛門殿

同平兵衛殿

板井原元右衛門殿

同榮重殿

舟場元藏殿

高尾彌左衛門殿

下安井衛右衛門殿

洲ヶ崎常右衛門殿

註 年代未詳

明治維新に當り、幣制大改革藩札を新貨幣引替に際し、價格比較表なる法令によりて換算したり。左に其文書を掲げん。

(宇田家文書)

舊藩製造新貨幣價格比較表

算則

第一則

錢札は銅錢と九六とを區別届相場

九六錢拾貳貫五百文以下なるは辛未十二月二十二日在來銅貨新貨幣との比較法に従ひ都て九六錢百文新貨八厘相當の割合を以て之を定む但し拾貳貫五百文より以上なればその儘之を用ひて新貨の相當を算出す

第二則

銀札ハ各地辛未七月十四日の銀錢相場ニ照合し其錢ノ額員算出第一則ノ算則ヲ以テ新貨ノ相當ヲ定ム

第三則

金札ハ辛未七月十四日ノ相場ヲ以テ直ニ新貨相當ノ價位ヲ定ム

第四則

新貨ニ毛ノ品類ナシ故ニ厘位ヲ限リテ五拾六入トス若シ札一枚ノ額員一厘未滿ナルハ二枚或ハ幾枚ヲ併セテ之ヲ厘位ニ滿テルヲ極度トナシ新貨トノ相當ヲ定ム厘未滿ノ取捨ハ前文ノ算則ニ從フ

元鳥取藩管内通用

銀札一枚

新貨價

銀札一枚

新貨價

五十目

四拾一錢七厘

三分

貳厘

拾 八錢三厘 二分 貳厘
 五 四錢二厘 一分 以二枚換之貳厘
 一 八厘

註 此所にいふ九六錢なるものは銀錢を通用するに九十六文を以て百文とせし事は維新前數國を除き一般に行はれしことにて之を九六錢と云ふ又は省錢省百とも云ふ起原には數説あるも寛永錢を鑄造せし時百文を賣出すに四文を鑄費として省き九十六文を渡せしより其儘例となりしとの説事實に近きが如し

届相場 金壹兩ニ付銀百目 銅錢拾貫文

官 紙幣 右新貨比較之定價ヲ以テ追テ御引換迄之間通用之土地ヲ限新貨及楮幣取交聊無差支通用すべし
 印 契信 公の上納に相用ひ候様御布令之通り相心得へきもの也

古老の實話として左に一二の例をあげ取引上の有様を示さん。

(天保生れの老人の話)

一貨 幣
 金 貳 朱
 銀 壹 朱 壹 分
 銅 壹 貫 一文錢千箇
 (金貳朱ハ銅七貫五百目ニ當リ壹朱銀ハ四十文貳朱銀ハ八百文ニ當ル)
 一取 引
 十 匁ニ朱ト十五文ニ百文

金一兩ニ七十五匁ニ七百五十文ニ現今七十五錢
 金二朱ニ八十五文
 銀一朱ニ四十文 一匁ニ十分
 銀一分ニ十六匁ニ百六十文
 銅一貫ニ百匁ニ千文ニ現今ノ一圓
 七貫五百匁云々ハ金相場ノトキニイフ價格

(弘化生れの老人の話)

十二三才の頃(安政五六年頃)お觸あり。
 一兩 百目 二歩金 五十目 一歩金 二十五匁 二朱金 十二匁五分 一朱銀 六匁二分五厘

時代	天皇	年	號	金	錢	銀	錢	銅	錢	其他	紙幣	造幣官署
上古	持統											鑄錢司 (官)
奈良	元明											同 上 (官署)
	同 上					和銅開珍		和銅開珍				催鑄錢司
	淳仁		天平寶字四年			開基勝寶		萬年通寶				
	稱徳		天平神護元年					神功開寶				
平安	桓武		延暦十五年					隆平永寶				
	嵯峨		弘仁七年									
	同 上		弘仁九年					富壽神寶				

鑄錢司を廢し更に又之を置く
 鑄錢司を廢し採銅司を置く
 鑄錢司を置く

仁孝	天保六年	五兩判金	當百錢
同上	天保八年	一朱銀	天保錢
孝明	嘉永六年		
同上	安政		
同上	萬延		
同上	文久二年		
同上	文久三年		
同上	文久三年		文久永寶

小判、一分判金、
銀豆板銀改正
南條上銀ヲ以テ一
朱銀ヲ鑄ル
改 鑄
改 鑄
江戶長崎ニ銅座出
張所

萬延元年四月

(青砥家文書)

起請文之事

- 一 御銀札場御趣法御改被 仰出候其旨急度可相守事
- 一 銀札見改之儀可致嚴密事
- 一 諸事勤方依怙最負無之様明白相勤可申事
- 一 都而御役所向之儀親子兄弟たり共他言致し申間敷事
- 右之條々於相背辱 上梵天帝釋四天皇惣而日本六拾餘州大小神祇別而氏神可蒙御罰者也依而誓詞血判如件

寅五月御改

第十節 物資融通

一米銀貸借 藩政時代に於ける米銀貸借の状況を述べんに、其の當時農村は重税の課役其他諸負擔に

苦しむの餘り、愈々疲弊の極に達して農民の債務は大に嵩みて、堅實なる自作農は所有地を擔保として遂にこれが廻收するの機なく、爲に倒産者續出せるが如し。

藩は之れが救済策として安政二年四月年賦返済條目を發し、利率を制限して月壹歩と定め、長期に至るものは左の條項に照して返済せしめんとせり。

- イ 十二ヶ年以前のもの 無利息にて元金のみ返すこと
- ロ 十一ヶ年以來七ヶ年のもの 元金より多く利子を拂へるものは無利息二十ヶ年賦
- ハ 六ヶ年以前迄のもの 元金より多く利子を拂へるものは無利息十五年賦

三分米の負擔牛銀の借用は前述せるが如く、農家經濟に影響する所鮮少にあらざるに、生活費の起債も亦己むを得ざる消極的手段たりしなり。

其の當時の貸借も現時の如く抵當物件(其頃引當物といひたり)を提供(質入)せり、他日債務終了と同時に其土地を恢復せんとする時は返據なる契約を結びたり。加ふるに返済不可能の場合と見越して證人の連署をなさしめ、之を加判と言ひたり。以て連帶債務者と見做し、無限の責任を持たしむるを通例としたり。

左に安政二年の御條目を擧げ参考に資せん。

安政二年卯四月 日

(菅澤小澤磯九郎藏)

海兩國へ被仰出候 賦御條目

相對貸借之儀去年御家中并寺社方へ被 仰出候得共在中之者米銀共御家中并諸奉公人寺社等ヨリ相對貸借ハ不相成御法ニ付唯今

迄被 仰出無之處無據要項向ハ取次ヲ以貸借致シ候儀可有之ニ付御家中在町共一様ニ不相成テハ差支候趣モ相聞ヘ殊ニ近年在中難
 澁相増追々々々衰微ノ姿ニモ相成候間近來御勝手方向不被爲成其中格別ノ御取計ヲ以テ三米半銀共利米御下ケ被遺候程之儀ニ付
 在中相對貸借ノ儀モ同様左之通被 仰出候間何レモ御上ノ御様子奉恐察貸方ハ御國恩ノ爲ニ兼テノ儀定ニ不拘利徳ヲ離レ救困窮候
 心底ニテ取續無差支様致シ遣シ可申借方ノモノハ恩借ノ儀ニ付成丈ケ信義ヲ守リ嚴重ニ致差別候様急度相心得可申候右等被 仰出
 候上ハ貸方借方共實意ヲ以和順ニ取引可致候若シ心得違不埒ノ取計致シ候ハ御取糺ノ上急度其品可被仰付事

一相對貸借利足ノ儀先達て從

公儀被 仰出候趣モ有之ニ付全銀米錢共此以後月ニ一步ノ加利足貸借致シ可申事但シ表向ハ一步ノ利足ニ致シ内實ハ高利ノ取引
 致シ候者共於有之者貸方借方共急度其品可被 仰付事

一十二ヶ年以前ノ借用ハ無利元返シニ致シ借用証文引宛物等夫々借主ヘ差返シ可遺事

但借用以來聊ノ利足モ不差入打捨ニ致居申分ハ右元銀計リ少年賦ニ濟口致シ可申尤モ二十ヶ年以前ノ借用ハ假令聊ノ利足モ不差
 入打捨ニ致シ居申候共無利元延ニ致シ借用証文引宛物等夫々借主ヘ差返シ可遺事

一拾一ヶ年以來七ヶ年迄ニ相成候借用元高ヨリ多分ニ利足拂込居申分ハ當暮ヨリ利留メ廿年賦ニ濟口致シ可遺事

但シ利足拂込ミ元高ヨリ少ナキ分ハ元高ヲ倍ニ致シ拂込ミ利足ヲ引殘ヲ廿年賦ニ致シ可遺事

一六ヶ年以前迄ニ相成借用元高ヨリ多分ニ利息拂込居申分ハ元高ヲ當暮ヨリ利留メ十五年賦ニシテ濟口致シ可遺事

但シ利息拂込ミ元高ヨリ少キ分ハ元高ヲ倍ニシテ拂込ミ利息ヲ引キ殘ヲ十五年賦ニシ可遺事

一右年限之儀ハ當時書替居申借用証文ノ年月日ニ不拘最初借入候節ノ年限ニテ致差別勿論前條ニモ有之通兼テハ如何様ノ議約証文
 入置候トモ其等ニ不拘年賦ニ相成候分ハ早速年賦証文ニ相改メ入替可申事

一田畑永代賣券狀引取返據遺シ米銀貸付置右田畑ノ地利米受取候議定ノ分ハ年賦ニハ不相成事

但シ永代賣券狀引取返據遺シ候分ニテモ是迄地利米取引ノ議定ニ無之貸米銀ノ利足受取候ハ右賣券狀前條ニ有之引當物ニ候ヘ

ハ年限ニ隨ヒ年賦ニ致シ可遺事

一此度廿年賦十五年賦ニ濟口致シ遣シ候分ハ以後一賦タリトモ及遲滞ニ候節ハ引當物貸方ヘ引取可申事

一一昨丑年以來ノ借用ハ年賦ニハ不相成候尤當二月迄ハ下地ノ議定ノ利足ニ致シ三月ヨリ一步利足ニ直シ可致差別事

一下地貸方勸辨ヲ以年賦ニ致シ遣シ置候分ハ其儘無遲滞年賦拂込シ可申事

但シ利付年賦ノ分ハ此度利丈ケ貸方致用捨無利年賦立直シ可遺候并二十ヶ年以前ノ年賦ハ元延ハシニ致シ借用証文引宛物等夫々
 借主ニ差返シ可遺事

一他國金銀貸借之儀不相成素ヨリ地所山林等引當他國借財致シ候義ハ猶以不相成御法之處間ニハ心得違之者有之剩借用期月致等閑
 候ヨリ事起貸方ハ大阪御奉行所ニ度々及出訴御危介ニ相成候段不埒ノ事ニ候夫々御取糺ノ上急度其品被仰付品モ有之候ヘ共畢竟
 貧窮ニ差逼候故之儀ト是迄ノ儀格別ノ御見切ヲ以被成御免候此以後及出訴ニ候向ニ有之候ヘハ當人ハ素ヨリ判懸ノ者迄モ御取糺
 ノ上品ニ依リ夫々御追放被 仰付候間此旨相心得一統友吟味致シ縮合相立可申段末々迄不洩様懇ニ可被申渡候

但シ是迄取組居申分ハ當七月迄ニ濟口致ベク候万一月八月ニ至リ候てモ濟方不致及出訴歟又ハ當三月以來致新借相滞及出訴候歟又
 ハ品物買懸致シ代銀相滞或ハ賣物ノ先銀取致延引及出訴候分是亦本文同様御答被 仰付候事

安政二年卯四月 日

金銀貸借に關しては多くは相對借にて容易に返濟せず、爲に債權者は債務者を被告として訴訟を提起
 し、其煩累甚しく、天保十五年相對濟（調停法）を命じて訴訟せしめざることを獎勵せり。

これと同時に寛政九年金銀出入に關する御觸の精神を尊重し債務者が棄捐（寛政年間債權消滅法を出して債務
 者と）を豫期して辨償を怠ることを制したり。

故意に債權者に對して不道徳なる態度に出づる場合は、處分すべき旨を達せり左に文書を舉げん。

(生山 段塚家文書)

金銀貸借に関する通牒

近年以來諸向追々及困窮可爲難儀ニ付只々御世話も有之候得共累年借財多輩容易ニ勝手向取直出來兼候哉ニ付此度爲御救厚き思召を以公儀諸御貸付御仕方替り之上藏宿貸出し銀年賦濟方被 仰出候處世上金銀出入も元來相對貸借候上取上裁許ニも不及事ニ候間只今迄之分此節を限り裁許不申ニ付自今貸出し候分者前々之通取上可及裁許候勿論賢懸り諸職人作料手間貸等ニ至迄同斷之事

但唯今迄取上裁許日限等申付置候分も向後濟方奉行所にて取扱致間數候

一金銀利足之儀去寅年相觸候通彌相心得世上融通方第一ニ心懸諸國共無差支實意ニ貸借可致右利足之外品々名目を付多分雜費取候儀決て致間數候事

一金銀貸借之儀年古き儀ニても相互ニ實意を以て對談致候得者容易ニ出訴裁許請候ニも不及右者双方不實より多者猥ニ及出訴候儀

と相觸候此度相對濟被 仰出候上者諸事寛政九年巳年金銀出入儀ニ付相違候通厚相守實意盡し取引可致候奉行所へ出訴不相成を

見込棄捐可致杯と心得又々怨を以事を切ニ出入ニ及び或ハ利徳ニ而已拘り出訴之類ハ何れも不埒ニ付吟味之上急度可申付事

一以來濟方可申付分申渡之金高不足致程度不束候ハ、糺し之上急度可及沙汰事

右之趣在町共可相觸候

天保十五年辰四月

御郡奉行 財原甚右衛門

御吟味役 二宮源藏

二自作農の保護

自作農を此の頃自百姓といひたり、當時農業獎勵の一策として所有地の賣買を禁じ永代賣を制禁したり、然れども貸借上の關係より己むを得ず土地を質入れして、遂には返済不能の爲質流(抵當物を債權者に與ふる事)となりて、永代賣同様の狀況となることを恐れて、大にこれを禁制したり。

金利質年貢小作年貢等の利率を法定として一割五歩を更に一割に減じたるよし見たり。

前述の絶人追放關所等田地は其節相應の價を以つて拂下げたり。

公儀御條目

惣て百姓質田地年季明以後金子濟方相滞候儀訴出候得ハ唯今金高ニヨリ五六十日之日限申附候て一度に日限ニ不相濟候ハ流地ニ申付日延不申候是ハ江戸町方ニテ質入屋敷之取扱之格ニ準シ日延不爲致候然共地方之儀ハ如形申付候得ハ分限宜者ハ質流之田地大分取集又候連々町人等之手ニ入候様ニ成候田地永代賣却制禁ニて候處自百姓離し候事ハ永代賣同前之儀ニ候條自今ハ質田地一切流切ニ不成候様ニ唯今迄質ニ入置候分又ハ當然訴出出入ニ相成候分共ニ質年貢明候よし手形仕直サセ小作年貢ニテモ前方極置候分ハ壹割半之利積リ之外ハ金主損失ニ致シ唯今迄質地之小作年貢滞有之ハ壹割半之利金積リ以元金之内へ加入其後無利濟崩之積リ就ては金高壹割半宛ニ年々返済候定ニ手形申付元金切次第ニ幾年過候ても地主へ相返し候様ニ可致候未年季懸リ有之分共ニ訴出候者是又向後右之通利分壹割半之積リ手形仕直サセ可申候

一質地之裁判之格法前條之通此度相改候ニ付五ヶ年以前西年以來限り訴出候分唯今裁判ヲ以流地ニ成り候分ニても當然元金不殘差出田地取戻し度ト願出候者ニハ請戻サセ可申候但流地持候モノ方ニテ田地配分致置又ハ年季賣質地等ニも致置候分ハ其儘ニ致シ請戻サセ申間數候流地取候者手前ニ田地有之分計リ右之通請戻ササ候様可申付候事

一自分ハ質田地ヲ以金子借り候事其所之田地直段ニ貳割引之積ヲ以手形名主庄屋組頭等加判可仕候質地主ノ直ニ小作ニ致サセ候トイヘドモ向後ハ小作之年貢壹割半之利積ヲ以小作入上相究是ヨリ高割ニ不可致候壹割半より利安ニ貸し借り致候儀ハ可相對事

右之趣堅可相守候若違背之輩有之候得ハ可爲曲事者也

享保六年丑十二月 日

質田地御條目

此度從公儀被 仰出候質田地之儀ニ付御書出し之通末々小百姓迄相守違背仕間數候依之質地取捌之儀左之通被 仰出候事

一唯今迄買入之田地利合之儀ニ付願出候者ハ三割銀ハ壹割半之利ニ當年ヨリ証文相改可申候尤利安成ハ不及改証文庄屋年寄組頭判形可仕事

一此以後右之利米利銀御年貢ト一緒ニ取立貸主ヘ庄屋ヨリ可相渡事

一幾年過候ても元利相濟候ハ、地主ヘ田地返し可遣候若利不相濟候ハ、其節可相斷候裁許可被 仰付事

一本物借返據有之分ハ幾年過候共元銀濟次第返し可遣候若し取置之者絶人ニ及候ハ、地主ヘ相達し元銀出サセ返し可遣候其節地主元銀得遣し不申候ハ關所物ニ入外ニ永代可遣事

一向後買入之田畑ハ御書出之通其村ニ唯今迄之直段ニ貳割月下ケ相究可申候利米ハ右之通積ヲ以相究メ庄屋年寄組頭判形可仕事

一及絶人ニ御追放ニテ關所之田畑ハ其村百姓之内又ハ質ニ取置候モノヘ其節相應之直段ニ永代ニ可被遣事

一向後田地永代賣堅仕間敷事

一六ヶ年以前西年以來流候田畑元銀ニテ請戻シ度ト願候得ハ遂吟味流地取り候モノニ今所持致候分ハ返し候様ニ可被 仰 候事

寅ノ五月

下借御條目 (下借は内借の意)

一他國者ト米銀借取一切御取上ケ不罷成候間如約束之無相違相對返濟可申事

附リ鐵山師ヨリ借受候米銀ハ小鐵代或ハ日雇駄賃等之内借り同意之儀其上御拂銀差支候節ハ鐵山所共請合取替遣し候事ニ候ニ就彌唯今迄之通無滯町疇ニ皆濟可申候山師共も唯今迄之通持之品見込候て銀子取替遣し御拂差支無之様ニ可仕候事

一衣類質物之儀唯今迄右爲御定之通日限延候ハ、借主勝手次第質物作舞可申事

一舊冬又ハ當春御勘定前無利當分借り米銀ハ恩借之儀ニ候間當春御取立之類相濟候ハ、利年中米ハ三割銀ハ壹割半之積高元利勝手次第返濟可仕事

一田畑受作地利米彌無滯約束之通り可相濟候去冬得拂不申改申置此度帳面ニ書出し候分ハ御法之通利足ヘ當寅ノ暮ヨリ牛ノ暮迄五年賦ニ返濟可仕事

一講之米銀是又申合通り御年貢相濟候得ハ無滯可差出候去暮當寅之分滯斷申置帳面ニ書出し候分ハ利足ヲ加ヘ當暮ヨリ五年賦ニ返濟可仕事

一相對借り質物無之分ハ御年貢相濟候上ニテ質物借り返濟ノ順ニ勝手次第相濟可申事

一田畑本物借り返據有之分ハ幾年過候共元銀濟次第返し可遣事

一舊冬種時麥農道具質入又ハ賣切ニ致候共借主ヘ不相渡當春元利返濟候ハ、返し可遣ト約束致し置候儀ハ御法之通利足ヲ加ヘ當暮ヨリ五年賦ニ返濟可仕事

一去丑之暮御年貢不足ニ付新借田畑質物ニ入レ庄屋年寄判形有之分ハ此度從公儀被 仰出候通り之趣ニ準シ年々返濟可申事

一去ル子年迄之借銀借米ハ一切當寅之暮ヨリ無利拾年賦ニ皆濟可申事右ハ近年相續年柄不宜末々小百姓及困窮ニ下借リ大分有之農業難續趣ニ付持高之拾石以下ノ小百姓共手前借米借銀御吟味之上返濟之筋被 仰出候尤徳人共難儀可仕候共末々爲御救此度被

仰出候間小百姓共難有奉存候無油斷農業精出皆濟可仕候然ル上ハ地利米并年貢返濟ノ分御年貢ト同事ニ取立貸主ヘ庄屋ヨリ可相渡候若し不足候ハ、御吟味ノ上其品被 仰付候少しニテモ横道違背仕候ハ、急度曲事ニ可 仰付者也

寅五月 日

寛文四年十一月朔日

一商賣人之在々百姓ヘ借銀借米利息ノ儀御國替ノ砌ヨリ如被定今以テ銀子ハ二割米ハ三割メルヘシ井ニ米ヲ銀ニ直シ月借等此以後一切停止之此旨於相背ハ取候者モ出候者モ双方可被所嚴科モノ也

三金融機關

藩政時代に於ける融通機關としては、個人の金銀貸業は勿論銀札に付いて札小座あり、

明治初年に至り日野郡融通座なるものを生じたり。此他頼母子講あり年賦償還の一種にして救貧法の一なり、元促利足等の別あり、現在に及ぶ、荒神講の如きものも其一なり。

万延元年四月

日野郡大宮村

孫 左 衛 門

右者札小座相動居申候處追々年罷寄其上病身ニ相成候ニ付悴江御振替之儀相願候處拾三年も相勤候者ニ付願之通悴長右衛門江札小座御振替被 仰付候

但し敷札御渡し不被成事

明治五申年正月二十七日

近藤 單 八 郎

庶務課中日野郡融通座江出仕申付候事

壬 申

鳥 取 縣

正月二十七日

大坂の荒神講 金澤村大字大坂村の荒神講ハ寛文三年より現今まで二百四十余年繼續施行せる帳簿を保存す毎年二月二十八日當屋八人にて米貳斗許を集め諸般を處理し帳簿を共ニ翌年の當屋に引繼く例なり本講に於て村民の親睦祭神の外種々有益の談話を爲し自然益する點尠からざるなり

藩政時代に於て民衆の投機心を利用し富籤なるもの起り經濟界を攪亂せるあり。(風俗部參照)

第十一節 土地賣買

土地賣買に關する史料にして蒐集せるもの甚だ少し、從てこれが全班を窺ふこと難し、今二三の賣渡證文に依りて當時の狀況を述べんとす
藩當局に於ては自作農保護の目的を以て、土地の質入質流永代賣渡等を制禁したることは前述の如し然るに秘密中に土地賣買は行はれたり
土地賣買は即ち所有權の移轉にして、其の制度今日の如く嚴密ならず、庄屋の保管に屬する地續帳及名寄帳に貼紙をなし、年月日と賣買當事者の氏名を擧げて登記を終了したり
この手續を終らば、賣渡證文に賣主加判人組頭年寄庄屋連署して買主に渡し、代銀を受取りたり
明治維新後登記事務は一時戸長役場これを掌り、後裁判所に移管せられたり
今左に賣渡證文(賣券狀といふ)の例を擧げん

(矢戸村 田中儀太郎所藏)

永代賣渡申名土奥切島之事

一切島四畝廿四歩

村尾村の内也

高九升六合

代銀四拾五匁也

右之銀子髓に請取已九月御拂銀に御公儀様江指上ケ申候所實正に御座候右之切島山名土奥麻ヶ谷より奥私とも持來之分無拔目永代に賣切申上者木壹本にても蘆壹抱にても此山より伐申間敷候然上は以來如何様之新儀御法度出來仕候共子々孫々に至迄少も聊申間

敷候若餘人より何角と申者有之候者加判人之者罷出埒明可申候爲後日賣券狀如件

元祿二年巳十一月廿八日

村尾村

本人 某 本人 某

同 某 同 某

同 某 同 某

証人村尾村 某 同 某

右同斷 某 右同斷 某

右同斷 某 右同斷 某

右同斷 某 右同斷 某

大森村 某 殿

年寄同村 太郎 右衛門

賣渡証文の一例

永代賣渡申田之事

日燒ヶ田同人名受八畝拾貳歩之内某江入残り屋敷也

一下田三畝廿六歩半 高四斗貳升七合

某名受 高四斗壹升貳合

一下田三畝廿貳歩半

同所登立某名受之畝廿七歩之内壹畝六歩某へ入残り

一下田貳畝七歩半 高貳斗四升八合

奥田口某名受土代八斗 高四升八合

一下々田拾八歩

同所出畦某名請

一下々田三畝拾貳歩 高貳斗七升貳合

同所出畦

一下々田拾壹歩 高貳升八合

右同斷

一下々田九歩 高貳升四合

畝數ノ壹段四畝拾六歩半

高ノ壹石四斗五升九合

右之田此度貴殿江永代賣渡し申代銀五百目只今慥に請取御立銀に指上ヶ申所實正に御座候然る上は御公儀様より如何様新儀御新法被爲仰出候共此田屋敷之儀に付私儀不及申子孫に至る迄少茂申分無御座候若外様より何角と申者御座候は、此証文を以て埒明可被成候爲後日賣券狀依而如件

寬延三年午十二月 日

賣主 大内谷村 某

加判人 同 村 某

同 同 村 某

同 同 村 某

同	同	村	某
五人組頭	同	村	某
年寄	矢原村		某
庄屋	大内谷村		某

見田村

某殿

永代賣渡申内林之事

一私持來川子石山内林壹ヶ所土木共無抜目

東ハ鐵穴ノ谷尻砂はしり切り

境 南ハ鐵穴ノ谷中そね水流

西ハ久ノ谷塔より山境水流

北ハ仙右衛門山さかへ中そね水流下タハはげら

下もは次第水流

一此山に鐵穴一切流申間敷候万一外様より鐵穴口之儀ニ付何角申者御座候は、加判人より埒明可申事

右之山此度賣渡へ永代ニ賣渡代銀六百五拾目只今體ニ受取御立銀ニ差上申度實正ニ御座候然ル上ハ御公儀様より如何様之新儀御新法被爲仰出御座候共私儀は不及申子孫ニ至ル迄少茂申分無御座候若外様より何角と申者御座候ハ、此証交ヲ以て埒明可被成候爲後日賣券狀依如件

寬延元年辰十二月 日

賣主 矢原村

某

同	子	某
加判人	細屋村	某
年寄	矢原村	某
庄屋	大内谷村	某

見田村

某殿

明治五年二月田畑永代賣買の禁を解きたり、明治四年十二月始めて東京府管内に地券(當地方にては俗に券面といひたり)を發行して課稅徵收に便したりしが、茲に土地永代賣買を許可するに及び、地券の制度は全國に波及せり、明治七年十一月に至りて土地に官有民有の區別を設けたり、今左に地券の一例を掲げん。

明治八年改正

地券

伯耆國日野郡三部村四百六十七番字勘部屋敷

同國同郡同村

持主

某

一畑九畑拾九步

地價拾壹圓六錢三厘

此百分ノ三金六十五錢九厘 地租

明治十年ヨリ

此百分ノ二ヶ半貳拾七錢七厘

右検査之上授與之

明治十一年六月三日

第二章 經濟

同裏面

日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券ヲ有スヘシ
 日本帝國外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ權利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ
 日本人民ノ此券狀ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ベキ權利アル者ニ賣買讓渡實入書入スルコトヲ得ヘシ
 賣買讓渡實入書入等ヲナサントスルモノハ渾ア其規則ヲ遵守スベシ若シ其規則ニ因ラスシテ此券狀ヲ有スルトモ其權利ヲ得サルモノトス

所有權移轉の手續については、明治七年十月金百四號布告(明治八年六月二百六號布告に依りて修正)を以て地所賣買の節代金受取證文あるも、地券を申受けざれば買主に所有權無きものとし、明治十三年十一月第五十二號布告を以て明治八年第六號及第五百五十三號布告を廢し、更に土地賣買讓渡規則を定め、土地の賣買讓渡は其證文に戸長の奥書證印を受けて後、効力を生ずるものとせられたり
 明治十九年八月法律第一號を以て登記法公布の結果地券を使用し郡長登記の任に當れり、其の例左の如し

□□□□ヨリ□□□□エ賣渡登記法出願ニ付地券及□□□外拾九ヶ村戸長代理用係□□□□ノ証明書明治二十年三月二十二日付并明治二十年三月二十四日付賣渡證書ニ依リ登記

鳥取縣日野郡長代理鳥取縣日野郡書記

三輪要三郎

明治二十年三月二十四日

明治二十五年より區裁判所出張所裁判所書記の手に依りて登記せられ、此の頃より地券は廢せられたり。後明治三十二年法律第二十四號不動産登記法制定せらる。

第十二節 度量衡

藩政時代に於ける度量衡の制度に付き茲に詳述するの煩を避け、調査委員の手に依りて蒐集されたる史料甚少く、今其梗概を國史大辭典によりて抄録せん

一度 尺度の制を教ふるに曲尺の名の史に見わたるは古し、大寶令に大尺小尺の二種あり、大尺は田穀銀銅を度るに用ひ其他は小尺を使用せり、小尺の一尺二寸を大尺の一尺としたり、大尺は所謂高麗尺、小尺は唐の大尺即ち曲尺なり。後和銅の改正によりて令の小尺を大尺とし、其の六分の五尺を以て小尺となす。小尺は後に廢絶す

曲尺の一尺二寸を後世吳服尺といひ、一尺二寸五分を鯨尺の一尺となす、曲尺は和名抄にはマガリガネと見わたり、鐵を以て製しカネザシといへり。江戸時代に入りて曲尺に四種あり、享保尺、念佛尺、又四郎尺、折衷尺あり、折衷尺は享保尺と又四郎尺とを折衷せるものにて、又四郎尺より二厘長し、曲尺の背に刻する一尺は表面の一尺四寸一分四厘二毛餘に當り裏尺と稱す、これ表面の一尺を自乗してこれを倍し平方に開きて得る處なり。明治八年度衡取締條例によつて從來の折衷尺を採用して曲尺とし、裁縫に鯨尺を用ひ、其他は一切これを廢し以後二種を使用せり

二量 升後世は櫛と書せり、其の沿革の一斑を國史大辭典に依りて左に抄録し、郡内の史料と共に其一斑を示さん

大化以前已に升あり、大寶令の大升オノの一升四合四勺に當る。令に大升小升の二種あり、大升は小升の

三斗に當り、米穀を量るに用ひ、餘は小升を使用したり。延暦の頃より大小の制大に紊れ、延暦十七年湯藥を調する場合にのみ小升を用ひ、餘は大升に定められ、その後後三條天皇宣旨升を制定せられたり。豊臣秀吉始め。て京升の制を定む

- 一合樹 深一寸二分五厘 方二寸二分七厘
- 五合樹 深二寸一分六厘 方三寸八分八厘
- 一升樹 深二寸七步 方四寸九分
- 一斗樹 深五寸八分八厘 方一尺五寸

江戸時代に入りて江戸と京都に升座を設け、江戸は樽屋藤左衛門東國三十三ヶ國の升を掌らしめ、京都は福井作左衛門をこれに補し、西國三十五ヶ國の升を掌らしめたり。東國は江戸樹西國は京樹を用ひ寛分九年に至りて江戸樹の分量を京樹と同一にし、全國の升量を統一すといふ。樹に關する郡内採集の史料に依つて見る時は、京樹に弦懸樹ツルカケマスと木地樹キヂマスの二あり、樹改と稱する者巡回検査を行ひ、不正品の檢舉をなせりといふ

尙ほ樹に御藏樹、京盤小樹、納樹、町樹等の種別あり納樹、京樹、小樹(町樹)は町御用場にて製作云々と見わたり

樹についての資料

(出所不明)

安永七年九月樹之儀京都福井作左衛門焼印有之京樹を用ひ來候國々近來猥に相成候に付作左衛門方より樹改之者可相廻候間弦懸樹、木地樹共作左衛門方の京樹を用ひ候様相成八月從公儀被 仰出候五畿内山陽道南海道西海道因幡伯耆出雲石見隱岐壹岐對馬合三十五箇國

御藏樹 京盤—小樹

納樹	古キ分	五寸三分四厘	深二寸四分	六十七寸三一六
	新キ分	五寸三分四厘	深二寸五分	七十寸〇二二五
京樹	京盤トイフ弦懸樹又扶持掛樹トモイフ(註録ノ誤カ)			
	古キ分	五寸四分	深二寸五分	六十二寸五
	新キ分	四寸九分	深二寸七分	六十四寸八二七
小樹	町樹トモイフ	五寸四分	深二寸三分五厘	五十八寸七五

附言京樹一升を納樹ニシテ九合六勺差引四勺ノ差 右三箇トモ町御用場手ニテ製作諸方へ渡ス例

此外長久樹といへる樹あり(吉岡文書安永六年の條に此の名あり(後段参照))鐵砂を量るに小鐵樹といへるものあり、これは一駄(二十七貫)を量るものにて、段塚樹は三十貫備中樹は二十貫を量りたりといふ。小炭樹は鍛冶屋用の小炭を量るに使用したり。圓筒形の竹籠にて無底高さ二尺五寸直径二尺五寸に定めたり。長久樹、納樹は共に鳥取藩獨特のものにして、左に古老の實話を舉げて参考に資せん

(根雨廣江老人渡川上老人等直話)

長久樹

一長久樹は納樹より一升到付壹合五勺少く京樹より一升到付七勺五才少量也

大 量	中 量	小 量
納 樹	京 樹	長久樹

長久櫛を一名白(白米のこと)櫛といひ、即ち納櫛の黒米と長久櫛一升の白米と同價値と見る。
因幡藩は納櫛即ち大量のものにて收納し支拂には長久櫛即ち少量のものをを用ひたるを以て二櫛遣といふ綽名を得たりと。

三衡 權衡(秤)の變遷概要もしばらく國史大辭典の記事を抄録して擧げんとす

大寶令の制定に至り斤兩キリヨウに大小の兩種あり、大は銀銅等を量り餘は小を使用せしめたり
延暦年間に至りて大小の用法製作漸く紊れ、後に湯藥調合の場合に限りて小を用ひ、餘は大を使用し
たり延久年間宣旨秤を制定せられたりといへども其制明かならず、室町時代秤座ハカリザに類するものなかり
しといへり、古秤に「二條玉屋町御秤屋天下(ちく後)」と刻したる古秤ありといふ。京都二條玉屋
町神善四郎古く秤を管したるが如し。慶長年中に至り神善四郎家康より京秤屋の免許を命せらる。江
戸時代守隨神の二氏にて權衡を掌りたり。守隨は江戸神は京都に夫々秤座たつといふ。神氏の秤は關
西三十五ヶ國に普及し、其の種類は千木衡、小千木、四秤等文書に散見す、此外に白銀秤なるものあ
り銀の取引に使用したり

(大河原 吉川家藏)

定

一 明暦元年相改被 仰付候之趣

一 坂西三十五箇國

五畿内五箇國

山城、大和、河内、和泉、攝津

山陰道八箇國之内

五箇國 因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐

山陽道八箇國

播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門

南海道六箇國

紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐

西海道九箇國

筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向、大隅、薩摩

此外 壹岐、對馬

都合三十三箇國 壹岐、對馬相加之三十五箇國也

一 坂西三十五箇國之秤之儀善四郎一人ニ被爲 仰付候之趣古來茂御觸有之候其後再應御觸有之万治三子十月 被 仰出候御事

一 猥はかりを遣或は忍々に秤を拵へ或は秤直しと申所々徘徊仕又は似せ秤を用又は善四郎秤をも持主手前にて様々惡鋪仕棹糸等を

付直し候事堅御法度之事

一 折々町中善四郎方より見廻り之者罷出惡秤見届申上は其秤封印付其町役人方へ申届置奉言上候

一 諸秤古道具屋見世ニ而賣買仕候儀堅御法度之事

右條々見出開出においては惡秤其人共急度其處に願置申か又は早速召連可罷出候旨前々被 仰渡候近年猥り相成候に付猶又書顯
候者也

月 日

御秤改役所

四度量衡検査 櫛改めのことは前述せる所なるが、秤も又神氏自身若しくは改役を巡回せしめて不正
品の取締をなせり。前記文書に依りて見るに、其の當時秤直ハカリナボし(秤修繕師の意か)といへるもの諸國
を徘徊し、棹及糸を付け直したる不正品多く使用され、殊に古道具屋にて秤の販賣をなせるものあり
検査の必要は當時經濟界に於ける重大事たりしなり。今左に擧ぐる文書によりて検査の一斑を知るに
足らむ

(吉岡文書)

明和九年五日御秤屋神善四郎鳥取倉吉を経て同月八日米子に参り候覺

京都秤座神善四郎の巡回は明和九年にして前記の文書これを盡したり。尙次の文書に著はるゝ神氏は、文化十三年なれば或は襲名せる子息ならむか、とにも角にも貴重の文書なれば注目に値す。

一諸秤合 拾挺

内 皿 秤 五挺

小千木 五挺

右者此度就御政私支配之村家別與得吟味仕此外壹挺茂相洩候千木秤無御座候以上
文化十二年亥九月 日

貝原村庄屋

儀 右 衛 門

神善四郎殿

(註京都秤座に就職せる上司の人)

京都神座神善四郎の巡回は明和九年にして前記の文書これを盡したり。尙次の文書に著はる、神氏は、文化十三年なれば或は襲名せる子息ならむか、さにも角にも貴重の文書なれば注目に値す。

覺

一諸秤合

拾 挺

内 皿 秤

五 挺

小手木

五 挺

右者此度就御改私支配之村家別與寄吟味仕此外心挺茂相池候千本秤無御座候以上

文化十二年亥九月 日

具原村庄屋

神善四郎殿

(註京都神座に就職せる上司の人)

儀 右 衛 門

第三章 教 育

第三章 教育

第一節 總叙

我日野郡は土地僻在し、文化の流入すること、自ら遅緩なりしは數の免れざるところなり。従つて明治維新前に於ける文教は頗る幼稚なるものにして、僅かに、僧侶、神官、醫師の間に、文字を解するものあるに過ぎず。偶々生山段塚家黒坂緒形家等の豪家に交際し或は寄食せる儒者文人が、その餘芳をどよめたることありしが如しといへども、今は多く湮滅して尋ぬるに由なし。山田方谷先生が段塚家より韓非子を借りたる文書(山上坪倉彌太郎藏)緒形家藏蜀山人等の遺墨等は、當時の面影を語るもの也。二部宿足羽家は好學の人を出すこと少からず。夙くも天保十二年二部に郷校を置き、儒者岩崎藤中(廣瀬人)を聘し、爾來二十餘年文久年間溝口に郷校を建てられ、伊藤宜堂翁歸郡迄繼續せり。伊藤宜堂翁に贊を執れる足羽正三同元四郎同藤五郎同恒太郎同貞吉同純亭などあり。地方文教に貢献せし所頗る大なるものあり。伊藤先生晩年に藩に推舉せるも足羽家なりしなり。蓋し段塚緒形足羽三家は奥中口に鼎立して大山寺と四大中心をなし維新前に於ける本郡文藝の淵藪たりしが如し。宜堂翁が藩命により二部溝口兩驛に、郷校を建てしは、漸く文久二年の事に屬し、爾後明治七年、翁が歿するまで本郡の木鐸として稍々高程度の教育を受けんと欲する子弟を集めて薰陶せるは、舊時代文教の最後の光彩を添へたるものにして、又間接直接に、明治維新後教育の先驅者を作りし功績没すべからざるも

のあり。要之、維新前に於ける我郡の文教は、地勢上頗る低度のものにして、而もその普及の度甚だ狭く、各村文學を解するもの、稀なりしこと前述の如し。文學を學ぶものは所謂村の頭分といはるゝもの、子弟にして、殆んど、男子に限られ、就學する家塾を一般に寺小屋と稱し、生徒を寺子といひ、情義的に教授したるに過ぎず。今索め得たる材料によりて、各村別に、その概要を記さん。

第二節 各村に於ける維新前教育之概要

一、山上村

明和の頃備中松山藩士小谷建右衛門佐木谷村に來り住み文字を教ふ。山中流の能書家にして肉筆の手本今なほ存す。(坪倉鹿太郎藏) 安永の頃同村に來住せる松江藩士雲松庵登朴なる俳人あり。當時近隣風に化す。(文學部参照) 又これと前後して森脇家青戸又左衛門は先祖物語の著者にして筆蹟亦可なり(社會教育部参照) 同時代に御家流の能筆家醫師足羽順之衛門あり(矢原神社大額及財原善九郎藏手本) 明治維新前後にかけて神官内藤幡磨守同淡路正あり。佐木谷に坪倉小八あり算術の名人魚商高橋和太郎あり。達筆なる常柱寺和尚默旨あり。笠木村醫師池田涼庵は廣瀨山村塾に學び、後上京宮涼庭翁に従ひ頗る漢學に達し能筆の聞高く、四書五經をも教へたり。氏は内藤義彦と共に明治六年最初の小學校教員たり。

一、阿毘縁村

下阿毘縁解脱寺日言上人、神主内藤平馬守、木村九平、上阿毘縁高木文禮、木下源太左衛門、法

橋善作諸氏相ついで教授の任にあたり。

一、大宮村

大淵一馬、同愼吾、醫業の傍教育のことにあたる。因に明治五年、京都の儒者上田(元の姓を藤森と云ふ) 元毅翁來住し醫業に兼ねて儒學を教授す。會見地方、山上村等よりも來り學ぶものあり塾生十數名あり。地方の文化稍見るべきものあるは、こゝに始まる、塾趾は字板垣内エフキイテにあり。

(傳記参照)

一、多里村

遠き以前の有様は知るに由なし。明治維新前後にかけて醫師秋津收齊あり。長崎に學び、管に醫術に長せるのみならず、漢學の造詣淺からず、隸書に巧にして、詩歌にも堪能なりき。彫刻にも趣味を有し、俳名を濟世堂秋水と號し、性温厚篤實、曾て貧民施藥の故を以て苗字御免を蒙りしことあり。常に十人内外の寺子あり。算筆を教へ、中には四書まですゝみたるものありき。其他竹内只一郎、三澤西方寺住職、木山神主等二三名づゝの寺子をとりたりと云ふ。

一、宮内村霞村

天保の比宮内に樸文啓ユツリハなる醫師あり。書を善くせしを以て矢戸邊よりも通ひしものあり。寺子十餘名なりきと。ついで同地神主三好雅樂之助出雲より入婿、學力ありしを以て塾生の集り來るもの多かりき。同氏が數年にして同地を去るや、塾生は神宮寺伊藤教淵の許に赴き、明治五年學制頒布の頃に及べり。

其他三榮の神主山崎家、霞の神主相見家、生山徳雲寺住職遠藤師等ありしも、何れも寺子數名に過ぎざりきといふ。

一、福榮村

大字福榮には醫師増原良碩、同百平あり。大字福塚方面にては自照寺住職田邊神主、伊田家、専ら教育の任に當れり。

一、石見村

大字下石見方面は相見神官あり。殊に松尾神社神官相見蘆歌、永福寺孤山和尚は有名なり。大字上石見方面は弘化年間神主多田信濃守教授尤も努め、其他神戸上には珠福寺の傳妙及明哲、神主相見義美あり。神戸上より花口へかけては、松江の人綿織豊助が巡回して教授したることあり。氏は神戸上にては今の内田米太郎氏宅に在り。又文久三年十一月より元治元年四月迄は、上石見後藤光藏宅にて教授せることもありと。

一、黒坂村

黒坂宿に於る私塾及寺小屋は左の如し。

寺 小 屋	位 置	教 師	經 營 者
梅 林 屋 敷	梅 林 一 馬		同 人
泉 龍 寺	十 五 世 密 僧		同 人

正 法 寺	山 根 (不 詳)	同	同 人
陣 屋 趾	松 尾 託 之 助	同	同 人
松 尾 家	松 尾 恭 平	同	同 人
緒 形 屋 敷	宮 田 長 助	同	同 人
森 家	森 義 六	同	同 人
長 谷 部 家	長 谷 部 典 善		

私 塾	位 置	教 師	經 營 者
池 田 家	高 橋 驗 齊		同 人
緒 形 屋 敷	渡 邊 俊 郎		同 人

一、根雨町

上菅方面に於ける寺小屋は、主として神主宇田家これにあたり、宇田喜代美、同雄美これに當れり。文政中醫師畑山顯正備中より來り、始め近部漆原に居を占め、後根雨宿に出で、醫業の傍ら手習師匠をなせり。盛時には寺子四十人許りもありたりと、これ本町寺小屋の嚆矢ならんか。その頃又字濁谷に松本良順あり。醫を業とし、傍ら子弟を教養せり。金持及根雨の神主兩梅林亦文教に與る。天保年間に至り、備中の人山本器これに代り、醫業を營み、兼ねて算筆を教授し明治維新に及べり。其他出雲の人内田久藏、醫師山口某亦多小の寺子をとれたれども、何れも山本に及ば

す。現今中老以上の文字ある人は、多くは山本氏の門人なりと。

一、神奈川村

神主石原専ら教育のことにあたれり。

一、江尾村

佐王野塾 江尾宿中町にあり。醫師佐王野秋平及びその子秋眠の經營せる所にして、一時塾生五六十名に上れりといふ。

岡塾 同宿新町にあり。神主岡の經營せるところ。現今古老の記憶に存せるは、文政年間常陸介恒徳の頃よりにして、その息伊織修正これをつぎ、その息中務は伊藤宜堂翁に鹽冶に従學し、後溝口郷校の塾頭たりしが、歸郷後子弟を教ふるに及び、七十餘名の塾生ありて、隆盛を極めたりといふ。

東祥寺 現住より二代前並に三代前の住職に博學の僧あり。近郷より子弟の集まりしもの多かりしと。

徳岡の寺小屋 江尾村大字久連に眼科醫徳岡秀伯(文化十一年歿)其子秀閑あり。附近の子弟を集めて、教授し居れりといふ。大儒伊藤宜堂亦此門に出でたりと。

其他佐川方面にては、神主住田若狹、寺僧坂上全機及び前田房市等文教の事にあたれり。佐川の寺小屋は是等の人の經營せし所なり。

一、日光村

文久二三年の頃、下蚊屋の小椋光右衛門は自宅に於て私塾を開く。枋原の名家にして御家人格なりし中島家は、代々學者の輩出あり。維新前後にわたりて、中島壽一郎は、近郷の子弟を集めて教養頗る努む。因に氏の教育主義は忠君の至情を發揮するにありて、大山領廢止の際の如き、身を挺して、京師の間に奔走したりといふ。

一、旭村

大字古市の神主山根萬壽雄専ら教化の事にあたる。

一、溝口村

此地は大儒伊藤宜堂翁が、晩年郷校を建てし地なること前述の如し。宮原にては神主芦立家、溝口にては神主芦立家が寺小屋として教授の任に當れり。金屋谷地方にては羽田藤重、算筆の教授をなせりと。

一、二部村野上村

寺小屋を開きたる氏名左の如し。

野上村大字三部	生田健明	野上村大字三部	生田助次郎
野上村大字福吉	山根榮記	野上村大字船越	山脇民部之助
二部村大字二部	安江日向	二部村大字畑池	安江武夫
二部村大字福岡	杉原眞榮		

因に生徒數計七十餘名ありと。

一、八 郷 村

大字丸山に醫師森田あり。醫業の傍ら民間子弟の教養に任ず。維新前後にかけては森田元英といへる人師匠たり。同じく丸山に醫師遠藤あり。維新の頃権兵衛新二父子寺小屋を開けり。下部にては善福寺の神主船越これに當れりと。

第三節 寺小屋及塾に於ける教育法

前記根雨町の教化にあたる山本器の塾況につき、坪倉米山が親しく探聞して、詳しく記述したるものあり。當時の状況見るが如く、各地方大抵大同小異なるを以て、こゝに原文のまゝ、寫して参考に供することとせり。

一、教授法其他 寺子は總て本宿より通學せしも、中には近在より辨當持にて通ひしもあり。先づ朝起後直に行きて習字するを朝手習といひ、朝飯後又手習し、十時頃中手習といふをなし、正午前に晝手習あり。午後は晝からの手習を了り、又中手習あり。夕手習を了りとす。即ち一日中、午前四度午後三度の手習ありて、一度毎に草紙三冊宛を習ふものとす、讀み事は午前中手習の前後、午後手習の前後に爲す。故に教授時間は非常に長き事なりしなり。

一、休業日 盆正月は無論冬夏季の休業にして、其外五節句及天神祭、氏神祭、冬至等あり。舊正月二十五日は、天神講とて物品金錢等を持寄り、師家にて小宴等をなす。二月及六月兩二十五日には天神社内に籠り、寺子各自料理物を携へ、宮にて師を饗應するなり。此宮籠には、前以て大文字の別手本を練習し、之を紙幟に書して立つることとて、寺子の競ひて勉強せしものなりしとぞ、上町には三王社

邊に天満宮あり。中町には八幡社、下町には權現社なりし由、又七夕には大竹を求め、其以前より習ひたる七夕の歌を短冊にして、之を師家の前に立て、物持寄りて祝ひ樂めりといふ。冬至には師家より馳走をなしたりし由。

一、學課といふべきもの 先づ『いろは近道』『名頭』（編者曰人名を書きたるもの也）村名、國名（編者曰、村名は郡中全部にわたり今の小字、國名は日本全國國名地也）の順に手本を與へ、讀方は其手本の讀方也。其以上には男子には『商賣往來』『庭訓往來』『童子教實語教』等あり。一層進みたるものに孝經及四書等を授く。但庭訓往來の如きは重に父兄の望によりて教へたりし由。又女子には村名、國名等迄普通に課したる上は『若みどり』『播磨古蹟往來』『身持かゞみ』『女大學』等に至れりとぞ。

因に記す、當時寺小屋に於ける學科は讀、書、算の三科にして讀本、習字手本は師匠これを書寫して之れを與へたり、其の書風は何れも御家流にして其の筆法を慎めり。算は算盤を使用せしめ加減、乗除の簡易なるものを授け。此の頃算術の研究を好むものも、僅に塵劫記に通ずる程度のものなり。前述の如く、書物は盡く師匠の手に成れるものなれば、其の煩勞推して知るべきなり。隨つて師弟の情誼細やかにして、全く御師匠様と稱する俸給無し御世話役なれば父子の情にも似たり。

一、管理法 寺子中にて長年且成績により、顔ある家の子弟中にて大番（塾頭の如し）といふを設け、其次に小番ありて之に副し、次に草紙目付あり。手習中習ひ方の正否及草紙の整頓等を爲す。水目付（習字水の注意方）火目付（火鉢等に付）等あり。各目付役は、下級（但級別ありしにあらす）生の手を取

り(編者曰手を支へたすけて字を書かする練習)又大番は各役員及他生に讀方等の教授を手傳ひ所謂間接教授の有様なりし、又師匠直接に手を取ることもあり、大番及小番等は、皆直接に教を受く。尤山本氏の令室及令嬢は、時々管理且教授の任に當られしとぞ、師の病家に出でたる後は、大抵大番にて管理せり。右の目付役は獨り寺小屋中のみならず。歸宅の後にも其勢力を有し、即自家にて草紙を粗末にし、又は水泳ぎに行き、火を弄ぶ等は、夫々其目付之れを監察して師に訴へ、翌日之を罪す。又木目付ありて遊戯中の木上りを禁じ、甚しきは屁目付(註目付は吟味役)ありて手習中の放屁を嚴禁す。

一、罰の方法 右の如く上級者の勢力強きが故其制裁力甚しく、嚴に下級者を壓迫せし由。手習方の疎漏怠惰等には草紙の増課をなし、或は役員の前に低頭平身罰を謝せしめ、罪狀の尤甚しきものは、師に訴へて文庫を負はせ、又は火を點じたる瓦器を捧げて直立する如きを極度となす。

一、謝禮 普通寺小屋の例の如く、五節句の付け届け(編者曰贈物)盆節季に適宜の包み金等にして、大抵中以上の人にて、一節季に二分もすれば上也、炭及墨表替等は持寄りなりし由。故に其収入は其煩勞を償ふに足らざるべきも、此時節の學ある醫者は、甘じて之を引受けたるものにて、實に受教者の、恩を受くること多大なりき。

一、(其他)生徒の數は、大抵三四十人にて、女子は數名あること、又一人もなかりし時もありしと、就學は無論父兄の適宜にて、只兒童間に於て、寺小屋に通はぬものをば、擯斥談笑するの風ありて、幾分刺撃となれりとぞ。遊戯方など別に之なかりしも、天神講の日などには、寺子は多く角力して樂

みたるが如し。

以上坪倉氏が記述せるが如く、實用を旨とし、習字の外算術としては、八算(法一位の割算)見一(法二位以上の割算)までを機械的注入的に教へ、其他子供の年齢個性を顧慮することなく、運動遊技を罪惡視する傾向あり、此現象は明治十年代の終頃迄依然として繼續せり。なほ當時に於ける教科書を列記すれば。

習字 いろは數字、名頭、郡村名、國名

商賣往來

讀書作文、大和往來、天神教、實語教、童子教、記證文

熊谷送狀、經盛返狀、辨慶狀、腰越狀

風月往來、消息往來、諸職人往來

御成敗式目、庭訓往來

其他稍程度の高きものには四書五經の素績を教ふる所もありき。

編者曰其他中には島原矢文、曾我狀、「わかみどり」等を教ふところもありきと。

第四節 社會教育

一般教育既に前述の如くなるを以て、社會教育として施設せられたるものあるを見ざるは、略ぼ推定

することを得べし。されども、其間家庭教育上、進んで社會風教上に留意したる人無きにあらず、今日より考ふれば寧ろ不思議に思はるゝほど、其見識の凡ならざるに、敬仰の念禁する能はざるものあり蓋封建時代に於ては、民衆の思想暢達を妨げらるゝこと甚しく、爲めに唯受動的に蠢動するもの多く、積極的に、社會政策に對して、貢獻せんとする餘裕なかりしが如し。左に掲ぐる三氏の如きは、時代を超越せる點に於て、將又當時に於ける社會教育者として、尤も推重すべきなり。

先祖物語の著者

- 民家七福神利生傳著者 山上 青戸 又 左衛門
- 少年七福神利生傳著者 霞 段塚 六郎 左衛門
- 衛生上の文書宣傳に努めたる 二部 足 羽 良 齊
- 洗子防遏の宣傳をなせる 江尾 伊 藤 宣 堂

四氏の遺せる文書は、四氏教育思想の一般を窺ひ得ると同時に、當時の世態を反映せる材料として、頗る興味あるべきを以て、こゝに全部若くは抄録を掲ぐ。

先祖物語

著者子孫山上村 (青砥又三郎藏)

一諸神諸佛をたつとみ御公儀をおもんじ法度を守りけんやくにくらし仁心第一との先祖物語に候

歌に 慈悲は是神と佛の心なり

國の掟は猶まもるへし

一堪忍せよ／＼堪忍せば誼諱口論公事出入はなしそれゆゑに其身も安全にして家相續の基との先祖物語に候

歌に かんじんを忘れおかずばくろ鐵の

城に籠れる心地なるへし

一金銀を澤山に生れ付たるより心正直に生れ付たるが第一の寶なり金銀は一生の身のたすけのみ正直は千万世にもつきざる身の徳なりと先祖物語に候

歌に 正直の心たえざる其人は

神も佛も見すてたまはず

一萬事に付慈悲の心を用ふるは天理又は神佛の御意に叶ふなり我がため善事第一と先祖物語に候

歌に 人に慈悲して浮世を渡るなら

寶つみおくごとくなりけり

一仁心は富貴なる人のなす事とたゞ心得候へ共全く左様にてあらず如何に貧しき人たりとも心の中に人をいたはる是を則仁心と申様に先祖物語に候

一老人をば第一に敬ふべし親子他人のわかちなしとの先祖物語に候

歌に ひんなるも富貴なるものとしよりは

上みにたておきうやまふぞ道

一隣近所のつきあひは取り遣り事にても心得違の事にても理非善惡を辨へばんじ心安く致し候へとの先祖物語に候

歌に 第一に我が住む里の人ならば

理非を辨へさせむつまじくせよ

一とめる人は算用物讀は不及申其外上藝第一可有之由家繁昌との先祖物語に候

歌に 我が後を大事と無理におもふ身は

子にほだされてとんよくをする

諸事萬事うへはなきものわれよりも

人がしこ志とかねて思へよ

つひしやうをいふてちか寄る其人は

末はかならずくせものと知れ

そだて置く我が子の末を思ふなら

人に慈悲してとんよくをすな

悪しきともを好みあひする其人も

へだてずいはず心ゆるすな

一頭百姓の我は算物讀第一可有之其外之上藝無用に候農業心得候事第一との先祖物語に候

歌に それくの家業大事とする人は

行末ながく家や榮ん

一中百姓は少々の日記に算用等も用可有之其外は萬事無用に候唯一筋に農業を第一との先祖物語に候

歌に 親あたへおくにはよらず金銀を

持もたぬもくわこのやくそく

一小百姓の家は上段の事は都て無用に候但農業を第一との先祖物語に候

一無高の家は人々得手候職を第一に候其外上藝は用に候へ共無高家にては算筆又は上藝等にては生れ付次第に用可有之候品により

立身も可有之との先祖物語に候

歌に 能き事はほめてひやうばんいたすとも

わるきを言ふな人の身のうへ

折々は座きようになれどおどけをば

誠の人のなき事としれ

人をほめてせてかうまんさせおいて

手柄がましく笑ふあやまり

一榊取り上手に生れ付人は身の徳分との先祖物語に候

一京榊井御藏榊は御百姓家にて用ひ申儀此外數々榊有之候へ共商賣人之用申事に候百姓家にては無用との先祖物語に候

一當代無之候得共前々より拂榊となづけ古き榊有之家は心得違に候へば簡様の榊は御百姓家にはたしなみ置事は無用に候若取紛候

ても二々榊に紛れ間數様にと先祖物語に候

一我慾なる人心得違二た榊用ひ候得は其人背天理子孫に至ても不繁昌との先祖物語に候

一正直に生れ付たる人の秤り取の品は懸け目正直に請取相渡す節は世に通用有之候様に懸け渡人を則一秤遣ひ人と申なり簡様之家

は天理に叶家長久乃基ると相見え申様に先祖物語に候

歌に よき道にいり度思ふ身はかねて

慾をはなれて世を渡るべし

一慾のはなれるといふは人に物をいとほず潰る事にあらず尤潰るもはなれるなれども壹厘にても人のものに不付取るべき斗り取

候へば我慾はなき事に候然共人よりも自らに少しやはらぎの心持無之候ては心ならずよくも有てと 此所慾をはなれると申様に先

祖物語候一

佞人乃秤り取之品は強く請取強く相渡なり是少も身慾無之に付本理と心得おく銀に欠を立人乃物にて我が身をかざり申に付是は見

事に二た秤に紛數様に相見え申との先祖物語に候

歌に とん慾の心出なば行末に

我が身うしなふもとゐぞとしれ

一我慾之人の秤取の品は五厘強く請取又相渡節は五厘弱く懸け渡す間の壹分を目懸けたる人を則二た秤遣と申成左候へば天理にそ

むき子孫に至必家斷絶有之様に先祖物語に候

- 一 地境をせり又は人のかとくをのぞみ様々たりやう致す人は子孫において不宜様に先祖物語に候
- 一 錢のつきごし算用の品にて致身慾候得ば於子孫家をほろぼす種のことと先祖物語に候
- 一 取替銀當相渡り候節は相應之直段にして上銀等出し市代に買取可申候若又下直に請取候ては子孫に至て不宜種を求がことと先祖物語に候

歌に 悪しとは知りつゝ惡もするものぞ
己が心に心ゆるすな

- 一 氣遣なるわざはい出来候はゞ我が心のおさめかた道理をかんがへ免角道理に任て取作舞可致急々前後の辨まへもなくかゝるはづみに取作廻仕間敷と先祖物語に候
- 一 大身小身共にかんりやくの心得なりて宜敷なり乍去銀錢遣ふべき理に當り候時儀を欠きてかんりやく仕るは惡敷なり我が力相應の内貳割引下け候て諸作舞可致然る上は身上過たる幕方は彌々惡鋪此儀過候てもあしく不足にても惡敷過不足なき様に心を付申事肝要と先祖物語に候

- 一 我が儘は人にくまれ於身分不宜との先祖物語に候
 - 一 過言慮外は身をほろぼす種のごとくに相心得候様に先祖物語に候
- 歌に 世の人乃にくみ請るな柔和なる

- 一 壹錢づつにてもばくゑきを好む人は第一御國法にそむき親に不孝をなし不宜との先祖物語に候
- 歌に たしなめよばくゑきするなせつしやうに
うそつく事とぢまん我がまゝ

- 一 中百姓以下くはれいなる人は心得違に候能々かんにん第一と先祖物語に候
- 歌に 下々葉まで染てはちらぬ紅葉なし

よけいくはれいの事を好むな

- 一 たとへ家損し候て普請の思ひ付有之候共能々相應を見合せ普請するか第一之儀に候若又中百姓以下不相應に宜敷き宅は必無用との先祖物語に候

歌に 人はたゞ無きに任て世を渡れ
あれは百ほど尙たらぬもの

- 一 我が家は當時中百姓と心得申なり左候へば萬事其心持の取り作廻致し來り候然共子供に至て心得違も之有候てはと無覺東存候此以後にても中百姓にて宜敷と心得身分相應のすぎはいの外はなしと心得申事第一肝要頭百姓を望み又は商賣柄外何にても大きな事望申義堅無用左様に指出し候へば必我慾とんよくなる去るに仍て大きな身上望不致家相續之所第一其時の亭主が生れ付候果報あれば一度は身上立身も有之ものとは申候へ共其跡難續と傳聞依之如斯又是より手細く相成候事も氣毒身上宜敷相成候儀きらひにては無之候へ共能々成度望にても出候へばかく仕損候てはと大事に存何とぞ此中百姓かくにて子孫にも相續いたし候へかしと此先祖物語をも致記録置折々は見合候て作廻可然共存候必無心得違様に家相續之儀要用に候事
- 一 當所は場所惡鋪に付牛馬等余慶はごくむ事不勝手と相見え申に付其心持可然と申傳置候事
- 一 中百姓の家と心得牛馬盡夜無油斷抱者等迄に其由申渡是百姓之第一隨分大切に心付候様に其外けだもの類猿犬等なるものかひ候事無用と心得可申事
- 一 庭木乗馬等は中百姓以下には無用に候様に先祖物語に候
- 一 植木のぞみ乃亭主有之時は山林所を見合用木等も植置候へは子孫のためにも相成る又は當時其人の楽しみにもなり候由との先祖物語に候

- 一 持分地境口論の節は第一御公議をおもんじ又は先祖より代々の物語にたいし村方衆中の任見合少しは不能了簡にても其儀相濟申可候様にと先祖物語に候
- 一 若子孫に至て大勢之子供有之節はなかに上段乃生れ付と相見渡申人には家相續無用に候能々中百姓相應之人と見立末子なりと

もそうりやうとな、家相續可有之様に先祖物語に候

一遊藝其外學文の望有之人は必農業に無精に可相成由依之家相續無用との先祖物語に候

一亭主がまんに付親代々より第一の農業おろそかに心得不相應商賣望有之は却てかとはめつのそうなりと先祖物語に候

歌に 鵜の鳥が川のうを取るまねをして

からすは命からがらとときく

人もそれなり此歌にてわきまへ知るべし

一下人遣様は夫婦共に心を付遣ひ申儀第一なり亭主の作廻に仍て下人の心行不了簡にも可相成依て亭主より内儀に朝夕食事等にも心を付候様に申傳之事專一之儀に有之候様に先祖物語に候

歌に 我が子をもいたはり過ずにくまらずに

そだて下も部も同前とあれ

一中百姓以下の娘そだて様は少しのぬひ仕立もの布はた等は用ゐる其他は無用随分農業第一のよしとの先祖物語に候

歌に 女房はぬひ針せたいはきそうじ

人のあいきやう第一にせよ

一分限相應第一の儀も心得違子孫上段にそだて申事却て子孫ふためと相見え申様に先祖物語に候

歌に 娘ならば姑とおつとにしたがふて

だてをこのまらず身を捨もすな

姑シウトと女は世間行末思ふなら

そだてし子より嫁をいたはれ

きりやうにもまさり心のやさしきは

下たに錦を着たごとくなり

誠ある人は女のかたちより

心の内を戀ひしたふなり

身の耻ぞりこうぶりして影ごとに

嫁のあしきを人にかたるな

指出てものをいはざる事と知れ

おつといかなる咄するとも

おつとにしいひたき事のあるならば

人のなきまに物語りせよ

女房のおつと指置知りがほに

さくまひだても見苦しきもの

女房の夫にいけんけうくんは

機嫌能き時よそながらせよ

女房のたしなむべきはたち聞と

人ねたむ事りんきいさかひ

用捨なくおつとの留主になりし時

にぎはしくして人寄をすな

女房の半日斗りかみゆふて

きかねる醫者を待は氣のどく

女房は手柄がましく酒をのみ

ちからわざせぬものなりとしれ

口をきぬひはりしらぬ女房は

野良いぬ猫も同前となる

あなどらずまずしき人の言ふ理をも

能き是用ひて世を渡るべし

あきらめてういつらいめにあふとても

世の神々に恨なすなよ

さむからでうゑずばよしとあきらめよ

ほしき心のかぎりなければ

われかねてしたしき門の忠孝も

世の人あしく言なしてすな

右物語の品々は先祖親代々子供に物語に申聞置れ候事五十餘に相成候へ共人に勝れやはらかなる生れ付長命の所無覺束子供未だ幼年なるも有之何物語可申聞も不時至とかや無學の者に候へば古人の教人の指南其外万端能き事數々有之とは傳聞候へ共學問なきゆえ一ツとして能き事不知百姓の家に生れ耕作の事第一親よりの物語要用斗りにて此歳迄暮し申事我が志しは身上立身不願私慾不致様にして心掛第一に存又信心慈悲善根は得不致候へ共不勝手に暮す人の手前甚不便には存候へ共乍去情々懸る力もなしひん福は夫々の生れあひも有之と聞傳へ有徳にも御座候へば自然と能き事も知る又ひんにも生れ付候へば子供に手習學文も得不爲致生れながら能き事可知様はなし此物語假名書のよしいろは程見覺候得は讀め申事相應の作廻も可有之此物語必他家に申聞る程の事にはあらず我が子共又は類家逆も不能了簡者に達て聞する事にもあらず此物語は百姓上中下共相應を知らするためなり又耕作仕方も數多候へ有之事に候へ共是は子供に不及言聞年々手前乃以了簡色々工面は我人おろかはなきゆへ仕方定りなし年々乃花木にも寄るものにもば是一々に出し不及申如此親代々物語の記録書仍て如件

安永三年八月 日

青砥清三郎書

註安永四年八月廿五日行年五十六にて死亡

法名清運壽天居士

足羽家の勸善小箋

(日野郡野史)

二部宿醫師足羽泰順は墮胎及生れ兒を潰すは惡行の極みなる事を論し此惡行を防かん爲め多年種々苦心の末文政六年の秋勸善小箋と又惡事を犯す者は地獄に落ちて鬼の責苦を受てふ恐ろしき理想繪との版を整へ毎年數百枚を摺上げ村々の庄屋或は便宜の人其の外六十六部廻國者に迄托し遠近の人々に配布せらるゝ等代々怠らず施行せられ終に足羽醫家の家法の如くなれり此多年間に於ける効力は實に廣大のものなるべし其の配布せられし刷物の文を左に轉記す

勸善小箋

夫人に善惡あり善に死を救ふより大なるはなく惡は生を殺すより重きはなし故に佛の戒も殺生を第一とし神道儒道も罪なき人を殺すをおもき罪とすしかるに世に邪藥有りて或はこれを飲又はさまじくの事をなして流産する者多く又國により邊鄙にては子を間引と云ふ事ありて子を産むこと多ければ十月にたれる子をその間引の子を捨て育てざることありと云ふ異國本朝にしへより忠義によりて子を殺すことを聞けどもゆゑもなくして我子を殺すことを聞かず夫子の御詞に始備作者其後無乎とのたまへり備を作るとは人を葬る時木或はわら等にて人の形を作り棺の内に入るゝ事也後ならんかとは天の咎にてさやうのものは子孫つゞくまじとの事也これ人に象りたるものをしたかへ葬ることさへ甚だよろしからざることの玉へしなりなんぞ我子を捨てることの有るべきや其の子を捨てるゆへを傳へ聞くにあまた子を育ればとも貧苦にせまるといへりは大なる心得違ひなり鳥獸も子のかわゆきことを知りて生のまゝ子を育つれどもつひにうへ死するものを見ずまして人間に於てをや子を間引かざる國を見てしへし貧苦にせまるものはなしたとへ貧苦にせまればとて可愛き子をすつべきや畢竟子を育てるせわをのかれ己か身によきものを着て口にうまきを食はんが爲なり子を捨てうまきを食ふは是誠に子を殺して食ふに同じ子の可愛きことをしらずんば人にあらず鳥類は卵のうちより可愛き心甚だしくこれをぬくめし時人來れども恐れずさらずつひに人にとらるゝ事多し人として子の可愛き事しらずんば鳥にだもおとり果てたるあさましきところなり人生れば乳汁生じ蠶生るれば桑の葉出づこれ天道の生をたすけ養ひ玉へるところなり故に天地は

萬物の父母と云へり天道にそむくものは天罰を蒙り、其の行末あし書に惟天降災祥在徳と云へりこれ善を行へば吉祥を得惡を行へば凶災を得るとなりこの故に間引きのこりし子は或は病身或は死果て我も亦としよりて養ふべき子なく却つて貧苦にせまるもの多しとへ貧苦にせまらずともさまゝの災難あり此の時に至りて日夜神佛を祈りても其のたすけある事なし己が子を捨てし如く神佛もこの人を捨て玉ふなりそれ人これを思へ子ほどに力となるべきものはなし子をあまた持ちしものは年よりて貧苦にせまるものなく神佛の冥慮にかなひ子孫はんえいたのしみふかしのみならず子を捨つることなかれ世の諺にも佛千體をつくるとも一人の死を救ふにしかずと云へり。

文政六年癸未秋

伯州 足 羽 泰 順 識

夫れ墮胎洗子とは天下一統厳しき御法度なり唐土にても之を禁ずること諸書に見えたり又佛書にも之を戒しめ玉へり然れども今の世にこの罪を犯す者尠からず予之を憂ふること久し故に此の圖をあらはし現世にては神の罪を蒙りさきの世にては佛責をうくること此の如くなるを知らしむ視る人深く畏れいましめ親として子を殺すの畜生道におちいることなかれ。

編者曰 泰順ハ純亭(史傳)の父なり、父子ついで頒布せり。

伯州 二部里 盤山 識(泰順)

宣堂翁洗子のいましめ

大儒伊藤宣堂先生が洗子(墮胎)の弊を矯めんとして、文書宣傳をなし、ことは同翁傳記部にあり。明治時代に、東伯郡藤岡繼平が畢生の事業として墮胎の弊を矯正したるは、宣堂先生に負ふところありしといへば、其影響蓋少からざりしが如し。次に掲ぐる文書中にも亦この弊風について警告せるを見れば、當時に於ける社會状態を伺ふに足るものあり。左に掲ぐるものは伊藤翁が涙をもつて作りたる通俗文也。翁の作品中の珍也。

伊藤宣堂著序

(門人東伯人藤本重郎識)

余年少にして四方の志あり。二尊の目下を辭せんとするに、家慈背を撫して曰、汝勉旃よ。往昔良人遠境に征たまひ、慈翁堂上にいまし、一男二女環りて、四子胎孕に在り。一家の蠱幹一身に關係する所、豈小ならんや。俗習やむを得ざるものあり。噫思之莫不日懷之。汝逝かば是より誰を頼まん。倚門の情忘るゝなかれと。涙數行にして手を分つ。今を距こと五十餘年。此語を服膺して、余又思之莫不日懷。ことし乙丑春、害大なるを憂ひて聲を呑んで。

編者曰、惻々の情人を動かすもの、至情に出づるにあらずんば焉ぞいかでか切言こゝに至らんや人道上の功勞蓋大なりといふべし。この文は翁が晩年再度東伯に聘せられて、書を講じたる頃慨然として著作せしものなりと。

生育教諭便覽

一世に洗子といふ事あり。洗子とは、子をまびくといふことなり。夫婦室にありて、懷妊ある時に其家貧困なる者といへども、擧子を二三人は養育すれども、四五に至りては養育しかたきに苦しむうみ落すと、其儘母親の手づから捨て、又は穩婆に命じて、助け擧ざるをまびくといふなり。是誠に天地生成の理に逆ひ人倫乃道に違ひをむきて、大なる罪なり。然れども人の親たるものその愛情を不知してみたりに我子を殺害するものあらんや。かゝる不仁不慈の極に至るは、其始め極貧窮なるものありて、やむことを得ずして、まびき捨てたるべし。それより自然貧人のわざに習ひて、即極貧窮ならざるも、まびき捨る風俗となり來りしは、實に人の大倫を失ひ、言語にたへたるあさま

しく、又情なき事なり。如此の國には必ず人数少ふして、贅嫁婚姻縁合も思ふ様には調ひがたし一生涯夫婦の道を失ひ、鰥寡くらしにて身を終る有り。又は他國遠方の人と縁組して、不慮の離別をする人もあり。又奉公人も遠方他國よりかせぎ來るを雇ひ入て、過分の賃金を出し無益の費も少からず、誠にいたましく哀なることならずや。其根元を尋ねけるに、民百姓の貧困より始り御上の御制禁の御法度を守る事あたはず、終に天地の理に逆ひ、人倫乃道に違ふて天罰を蒙り生子の恨を受て其家必ず繁榮せざるは理乃當然なり。むかし本朝人皇十七代の帝王仁徳天皇と申奉るは、仁心深く萬民をあはれみ玉ひ、御即位の始め高臺に登りたまひて民家少く人民の困窮なる有さまを窺覽ましめて、貢税をはぶき貧民をすくひ玉ひしが、後に又高臺に登りて、民百姓乃富み榮へて、家々炊烟の多くなびきたるを御覽ましめて、大に歡びたまひ、民の富むは則ち朕の富むなりと詔玉ひて龍顏殊に麗しかりしとぞ。かゝりしかば今の世に傳へて其の聖徳を感賞せざるものなし。是れ全く當時の萬民、天皇の御徳を蒙り貢税をはぶきたまひて、下民富さかへ生子をまびく事なくして、人口多く生育して賑ひたる證據なるべし。然れば昔より、本朝のみならず唐土にても、生子をまびくといふことのためし數々あるなり。こゝに一二の故事を擧げて教しへ諭すの一助となさん。

一、周易漸乃九三曰。夫征て不復婦孕んで不育と、いふことあり。諸侯其國を治めたまふに、もし其政はげしくして、御年貢諸運上の、御取立多く、仁政なき時は、民百姓困窮に至り、貢税は重なり、相對の借財も利息積りて、其村に安居して糊口することあたはず、終には出奔欠落して一生涯故郷へ復り來る事ならざる様になるなり。それを夫征て不復といふなり。又夫婦ともぐに一軒の家を治んと欲して、艱難苦勞すれど、貧窮に苦しんで懷妊すれども其生子をそだて擧る事あたはず、まびき捨るゆへ、其國に人民とほしく、耕作を勤る人少く、郊野荒地多く食物は不自由なるゆへに、生子を養育しがたく、それを婦孕不育といふなり、是等の事は國家の政を執行ひたまひし人は、第一に土地の風俗と下々の人情を察し見て、仁政を施し子をまびき捨ることのなきよふにと、先聖の教をたれ置たまひしなり。是は數十年の前にも洗子といふ事の有りしといふ證據なり。一、後漢の代に、賈字は偉節といふ人あり歳少きより學問を好みて其名高く、慷慨の志あり。後に新息縣の令となる。

此地は民百姓貧窮にして、生子を養育することあたはずして、まびき捨る人多し。賈彪令となりしより、嚴重に禁制の御觸を出し生子をまびくものは、人を殺したるものと同罪なるべしとなり。時城乃南邨より、盜賊人を殺したりと告來れり。又同時に、城の北邨より母親生子を殺したりとつたへ出でたり。賈彪大に驚き直に出て其母親を搦めとらんとするに、縛吏どもは先に人を殺したる盜賊を捕へたまへともふしければ、彪怒つて曰盜賊乃人を害し殺す事は常にあることなり。母親の我子を殺すといふは、天地乃理に逆ひ人倫の道に違ふなり親の手にて子を殺す時は、子も亦親を殺すにいたるべし。是天下大亂の本なり。其罪重き事は盜賊に倍せり汝等深く考へずして、左様なる事を申出たるやと、下役人をしかり、急ぎ城北の村に行て、其母親をとらへ直に死罪におこなひ母子恩愛なき罪を正しければ、城南の盜賊是を聞て、かゝる明白なる御役人世に有りて、我々人を

殺たる罪何ぞのかるべけんやと云ふて、自分名乗出で其罪を受たり。夫より數年乃内に、國中民百姓生子を養育すること數千人、生長して、民人皆相共に悦び語り合けるは、此男子は賈父の御蔭にて生長したるものゆへに、賈子と名づけ、女子は賈女と名付、永く賈彪の善政によりて、土地の風俗變しかはり、洗子乃舊弊も改りとなり、實に賈彪の恩徳によりて、人民多く生育して、家國富榮へしは難有ことなり。これによつて見れば、子をまびく罪は人を殺したる罪より重しと云ふ證據なり今の世に下々乃人は土地風俗の習ひにて、人殺の罪は重くして、生子をまびく罪は輕きよふに思ふは、大なる間違なり。若今乃世にても賈彪の如き御役人ありて、此理を以て罪の輕重を正し、御法度嚴重なる時は、其功驗も世に顯はれ、一國人口、多く繁榮になるべし。

凡邦國に人民多き時は、銘々はげみ出精して耕作をせるゆへに、野に荒地なくして、所々に人家立ならび賑しきは何故なれば、村々家々に子をまびく事無くして、男子女子共に生育多く、舉子二三人より九十人に至り、何れも生育して國家繁榮して戸口多きは、當然乃道路なり。有時孔子衛の國へ適き給ふに、御弟子の冉有車の上にて、馬をつかふ僕者となりたり。孔子車の上にて、冉有に向て衛の國は人民多く、人家連つて賑しき事なりと、御はめなされたり。是は國に洗子の惡風俗なくして、人民生育の多き證據なり。冉有其意をさとりて、人民百姓の生育多くなれば、又此上に何事を加へてよろしくやと御問もふしたるなり。孔子御答に人民多く有りては其國衰微すべし、このうへは百姓を富せよとなり總て人民多きのみにては飲食衣服自ら乏しき故に之を求めて得ざるるときは凍飢の憂を免れがたしゆへに富之とは仰られしなり冉有思ふには、人民多くして富盛なるは、人

々苦辛の勤をきらひ、奢華美を好みて終には貧困に至るべし。是をいかにしてよからんと思ひ又問て曰、既に富たるうへは、何事を加へてよろしきやと問たるに、孔子御答に教之のたまひしなり抑人を教ゆるの道はさまざま品のかはりたるものにて一様ならず。上は天子諸侯卿大夫士より、下は百姓町人匹夫下賤に至るまで、教諭しの道なくしてはかなはぬなり。教とは何事を第一とするや、先人乃臣たるものは其君に忠をつくし、子たるものは其父母に孝を盡し、弟たる者は兄につかへ、妻は夫にしたがひ、朋友は互に信實を以交る事を教ゆるなり是を五倫といふ。人たるもの第一に行ふべき大切の道なり。昔し聖賢の君、人を教ゆる法を立たまひて、學問所を建て大學小學と名づけ、天子のおはします王城の地は勿論の事なり、諸國諸大名乃御城下に學館を建られ、夫より一郡一村所々に學問所を建て、是を郷校と名付け學問と德行と、正しき人を選びて師範となし、八歳より以上の小兒年少の者を集め孝悌忠信の道を教へたまへり。凡人たるもの、富み榮へ衣食飽き足り、忠孝仁義の道を不知ものは禽獸にひとしきといたしましたまひし也。孔子一たび衛國に入たまひ、人民の多きをほめたまひし時に冉有よく其意を推し極めて問尋しにより、民百姓の子をまびかずして、人口戸數多し、又國家乃富る事は、農業耕作する人乃多きゆへなり。既に富たるうへは教の道なくしてはかなはぬといふ道路をしらしめ、子孫を養ひ家を富し天下泰平の義を説き盡し玉ふ。誠に聖賢の言證は恩徳浩大にして、人々身にとり餘澤を蒙ることの難有を察し知るべし。

附 録

昔しさる大國に賢良の大夫あり。其國もまた洗子乃風俗ありて、人口戸數減少して增多ならざるを深く憂ひたまひて、生育方の御役人を立られ、懷妊五ヶ月よりは、其村々へ巡回ありて、名前を記帳し、臨月に至ればよく／＼こゝろを付、分娩乃時には、村役人醫師穩婆等も立合生子を擧て極貧窮乃ものへは養育乃御米を下され候事多少乃差あり。かゝる難有き御仁惠を施したまひ、若御法度をそむき墮胎流産等の事をなす者有らば嚴重に其罪を正すことなりしに、洗子の風尙止ざりければ、大夫また深慮ありて、有司を召て仰出され候事は、洗子止ざれば、一國の人口増益ならず田野ひらけず軍役歩卒の用に乏しかるべし。是國家乃盛衰に關係する所大切の事なり。等閑なりがたし、爰に一計あり、汝と是を議せんと思ふなり、凡國內の大邑中小の市町在村にて頭分舊家豪姓名字帶刀御扶持を頂戴し、又は新興の家たりとも、富豪舊家乃右に在て、時勢繁榮のもの必有べし其村々にて小前のものは平日ともに、立入の人あるべし。貧窮のもの懷妊ある時は、五ヶ月記帳乃後は、御役人より双方へ申渡し、兼て出入乃何兵衛の姓子は、何某の養に致すべし。何右衛門の生子は誰氏の生育たるべし。出産の節は引受の頭分より心を付、男女ともに生育の後は其人の配下に屬し永く助命の恩義を忘却せず。豪家もまた成長の後、其人乃才器によつて擧用する時は、往々一助とも相成べし。如此生育の道成就する時は、頭分の者へは其人に應しきつと御賞美有之べし。若頭分たるもの心得違いたし、貨財を吝嗇して、慈惠の道を失ひ、生育行とゞかざる時は、其罪科を正すべきなり、汝よく此意を下々へ諭し行ふへしと、命せられける。有司畏りて、直に出郷し、町村役

人は申に不及、小前の人別へも觸諭し御仁惠博く行れければ、遂に洗子の惡弊止て、年々人口多く戸數増益して、二十年の内に國風一變して繁榮せしとなり。是れ古老に聞傳へたる説話を記録して御政教乃一助ともなれかしと斯奉祈念大尾。

七福神利生傳

(日野郡野史)

民家少年 七福神利生傳全一冊文化元年甲子秋七月伯州生山村招福軒主人段塚六郎左衛門恭雄の著書にして民家少年必讀すべき書也同七年庚午春書林江戸須原屋茂兵衛大阪河内屋太助京都出雲寺文次郎同能勢儀兵衛同宗八以上五名の出版發行(河上入澤家藏)

民家少年七福神利生傳抄

民間に生るゝものは金銀を以て知行とも思ひ暮すことなれば福の神の加護なくては永く富榮んことなしがたく依之七福神のきらひ給ふ七ヶ條を禁ずること第一なり三つ子の心六十までと幼少よりのしならひごと誠に以て大切にすべし其利生によつて子孫繁昌し家職に餘慶あること低きに水の流るゝが如し在所共にては分て信仰すべきことなり

禁方七ヶ條目錄

- 一 普請井に道具好之事
- 一 淨瑠璃をならふ事
- 一 海山へ逍遙する事
- 一 俳諧を心懸る事
- 一 樹木を遊ぶ事
- 一 犬鶏を愛する事
- 一 氣に入る人を親む事

以上

註前記各項夫々詳細に理由を説き示しあり次に福屋貧助招福翁へ問事あり

一福の神の嫌ふ品も多かるべきに七ヶ條に限ることは手狭なることにてはなきや

一佛神を信仰すれば種々難有ことあり病もなをり克物どもをさづかりし杯といふ人もあれどわれらは左様のこと見當り申さず益もなきこととおもふはいかゞや

一悪事は爲ましきことなるに人殺盜賊または博奕等は大事事にてはあらざるや小事を擧て大事を示さるゝはいかゞ或は濱の帳合に志し又は酒宴色狂ひ遊所かよひ等賢きものゝしわざとも見へず

一水子(註墮胎のこと)を損ふ戒の物語道理とはおもひながら我等こと貧窮にして養育する力なく金を添へねば人にも遣れず殺ことは天理に逆ふ育つればわれらともに飢におよぶかゝる難儀はいかゞすべきや

右問ひに對し道理を能く説き諭し答を記せるものあるも茲には略す。

化元年甲子秋八月伯州生山段塚六郎左衛門恭雄著

松尾翁の遺書(家訓)

(日野郡野史)

根雨町松尾金兵衛翁の書遺されし覺書今先代遺訓として同家に所藏せらるゝを寫して爰に掲載す一々翫味すれば大に經世齊家上の心得となるべし。

覺

一惣而被仰出候趣緊相守候儀者素り兼而身分之慎第一之事

一御制法を背惡事致し其儀しれさると思ふ事心得違第一之事

一朝は早く起べし夜分長起無用之事

一豊凶に不拘年中朝は粥に定置候事

一年賀婚禮其外吉凶共料理向は勿論萬事分限を辨へ候事專要の事

一虚説空言を以當座品能計ひ置候儀皆無用之事

一都而堪忍第一物事早く見切を考へ候儀肝要之事

一老小不定之命數兼々の覺悟專一之事

右の外其身々々之考を以家名永續肝要に候事

萬延元年申五日

天保飢饉口解

作者が經世濟民の意氣を以て、特に口解の如き俗語に托して、鬱勃たる情邁をもらし、廢頽せる世相をそしり、天災を神罰に歸し、覺醒を促すところ眞に情到り意盡し、さながら東京大震災後に於ける我等に嚴戒するにあらずやとおもはるばかりなり。

天保四年六七年も、五穀みのりが次第に悪しく、殊に同年は大凶年で、稻が千把に米なら四五斗、麥も大豆も皆出來わろく、年貢足らねば着物は質よ。粟も小豆も種程持たせ、芋や大根で雪程凌ぎ、二月入から蓬やはうこ、木の芽草の根すくもにませて、喰へば體は皆瘠せこけて、生きた其身が青瓢箪よ、半死半生狂氣の如く、親は子を捨てて子は親を捨て、あかぬ夫婦の中をも別れ、其身々々が助かりたいと、もがき苦しむ哀れきよ。どうぞ喰はして給はれかしと、呼べと叫べどまた行く家も、我身大事と見向もやらず覺悟々々と呼はりながら、西も東も南も北も、道やちまたにかつれるばかり、ほんに前代未聞の飢饉、なほ諸國のきよんのことを今度つくづく考へ見れば、上下わかたず利慾に迷ひ、道を守らず者を極め、武士は武を捨て算盤枕、それを習ふて下役人も、下をしむたげ其身を奢る。そこで百姓町人なども、人氣變じて惡心おこす。昔飢饉の咄を聞くに、葛の根掘り蔬菜を摘で、露の命を